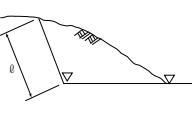
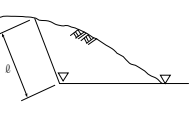
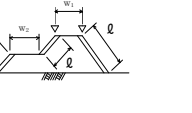
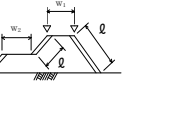
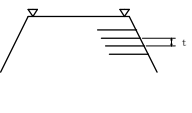
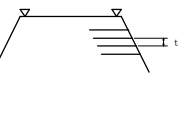
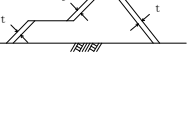
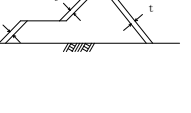
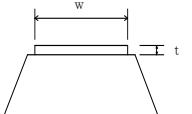
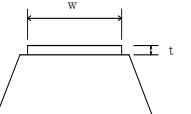
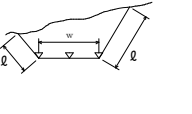
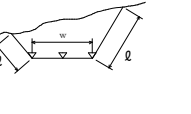


出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度										平成27年度【改定案】										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	2		掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の見取点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2	1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	2		掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の見取点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
						法長ℓ	ℓ<5m -200 ℓ≥5m 法長-4%										法長ℓ	ℓ<5m -200 ℓ≥5m 法長-4%				
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	3		盛土工	基 準 高 ▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は各法層で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法層で測定。		1-2-3-3	1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	3		盛土工	基 準 高 ▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法層で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法層で測定。		1-2-3-3	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
						法長ℓ	ℓ<5m -100 ℓ≥5m 法長-2%										法長ℓ	ℓ<5m -100 ℓ≥5m 法長-2%				
						幅 w ₁ , w ₂	-100										幅 w ₁ , w ₂	-100				
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強工工法) (ジオテキスタイルを用いた補強工工法)	基 準 高 ▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		1-2-3-4	1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強工工法) (ジオテキスタイルを用いた補強工工法)	基 準 高 ▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1-2-3-4	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
						厚 さ t	-50										厚 さ t	-50				
						控 え 長 さ	設計値以上										控 え 長 さ	設計値以上				
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5	1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	6		堤防天端工	厚 さ t	t<15cm -25 t≥15cm -50	幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは、施工延長200mにつき1箇所、200m以下は2箇所、中央で測定。		1-2-3-6	1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	6		堤防天端工	厚 さ t	t<15cm -25 t≥15cm -50	幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
						幅 w	-100										幅 w	-100				
1 共通 編	2 土工	4 道路 土工	2		掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	1 共通 編	2 土工	4 道路 土工	2		掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
						法長ℓ	ℓ<5m -200 ℓ≥5m 法長-4%										法長ℓ	ℓ<5m -200 ℓ≥5m 法長-4%				
						幅 w	-100										幅 w	-100				

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

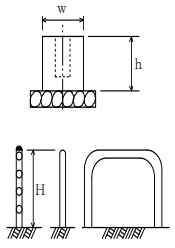
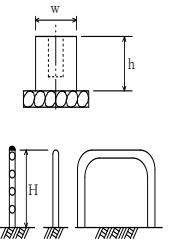
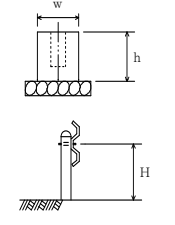
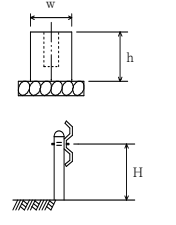
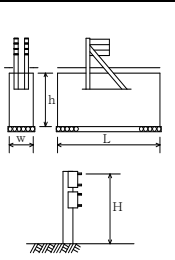
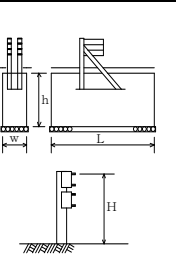
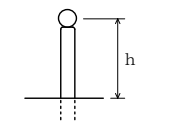
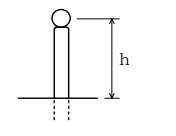
単位：mm

平成26年度										平成27年度【改定案】													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由	
1	2	4	3	4	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定による場合は、設計図書に測定毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	1	2	4	3	4	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定による場合は、設計図書の測定毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。	
						法長ℓ	ℓ<5m -100 ℓ≧5m 法長-2%										法長ℓ	ℓ<5m -100 ℓ≧5m 法長-2%					
						幅	w ₁ , w ₂ -100										幅	w ₁ , w ₂ -100					
1	2	4	5	5	法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5	1	2	4	5	5	法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。	
1	3	7	4	4	組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書(設計編13.2)参照。ただし、道路標示方書の適用を受ける橋については、道路標示方書(Ⅲコンクリート橋編 6.6)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4	1	3	7	4	組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書(設計編：標準7編2章 2.1)参照。ただし、道路標示方書の適用を受ける橋については、道路標示方書(Ⅲコンクリート橋編 6.6)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4	かぶりの規格値、測定基準の表現が判り難く、地整により解釈が違う。		
						かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上									かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上						
3	2	3	4	4	矢板工(指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-4	3	2	3	4	矢板工(指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-4	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。		
						根入長	設計値以上									根入長	設計値以上						
						変位 ℓ	100									変位 ℓ	100						
3	2	3	5	5	縁石工 (縁石・アスカープ)	延長 L	-200	1箇所/1施工箇所		3-2-3-5	3	2	3	5	縁石工 (縁石・アスカープ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所		3-2-3-5	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。		
3	2	3	6	6	小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基 基礎1基毎		3-2-3-6	3	2	3	6	小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎		3-2-3-6	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。		
						基礎	幅 w (D)									-30	基礎					幅 w (D)	-30
							高さ h									-30						高さ h	-30
			根入れ長	設計値以上		根入れ長	設計値以上																

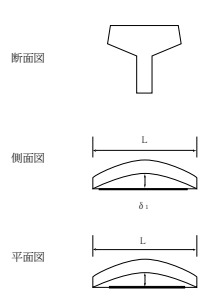
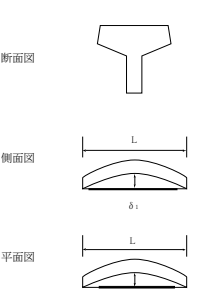
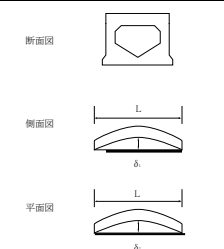
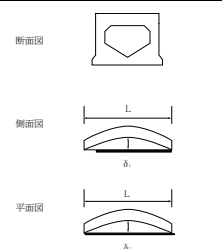
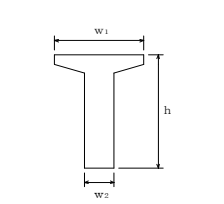
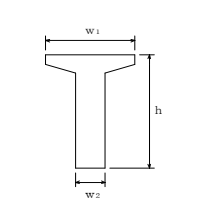
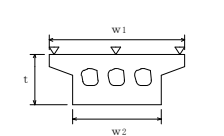
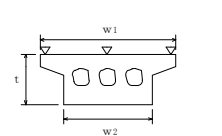
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

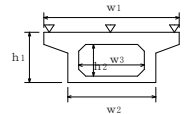
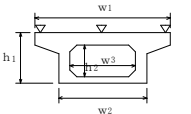
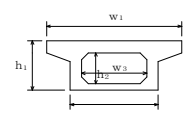
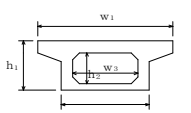
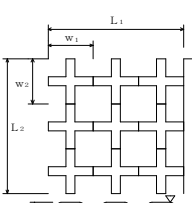
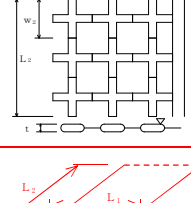
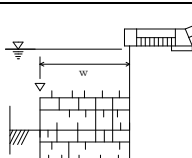
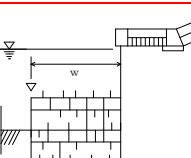
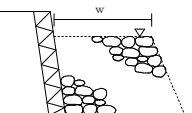
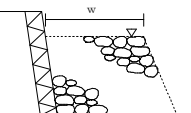
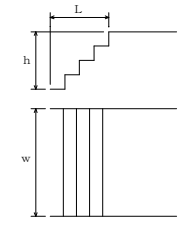
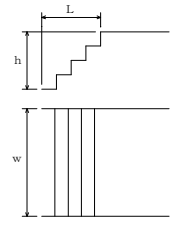
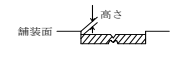
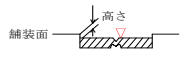
単位：mm

平成26年度										平成27年度【改定案】										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎 幅 w 高さ h パイプ取付高 H	-30 -30 +30 -20	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1箇所測定。		3-2-3-7	3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎 幅 w 高さ h パイプ取付高 H	-30 -30 +30 -20	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1箇所測定。		3-2-3-7	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎 幅 w 高さ h ビーム取付高 H	-30 -30 +30 -20	1箇所/施工延長40m 40m以下のものは、2箇所/1施工箇所。		3-2-3-8	3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎 幅 w 高さ h ビーム取付高 H	-30 -30 +30 -20	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。		3-2-3-8	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎 幅 w 高さ h 延長 L ケーブル取付高 H	-30 -30 -100 +30 -20	1箇所/1基礎毎		3-2-3-8	3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎 幅 w 高さ h 延長 L ケーブル取付高 H	-30 -30 -100 +30 -20	1ヶ所/1基礎毎		3-2-3-8	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。
3	2	3	9		区画線工	厚さ t (溶融式のみ) 幅 w	設計値以上	各線種毎に、1箇所テストピースにより測定。		3-2-3-9	3	2	3	9		区画線工	厚さ t (溶融式のみ) 幅 w	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		3-2-3-9	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。
3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1箇所/10本 10本以下の場合は、2箇所測定。		3-2-3-10	3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。
3	2	3	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋塗装・防食便覧Ⅱ-74「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11	3	2	3	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11	基準書の名称変更および引用元の掲載ページ変更。 (4コマ-2)

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度										平成27年度【改定案】												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-12	3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-12	
						断面の外形寸法	±5															
						橋桁のそり δ ₁	±8															
						横方向の曲がり δ ₂	±10															
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10… L ≤ 10m ±L/1000… L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-12	3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10… L ≤ 10m ±L/1000… L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-12	
						断面の外形寸法	±5															
						橋桁のそり δ ₁	±8															
						横方向の曲がり δ ₂	±10															
3	2	3	13	1	ポストテンション桁製作工	幅(上) w ₁	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 θ: 支間長 (m)		3-2-3-13	3	2	3	13	1	ポストテンション桁製作工	幅(上) w ₁	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 θ: 支間長 (m)		3-2-3-13	
						幅(下) w ₂	±5															
						高さ h	+10 -5															
						桁長 θ 支間長	θ < 15… ±10 θ ≥ 15… ± (θ - 5) か つ -30mm以内															
						横方向最大タワミ	0.80															
3	2	3	13	2	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	桁長 θ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。	3-2-3-13	3	2	3	13	2	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	桁長 θ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。	3-2-3-13			
						断面の外形寸法 (mm)	—															
3	2	3	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 θ 支間長	θ < 15… ±10 θ ≥ 15… ± (θ - 5) か つ -30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする θ: 支間長 (m)	3-2-3-14	3	2	3	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 θ 支間長	θ < 15… ±10 θ ≥ 15… ± (θ - 5) か つ -30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする θ: 支間長 (m)	3-2-3-14	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例: 施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例: 1ヶ所、2ヶ所…)。		
						横方向最大タワミ	0.80															
3	2	3	15		PCホロースラブ製作工	基準高 ▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 2-18-2床版工に準ずる。 θ: 桁長 (m)		3-2-3-15	3	2	3	15		PCホロースラブ製作工	基準高 ▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2床版工に準ずる。 θ: 桁長 (m)		3-2-3-15	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例: 施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例: 1ヶ所、2ヶ所…)。 条番号の表記の修正。
						幅 w ₁ , w ₂	-5 ~ +30															
						厚さ t	-10 ~ +20															
						桁長 θ	θ < 15… ±10 θ ≥ 15… ± (θ - 5) か つ -30mm以内															

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度										平成27年度【改定案】												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
3	2	3	16	1	PC箱桁製作工	基準高▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する	3	2	3	16	1	PC箱桁製作工	基準高▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する	条番号の表記の修正。
						幅(上) w ₁	-5~+30															
						幅(下) w ₂	-5~+30															
						内空幅 w ₃	±5															
						高さ h ₁	+10 -5															
						内空高さ h ₂	+10 -5															
桁長 l	ℓ<15…±10 ℓ≥15… ±(ℓ-5)かつ -30mm以内																					
3	2	3	16	2	PC押し箱桁製作工	幅(上) w ₁	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編2-18-2床版工に準ずる。		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する	3	2	3	16	2	PC押し箱桁製作工	幅(上) w ₁	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する	条番号の表記の修正。
						幅(下) w ₂	-5~+30															
						内空幅 w ₃	±5															
						高さ h ₁	+10 -5															
						内空高さ h ₂	+10 -5															
						桁長 l	ℓ<15…±10 ℓ≥15… ±(ℓ-5)かつ -30mm以内															
3	2	3	17		根固めブロック工	基準高▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 幅、厚さは40個につき1箇所測定。		3-2-3-17	3	2	3	17	根固めブロック工	基準高▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		3-2-3-17 測定頻度は40個に1ヶ所となっているが、乱積みの場合には非現実的である。 表現の統一、場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所…)。		
						乱積	±t/2															
						厚さ t	-20															
						幅 w ₁	層積									-20						
							乱積									-t/2						
						延長 L ₁	層積									-200						
							乱積									-t/2						
						幅 w ₂	層積									-20						
							乱積									-t/2						
						延長 L ₂	層積									-200						
乱積	-t/2																					
3	2	3	18		沈床工	基準高▽	±150	1組毎		3-2-3-18	3	2	3	18	沈床工	基準高▽	±150	1組毎		3-2-3-18		
						幅 w	±300															
						延長 L	-200															
3	2	3	19		捨石工	基準高▽	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-19	3	2	3	19	捨石工	基準高▽	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-19 表現の統一、場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所…)。		
						幅 w	-100															
						延長 L	-200															
3	2	3	22		階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所		3-2-3-22	3	2	3	22	階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所		3-2-3-22		
						高さ h	-30															
						長さ L	-30															
						段数	±0段															
3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	舗装面に対し 0~-2	両端及び中央部付近を測定。		3-2-3-24	3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(軸角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24 測定箇所が不明確 表面の凹凸、据付け高さ、仕上げ高さの計測位置、計測方法が判りにくい	
						表面の凹凸	3															
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2															

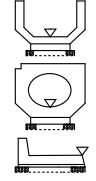
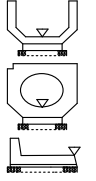
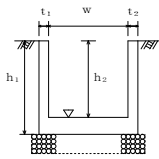
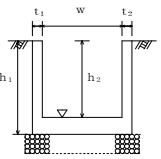
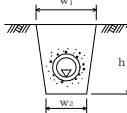
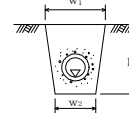
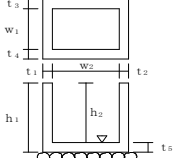
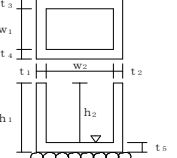
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

単位：mm

平成26年度										平成27年度【改定案】														
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改 定 理 由		
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の計3点。		3-2-3-24	3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(軸直方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24	測定箇所が不明確 表面の凹凸、据付け高さ、仕上げ高さの計測位置、計測方法が判りにくい
						高さ	車線方向各点 誤差の相対差	3																
						表面の凹凸	3																	
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2																	
						縦方向間隔W ₁	±2																	
						横方向間隔W ₂	±5																	
仕上げ高さ	舗装面に対し0~-2																							
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-26	3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所...)。		
						法長ℓ	-200																	
						延長L	-200																	
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-26	3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所...)。		
						厚さt	-0.2t																	
						延長L	-200																	
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長ℓ	ℓ<3m -50 ℓ≧3m -100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-27	3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長ℓ	ℓ<3m -50 ℓ≧3m -100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27	測定項目、規格値の数値を半角表記に統一。 表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所...)。		
						厚さt	-50																	
						高さh	-100																	
3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さh	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-27	3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さh	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所...)。		
						延長L ₁ , L ₂	-200																	
3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28	3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所...)。		
						※幅w	-50																	
						※高さh	-30																	
						延長L	-200																	

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度										平成27年度【改定案】										改定理由				
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要		
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-29	3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。		
						延長L	-200	1箇所/1施工箇所									延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所					
3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-29	3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。		
						厚さ t ₁ , t ₂	-20										延長L	-200					1施工箇所毎	
						幅 w	-30																	
						高さ h ₁ , h ₂	-30																	
						延長L	-200										1施工箇所毎							
3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-29	3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。		
						幅 w ₁ , w ₂	-50										延長L	-200					1施工箇所毎	
						深さ h	-30																	
						延長L	-200										1施工箇所毎							
3	2	3	30		集水枋工	基準高▽	±30	1箇所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30	3	2	3	30		集水枋工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。		
						※厚さ t ₁ ~t ₅	-20										※幅 w ₁ , w ₂	-30					※高さ h ₁ , h ₂	-30
3	2	3	31		現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。	3-2-3-31	3	2	3	31		現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。	3-2-3-31	基準書の改定に伴い測定基準に追記。 (4コマ-3) 「以上、以下、以内」の表現を統一し、「~を超えない」を削除した。				

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

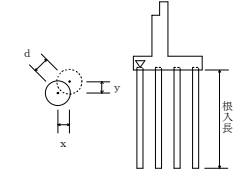
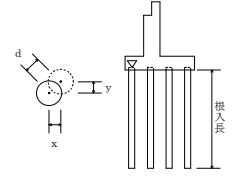
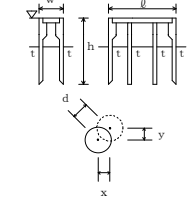
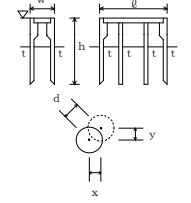
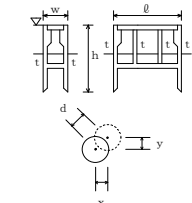
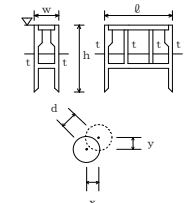
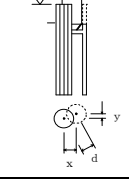
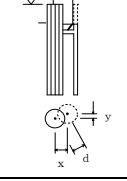
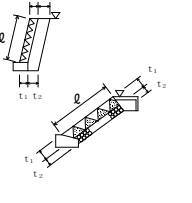
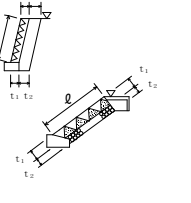
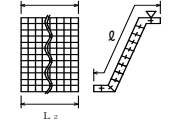
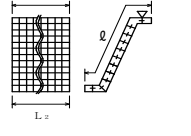
単位：mm

平成26年度										平成27年度【改定案】										改定理由			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-4-1		3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-1	
						厚さ t ₁ , t ₂	-30											厚さ t ₁ , t ₂	-30				
						延長 L	各構造物の規格値による											延長 L	各構造物の規格値による				
3	2	4	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-4-3		3	2	4	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-3	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。
						幅 w	-30											幅 w	-30				
						高さ h	-30											高さ h	-30				
						延長 L	-200											延長 L	-200				
3	2	4	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-4-3		3	2	4	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-3	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。
						延長 L	-200											延長 L	-200				
3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4		3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4	記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。
						根入長	設計値以上											根入長	設計値以上				
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内											偏心量 d	D/4以内かつ100以内				
						傾斜	1/100以内											傾斜	1/100以内				
3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4		3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4	
						根入長	設計値以上											根入長	設計値以上				
						偏心量 d	100以内											偏心量 d	100以内				
						傾斜	1/100以内											傾斜	1/100以内				
						杭径 D	設計値以上											杭径 D	設計値以上				
3	2	4	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5		3	2	4	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5	
						根入長	設計値以上											根入長	設計値以上				
						偏心量 d	100以内											偏心量 d	100以内				
						傾斜	1/100以内											傾斜	1/100以内				
						杭径 D	設計径(公称径) -30以上											杭径 D	設計径(公称径) -30以上				

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

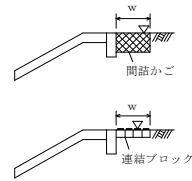
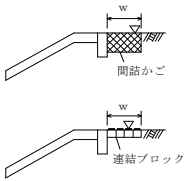
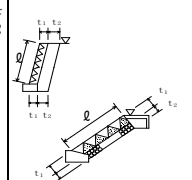
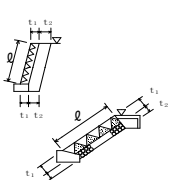
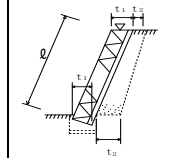
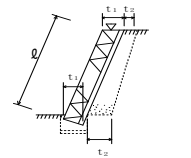
単位：mm

平成26年度										平成27年度【改定案】										改定理由					
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要			
3	2	4	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-2-4-6	3	2	4	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-2-4-6		
						根入長	設計値以上											根入長	設計値以上						
						偏心量 d	150以内											偏心量 d	150以内						
						傾斜	1/50以内											傾斜	1/50以内						
3	2	4	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-2-4-7	3	2	4	7	オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-2-4-7	工事種体系ツリーとの整合。「オープンケーソン基礎工」(レベル3)の削除を検討したが、原部より現行通りとなった。		
						ケーソンの長さℓ	-50										ケーソンの長さℓ	-50							
						ケーソンの幅 w	-50										ケーソンの幅 w	-50							
						ケーソンの高さ h	-100										ケーソンの高さ h	-100							
						ケーソンの壁厚 t	-20										ケーソンの壁厚 t	-20							
						偏心量 d	300以内										偏心量 d	300以内							
3	2	4	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-2-4-8	3	2	4	8	ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-2-4-8			
						ケーソンの長さℓ	-50										ケーソンの長さℓ	-50							
						ケーソンの幅 w	-50										ケーソンの幅 w	-50							
						ケーソンの高さ h	-100										ケーソンの高さ h	-100							
						ケーソンの壁厚 t	-20										ケーソンの壁厚 t	-20							
						偏心量 d	300以内										偏心量 d	300以内							
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-2-4-9	3	2	4	9	鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-2-4-9			
						根入長	設計値以上										根入長	設計値以上							
						偏心量 d	300以内										偏心量 d	300以内							
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。		3-2-5-3	3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-2-5-3	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所...)。		
						法長ℓ	ℓ<3m										-50	法長ℓ						ℓ<3m	-50
							ℓ≥3m										-100							ℓ≥3m	-100
						厚さ(ブロック積張) t ₁	-50										厚さ(ブロック積張) t ₁	-50							
						厚さ(裏込) t ₂	-50										厚さ(裏込) t ₂	-50							
						延長 L	-200										延長 L	-200							
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-5-3	3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-2-5-3	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所...)。		
						法長ℓ	-100										法長ℓ	-100							
						延長 L ₁ , L ₂	-200										延長 L ₁ , L ₂	-200							

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

単位：mm

平成26年度										平成27年度【改定案】										改定理由					
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要			
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-5-3		3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-5-3	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・…)		
						幅 w	-100											幅 w	-100						
						延長 L	-200											延長 L	-200						
3	2	5	4	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上部部及び下部部の2箇所を測定。		3-2-5-4		3	2	5	4	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上部部及び下部部の2ヶ所を測定。		3-2-5-4	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・…)		
						法長ℓ	ℓ<3m											-50	法長ℓ					ℓ<3m	-50
							ℓ≧3m											-100						ℓ≧3m	-100
						厚さ(ブロック) t ₁	-50											厚さ(ブロック) t ₁	-50						
						厚さ(裏込) t ₂	-50											厚さ(裏込) t ₂	-50						
						延長 L	-200											延長 L	-200						
3	2	5	5	5	石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上部部及び下部部の2箇所を測定。		3-2-5-5		3	2	5	5	5	石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上部部及び下部部の2ヶ所を測定。		3-2-5-5	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・…)		
						法長ℓ	ℓ<3m											-50	法長ℓ					ℓ<3m	-50
							ℓ≧3m											-100						ℓ≧3m	-100
						厚さ(石積・張) t ₁	-50											厚さ(石積・張) t ₁	-50						
						厚さ(裏込) t ₂	-50											厚さ(裏込) t ₂	-50						
						延長 L	-200											延長 L	-200						

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

単位：mm

平成26年度														平成27年度【改定案】															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・…)		
幅	-50	-50	-	-	3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)			厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・…)								
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・…)		
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・…)		
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・…)		
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・…)		
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・…)		

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度													平成27年度【改定案】																																				
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由																					
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)																										
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																									
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50	-50	-	-
						幅	-50	-50	-	-									幅	-50	-50	-	-									幅	-50	-50	-	-													
						平坦性	-	-	-	-									平坦性	-	-	-	-									平坦性	-	-	-	-													
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	-	-									幅	-25	-25	-	-									幅	-25	-25	-	-													
						平坦性	-	-	-	-									平坦性	-	-	-	-									平坦性	-	-	-	-													
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	3-2-6-9	3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	3-2-6-9	3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	3-2-6-9	3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	-	-									幅	-25	-25	-	-									幅	-25	-25	-	-													
						平坦性	-	-	-	-									平坦性	-	-	-	-									平坦性	-	-	-	-													

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

単位：mm

平成26年度											平成27年度【改定案】																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由	
							個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X ₁₀)											個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X ₁₀)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上											中規模以上	小規模以下	中規模以上					
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に1箇所割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1箇所測定。 ※歩道舗装に適用する。		3-2-6-10	3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※歩道舗装に適用する。		3-2-6-10	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所…)	
							厚 さ	t < 15cm	-30											-10	t < 15cm	-30					-10
								t ≥ 15cm	-45											-15	t ≥ 15cm	-45					-15
							幅	-100												—	-100						—
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1箇所割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所コープーを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。		3-2-6-10	3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コープーを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。		3-2-6-10	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所…)			
							幅	-25											—	-25					—		

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度												平成27年度【改定案】																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	変更理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)												個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	11	1	グーラスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1箇所の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3	2	6	11	1	グーラスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1箇所の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。	
						幅	-50	-50	—	—																		
3	2	6	11	2	グーラスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1箇所の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3	2	6	11	2	グーラスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1箇所の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。	
						幅	-25	-25	—	—																		
3	2	6	11	3	グーラスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1箇所の割でコアーを採取して測定。		3	2	6	11	3	グーラスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1箇所の割でコアーを採取して測定。		3-2-6-11	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。	
						幅	-25	-25	—	—																		
						平坦性	—	—	3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下																			
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。	
						厚 さ	-45		-15																			
						幅	-50		—																			
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		3-2-6-12	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。	
						幅	-50		—																			

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度														平成27年度【改定案】																										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	変更理由												
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)												個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)																	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅	-50	—	幅は、延長80m毎に1箇所を掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コープ採取について 橋面舗装等でコープ採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅	-50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コープ採取について 橋面舗装等でコープ採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。										
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	幅	-25	—	幅は、延長80m毎に1箇所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1箇所の割合でコープを採取して測定。	3-2-6-12	3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	幅	-25	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1箇所の割合でコープを採取して測定。	3-2-6-12	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。										
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-3.5	幅	-25	—	厚さは各車線の中心付近で型枠掘付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長80m毎に1箇所の割合で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-3.5	幅	-25	—	厚さは各車線の中心付近で型枠掘付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。												
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	厚 さ	-45	-15	幅	-50	—	目地段差	±2	基準高は、延長40m毎に1箇所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割合で測定。	3-2-6-12	3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	厚 さ	-45	-15	幅	-50	—	目地段差	±2	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。	3-2-6-12	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅	-50	—	幅は、延長80m毎に1箇所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	3-2-6-12	3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅	-50	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	3-2-6-12	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。										

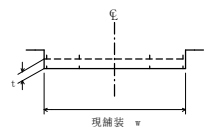
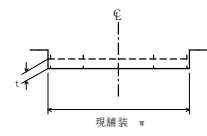
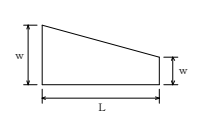
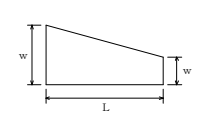
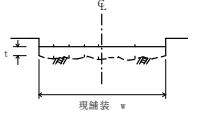
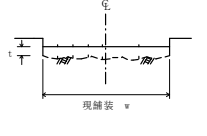
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度														平成27年度【改定案】																														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	変更理由																
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)												個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)																					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																				
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1箇所を掘り起こして測定。 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。								
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3		3-2-6-12	3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3		3-2-6-12	3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3		3-2-6-12	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。								
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 厚さは、各車線の中心付近で型枠掘付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 平坦性は、各車線の中心付近で型枠掘付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		3-2-6-12	3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 厚さは、各車線の中心付近で型枠掘付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 平坦性は、各車線の中心付近で型枠掘付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		3-2-6-12	3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 厚さは、各車線の中心付近で型枠掘付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 平坦性は、各車線の中心付近で型枠掘付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		3-2-6-12	3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50		-15	3-2-6-13	3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50		-15	3-2-6-13	3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50		-15	3-2-6-13	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。								
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30		-8	3-2-6-13	3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30		-8	3-2-6-13	3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30		-8	3-2-6-13	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。								

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度												平成27年度【改定案】																																													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	変更理由																													
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)												個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)																																		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																																	
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-2-6-14	3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 「中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-2-6-14	3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 「中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-2-6-14	3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	幅	-50	-	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所…)。									
						幅	-50	-																																																	
						幅	-50	-																																																	
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	3-2-6-14	3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	3-2-6-14	3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	3-2-6-14	3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	3-2-6-14	3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	幅	-50	-	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所…)。
						幅	-50	-																																																	
						幅	-50	-																																																	
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	3-2-6-14	3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	3-2-6-14	3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	3-2-6-14	3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	3-2-6-14	3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	幅	-25	-	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所…)。
						幅	-25	-																																																	
						幅	-25	-																																																	

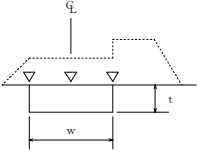
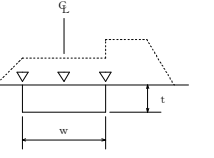
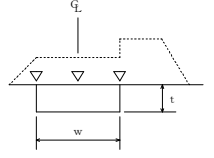
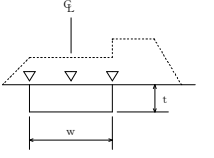
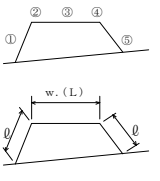
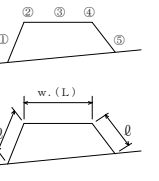
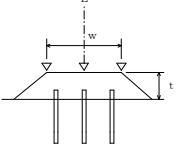
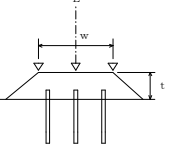
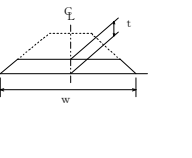
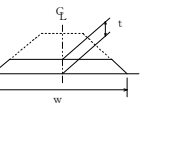
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度											平成27年度【改定案】													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変更理由
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)											個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)				
3	2	6	15		路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を定めることができる。測定方法は自動横断測定法による。測定方法による。		3-2-6-15	3	2	6	15		路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を定めることができる。測定方法は自動横断測定法による。測定方法による。		3-2-6-15	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所…)
						幅 w	-25	-										幅 w	-25	-				
						平坦性	-	-										平坦性	-	-				
3	2	6	16		舗装打換え工	幅 w	-50	-	各層毎1箇所/1施工箇所		3-2-6-16	3	2	6	16		舗装打換え工	幅 w	-50	-	各層毎1ヶ所/1施工箇所		3-2-6-16	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所…)
						延長 L	-100	-										延長 L	-100	-				
						厚さ t	該当工種	-										厚さ t	該当工種	-				
						幅 w	-25	-										幅 w	-25	-				
						延長 L	-100	-										延長 L	-100	-				
						厚さ t	該当工種	-										厚さ t	該当工種	-				
3	2	6	17		オーバーレイ工	厚さ t	-9	-	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、延長80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を定めることができる。		3-2-6-17	3	2	6	17		オーバーレイ工	厚さ t	-9	-	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、延長80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を定めることができる。		3-2-6-17	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所…)
						幅 w	-25	-										幅 w	-25	-				
						延長 L	-100	-										延長 L	-100	-				
						平坦性	-	3m ² プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下										平坦性	-	3m ² プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

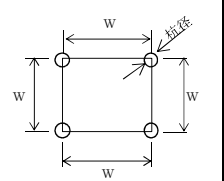
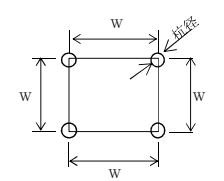
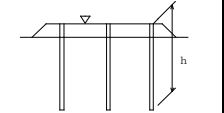
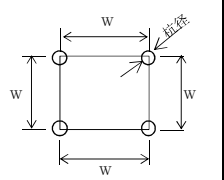
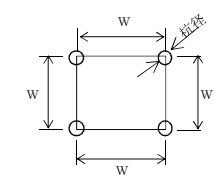
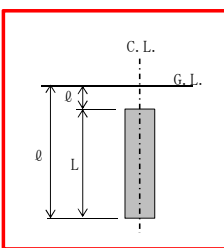
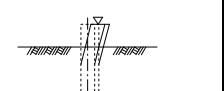
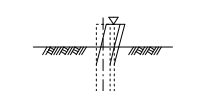
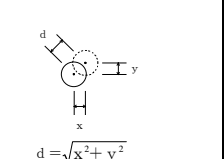
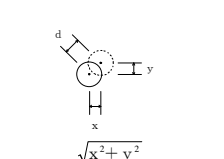
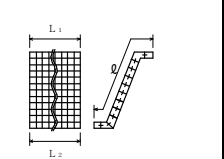
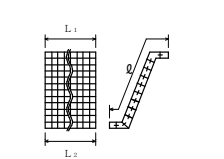
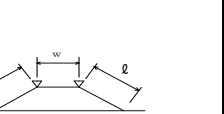
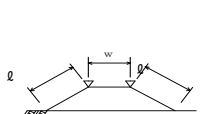
単位：mm

平成26年度								平成27年度【改定案】														
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由
3	2	7	2		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長40m毎に1箇所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-2	3	2	7	2		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-2	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
						施 工 厚 さ t	-50										施 工 厚 さ t	-50				
						幅 w	-100										幅 w	-100				
						延 長 L	-200										延 長 L	-200				
3	2	7	3		置換工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3	3	2	7	3		置換工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
						置 換 厚 さ t	-50										置 換 厚 さ t	-50				
						幅 w	-100										幅 w	-100				
						延 長 L	-200										延 長 L	-200				
3	2	7	4		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w. (L)は施工延長40mにつき1箇所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。		3-2-7-4	3	2	7	4		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w. (L)は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。		3-2-7-4	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
						法 長 ℓ	-500										法 長 ℓ	-500				
						天 端 幅 w	-300										天 端 幅 w	-300				
						天端延長 L	-500										天端延長 L	-500				
3	2	7	5		パイルネット工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5	3	2	7	5		パイルネット工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
						厚 さ t	-50										厚 さ t	-50				
						幅 w	-100										幅 w	-100				
						延 長 L	-200										延 長 L	-200				
3	2	7	6		サンドマット工	施 工 厚 さ t	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6	3	2	7	6		サンドマット工	施 工 厚 さ t	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
						幅 w	-100										幅 w	-100				
						延 長 L	-200										延 長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

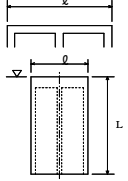
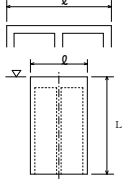
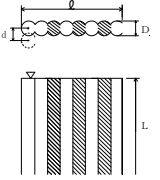
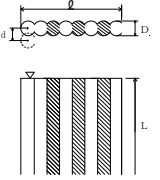
単位：mm

平成26年度							平成27年度【改定案】																
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由	
3	2	7	7	8	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	位置・間隔w	±100	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。1箇所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		3-2-7-7 3-2-7-8	3	2	7	7	8	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	位置・間隔w	±100	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。1箇所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		3-2-7-7 3-2-7-8	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所...)。	
						杭 径 D	設計値以上	全本数									杭 径 D	設計値以上	全本数				
					打込長さ h	設計値以上	全本数																
					サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。																
3	2	7	9	9	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	-50	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。 1箇所に4本測定。		3-2-7-9	3	2	7	9	9	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	-50	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。 1箇所に4本測定。		3-2-7-9	深度の説明を記述すべき。 表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所...)。 	
						位置・間隔w	D/4以内										位置・間隔w	D/4以内					
						杭 径 D	設計値以上										杭 径 D	設計値以上					
						深 度 ℓ	設計値以上	全本数									深 度 L	設計値以上	全本数 L = ℓ ₁ - ℓ ₂ ℓ ₁ は改良体先端深度 ℓ ₂ は改良体末端深度				
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。		3-2-10-5	3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所...)。	
						根 入 長	設計値以上										根 入 長	設計値以上					
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上	全数		3-2-10-5	3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上	全数		3-2-10-5		
						配 置 誤 差 d	100										配 置 誤 差 d	100					
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-10-5	3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所...)。	
						延 長 L ₁ L ₂	-200	1施工箇所毎									延 長 L ₁ L ₂	-200	1施工箇所毎				
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ▽	-50	施工延長50mにつき1箇所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-10-5	3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所...)。	
						天 端 幅 w	-100										天 端 幅 w	-100					
						法 長 ℓ	-100										法 長 ℓ	-100					

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位: mm

単位: mm

平成26年度								平成27年度【改定案】																								
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由										
3	土木工事共通編	2	一般施工	10	仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ▽	-50	施工延長50mにつき1箇所。延長50m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。	3-2-10-5	3	土木工事共通編	2	一般施工	10	仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ▽	-50	施工延長50mにつき1箇所。延長50m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。	3-2-10-5	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所・・・)。						
3	土木工事共通編	2	一般施工	10	仮設工	9		地中連続壁工(壁式)	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9	3	土木工事共通編	2	一般施工	10	仮設工	9		地中連続壁工(壁式)	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所・・・)。 工事種体系ツリーの整合。「地中連続壁工(壁式)」(レベル3)の削除を検討したが、原部より現行通りとなった。				
									連壁の長さ l	-50													連壁の長さ l	-50								
									変 位	300													変 位	300								
									壁 体 長 L	-200													壁 体 長 L	-200								
3	土木工事共通編	2	一般施工	10	仮設工	10		地中連続壁工(柱列式)	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-10 D: 杭径	3	土木工事共通編	2	一般施工	10	仮設工	10		地中連続壁工(柱列式)	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9 D: 杭径	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所・・・)。				
									連壁の長さ l	-50													連壁の長さ l	-50								
									変 位 d	D/4以内													変 位 d	D/4以内								
									壁 体 長 L	-200													壁 体 長 L	-200								
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工 共通	1	1	鋳造費(金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。	3-2-12-1	3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工 共通	1	1	鋳造費(金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。	3-2-12-1					
										中心距離	センターボスを基準にした孔位置のずれ													≤1000mm	1以下				センターボスを基準にした孔位置のずれ	≤1000mm	1以下	
											センターボスを基準にした孔位置のずれ																					>1000mm
										アンカーボルト用孔(鋳放し)	孔の直径													≤100mm	+3 -1				>100mm	+4 -2	孔の中心距離	JIS B 0403 CT13
											ボスの直径													+0 -1	ボスの高さ				+1 -0			

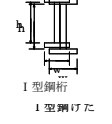
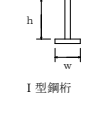
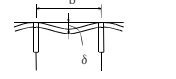
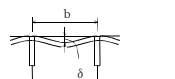
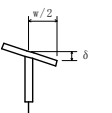
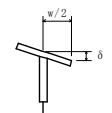
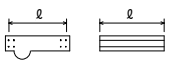
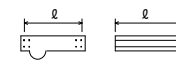
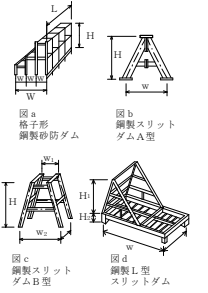
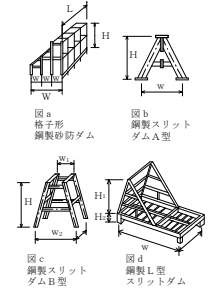


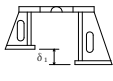
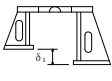




出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度											平成27年度【改定案】																																				
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要																										
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工共通	1	1	鑄造費（金属支承工）	上書の桶軸及び直角方向の長さ寸法	JIS B 0403 CT13	製品全数を測定。 ※1) 片面削り加工も含む。 ※2) ただし、ソールプレート接触面の桶軸及び桶軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。	3-2-12-1	3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工共通	1	1	鑄造費（金属支承工）	上書の桶軸及び直角方向の長さ寸法	JIS B 0403 CT13	製品全数を測定。 ※1) 片面削り加工も含む。 ※2) ただし、ソールプレート接触面の桶軸及び桶軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。	3-2-12-1																						
								全移動量 ϕ	$\phi \leq 300\text{mm}$	± 2											$\phi > 300\text{mm}$	$\pm \phi / 100$	全移動量 ϕ			$\phi \leq 300\text{mm}$	± 2	$\phi > 300\text{mm}$	$\pm \phi / 100$																		
								組立高さ H	上、下面加工仕上げ	± 3											上、下面加工仕上げ	± 3																									
									コンクリート構造用	H $\leq 300\text{mm}$											± 3	H $> 300\text{mm}$	(H/200+3) 小数点以下切り捨て																								
								普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※1)、※2)	JIS B 0403 CT14											鑄放し長さ寸法 ※1)、※2)	JIS B 0403 CT14																									
									鑄放し肉厚寸法 ※1)	JIS B 0403 CT15											鑄放し肉厚寸法 ※1)	JIS B 0403 CT15																									
									削り加工寸法	JIS B 0405 粗級											削り加工寸法	JIS B 0405 粗級																									
									ガス切断寸法	JIS B 0417 B級											ガス切断寸法	JIS B 0417 B級																									
								3	土木工事共通編	2											一般施工	12	工場製作工共通			1	2	鑄造費（大型ゴム支承工）	幅 w, L, D ≤ 500	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差	3-2-12-1	3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工共通	1	2	鑄造費（大型ゴム支承工）	幅 w, L, D ≤ 500	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差	3-2-12-1		
																												幅 w, L, D ≤ 500	0 ~ +5	500 < w, L, D $\leq 1500\text{mm}$											0 ~ +1%	幅 w, L, D ≤ 500	0 ~ +5			500 < w, L, D $\leq 1500\text{mm}$	0 ~ +1%
																												1500 < w, L, D	0 ~ +15	1500 < w, L, D											0 ~ +15						
厚さ t	t $\leq 20\text{mm}$	± 0.5	t $\leq 20\text{mm}$	± 0.5																																											
20 < t ≤ 160	$\pm 2.5\%$	20 < t ≤ 160	$\pm 2.5\%$																																												
160 < t	± 4	160 < t	± 4																																												
平面度	1	平面度	1																																												
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工共通	1	3	仮設材製作工	部材長 ϕ (m)	$\pm 3 \dots \phi \leq 10$ $\pm 4 \dots \phi > 10$	図面の寸法表示箇所所で測定。	3-2-12-1	3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工共通	1	3	仮設材製作工	部材長 ϕ (m)	$\pm 3 \dots \phi \leq 10$ $\pm 4 \dots \phi > 10$	図面の寸法表示箇所所で測定。	3-2-12-1																						
										部材長 ϕ (m)													$\pm 3 \dots \phi \leq 10$ $\pm 4 \dots \phi > 10$			部材長 ϕ (m)	$\pm 3 \dots \phi \leq 10$ $\pm 4 \dots \phi > 10$																				
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工共通	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	$\pm 2 \dots h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所所で測定。	3-2-12-1	3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工共通	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	$\pm 2 \dots h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所所で測定。	3-2-12-1																						
										刃口高さ h (m)													$\pm 2 \dots h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < h \leq 2.0$			刃口高さ h (m)	$\pm 2 \dots h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < h \leq 2.0$																				
									外周長 L (m)	$\pm (10+L/10)$																																					

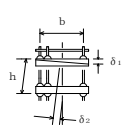
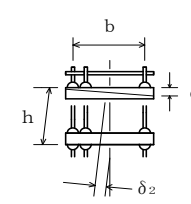

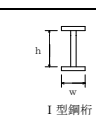
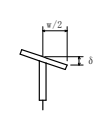
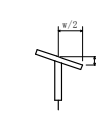
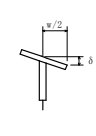
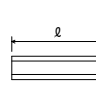
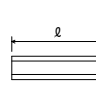
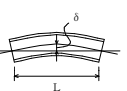
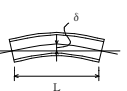
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度										平成27年度【改定案】														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	変更理由
								鋼桁等	トラス・アーチ等											鋼桁等	トラス・アーチ等			
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)…… 2.0 < w	鋼桁等	トラス・アーチ等	1型鋼桁 トラス弦材	3-2-12-3	3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)…… 2.0 < w	鋼桁等	トラス・アーチ等	1型鋼桁 トラス弦材	3-2-12-3	語句の修正
					部材精度	板の平面度 δ (mm)	h / 250	鋼桁及びトラス等の部材の腹板			3-2-12-3						部材精度	板の平面度 δ (mm)	h / 250	鋼桁及びトラス等の部材の腹板			3-2-12-3	
						箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b / 150				3-2-12-3							箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b / 150				3-2-12-3	
						フランジの直角度 δ (mm)	w / 200				3-2-12-3							フランジの直角度 δ (mm)	w / 200				3-2-12-3	
						部材長 ℓ (m)	±3… ℓ ≤ 10 ±4… ℓ > 10	鋼桁			3-2-12-3							部材長 ℓ (m)	±3… ℓ ≤ 10 ±4… ℓ > 10	鋼桁			3-2-12-3	
						トラス、アーチなど	±2… ℓ ≤ 10 ±3… ℓ > 10				3-2-12-3							トラス、アーチなど	±2… ℓ ≤ 10 ±3… ℓ > 10				3-2-12-3	
						圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ / 1000		主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)		3-2-12-3							圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ / 1000		主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)		3-2-12-3	
<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ、圧縮材の曲り δ」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>																								
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	±(10+L/10) ±(10+Ln/10)	各桁毎に全数測定。			3-2-12-3	3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	±(10+L/10) ±(10+Ln/10)	各桁毎に全数測定。			3-2-12-3	
						主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4…… B ≤ 2 ±(3+B/2)…… B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-2-12-3							主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4…… B ≤ 2 ±(3+B/2)…… B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-2-12-3	
						主構の組立高さ h (m)	±5…… h ≤ 5 ±(2.5+h/2)…… h > 5	両端部及び中心部を測定。			3-2-12-3							主構の組立高さ h (m)	±5…… h ≤ 5 ±(2.5+h/2)…… h > 5	両端部及び中心部を測定。			3-2-12-3	
						主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5…… L ≤ 100 25…… L > 100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線上 (m)			3-2-12-3							主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5…… L ≤ 100 25…… L > 100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線上 (m)			3-2-12-3	
						主桁、主構のそり δ (mm)	-5~+5…… L ≤ 20 -5~+10…… 20 < L ≤ 40 -5~+15…… 40 < L ≤ 80 -5~+25…… 80 < L ≤ 200	各主桁について10~12 m 間隔を測定。 L: 主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を ~12 m 間隔を測定。 L: 主構の支間長 (m)		3-2-12-3							主桁、主構のそり δ (mm)	-5~+5…… L ≤ 20 -5~+10…… 20 < L ≤ 40 -5~+15…… 40 < L ≤ 80 -5~+25…… 80 < L ≤ 200	各主桁について10~12 m 間隔を測定。 L: 主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を ~12 m 間隔を測定。 L: 主構の支間長 (m)		3-2-12-3	
						主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ± 10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。			3-2-12-3							主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ± 10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。			3-2-12-3	
						主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h: 主構の高さ (mm)		3-2-12-3						主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h: 主構の高さ (mm)		3-2-12-3	数式中の1,000以上の表記よりカンマを削除	
						現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	設計値 ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの設計値が5mm以下の場合、マイナス側については設計値以上とする。			3-2-12-3							現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	設計値 ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの設計値が5mm以下の場合、マイナス側については設計値以上とする。			3-2-12-3	
<p>※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>																								

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度															平成27年度【改定案】														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要								
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	±2… ±3… ±4… $w \leq 0.5$ $5 < w \leq 1.0$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm(3+w/2) \dots$ $2.0 < w$	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取つ た部材の中央付近を測定。	 1型鋼桁 1型鋼けた	3-2-12-3	3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	±2… ±3… ±4… $w \leq 0.5$ $5 < w \leq 1.0$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm(3+w/2) \dots$ $2.0 < w$	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取つ た部材の中央付近を測定。	 1型鋼桁	3-2-12-3								
					部材精度	鋼桁等の部材の腹板 鋼桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	h/250 b/150	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)								部材精度	鋼桁等の部材の腹板 鋼桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	h/250 b/150	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)										
					フランジの直角度	δ (mm)	w/200									フランジの直角度	δ (mm)	w/200											
					部材長さ	ℓ (m)	鋼桁 ±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	主要部材全数を測定。								部材長さ	ℓ (m)	鋼桁 ±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	主要部材全数を測定。										
※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。															※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。														
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		3-2-12-3	3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		3-2-12-3	語句の修正							
					堤 長 L	±30										堤 長 L	±30												
					堤 長 ℓ	±10										堤 長 ℓ	±10												
					堤 幅 W	±30										堤 幅 W	±30												
					堤 幅 w	±10										堤 幅 w	±10												
					高 さ H	±10										高 さ H	±10												
					ベースプレートの高さ	±10										ベースプレートの高さ	±10												
					本体の傾き	±H/500										本体の傾き	±H/500												
3	2	12	4		検査路製作工	部材 部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	図面の寸法表示箇所を測定。		3-2-12-4	3	2	12	4		検査路製作工	部材 部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	図面の寸法表示箇所を測定。		3-2-12-4								
3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	部材 部材長w (m)	0~+30	製品全数を測定。		3-2-12-5	3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	部材 部材長w (m)	0~+30	製品全数を測定。		3-2-12-5								
					仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ ₁ (mm)	設計値 ±4	両端及び中央部付近を測定。								仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ ₁ (mm)	設計値 ±4	両端及び中央部付近を測定。										
					フィンガーの食い違い δ ₂ (mm)	±2										フィンガーの食い違い δ ₂ (mm)	±2												
(実測値) δ ₂ 															(実測値) δ ₂ 														

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度										平成27年度【改定案】														
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由		
3	2	12	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-6	3	2	12	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-6	
3	2	12	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-7	3	2	12	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-7	
3	2	12	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ1 (mm)	b/500	軸心上全数測定。		3-2-12-8	3	2	12	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ1 (mm)	b/500	軸心上全数測定。		3-2-12-8	
							鉛直度 δ2 (mm)	h/500										仮組立時	鉛直度 δ2 (mm)	h/500				
							高さ h (mm)	±5											高さ h (mm)	±5				
3	2	12	9		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w (m)	±2…w≤0.5 ±3…0.5<w≤1.0 ±4…1.0<w≤2.0 ±(3+w/2)…2.0<w	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9	3	2	12	9		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w (m)	±2…w≤0.5 ±3…0.5<w≤1.0 ±4…1.0<w≤2.0 ±(3+w/2)…2.0<w	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9	
							腹板高 h (m)	±2…w≤0.5 ±3…0.5<w≤1.0 ±4…1.0<w≤2.0 ±(3+w/2)…2.0<w	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9							部材	フランジの直角度 δ (mm)	w/200	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9	
							フランジの直角度 δ (mm)	w/200	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9								部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9	
							部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9							仮組立時	主桁のそり δ	-5~+5 …L≤20 -5~+10 …20<L≤40	各主桁について10~12m間隔を測定。		3-2-12-9	
							仮組立時	主桁のそり δ	-5~+5 …L≤20 -5~+10 …20<L≤40	各主桁について10~12m間隔を測定。								3-2-12-9						
3	2	12	10		鋼製排水管製作工	部材	部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-10	3	2	12	10		鋼製排水管製作工	部材	部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-10	

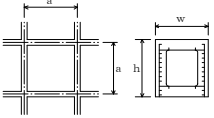
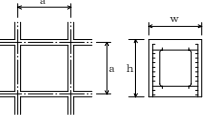
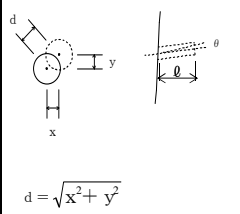
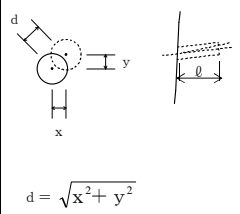
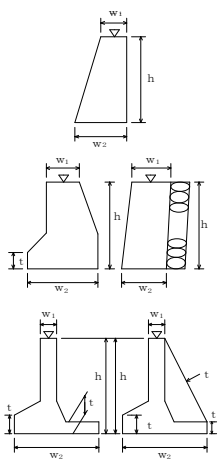
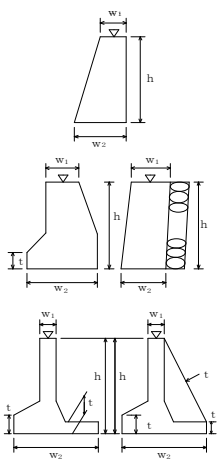
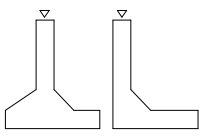
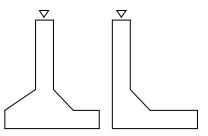
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度										平成27年度【改定案】													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由	
3	2	12	11		工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500㎡とする。 1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		3-2-12-11	3	2	12	11		工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500㎡とする。 1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		3-2-12-11	基準書の改定に伴い、測定基準に追記。 (4コマ-4) 「以上、以下、以内」の表現を統一し、「～を超えない」を削除した。	
3	2	13			架設工(鋼橋)	全長L(m) 支間長Ln(m)	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。	単桁の場合 多桁の場合	3-2-13	3	2	13			架設工(鋼橋)	全長L(m) 支間長Ln(m)	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。	単桁の場合 多桁の場合	3-2-13		
					(クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	通 り δ (mm)	±(10+2L/5)	L: 主桁・主構の支間長(m)								(クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	通 り δ (mm)	±(10+2L/5)	L: 主桁・主構の支間長(m)				
						そ り δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長(m)									そ り δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長(m)				
						※主桁、主構の中心間距離B(m)	±4..... B≤2 ±(3+B/2)...B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。									※主桁、主構の中心間距離B(m)	±4..... B≤2 ±(3+B/2)...B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。			三点リーダ「…」を統一。	
						※主桁の橋端における出入差δ(mm)	設計値 ±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。									※主桁の橋端における出入差δ(mm)	設計値 ±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。				
						※主桁、主構の鉛直度δ(mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。h: 主桁・主構の高さ(mm)									※主桁、主構の鉛直度δ(mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。h: 主桁・主構の高さ(mm)			数式中の1,000以上の表記よりカンマを削除。	
						※現場継手部のすき間δ1, δ2(mm)	設計値 ±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合、マイナス側については設計値以上とする。									※現場継手部のすき間δ1, δ2(mm)	設計値 ±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合、マイナス側については設計値以上とする。				
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。											※は仮組立検査を実施しない工事に適用。				
※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。										※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。													

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度														平成27年度【改定案】																									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由																	
3	2	13			架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工(固定) (移動) 架設桁架設(片持架設) (押し架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。	3-2-13	3-2-13	架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工(固定) (移動) 架設桁架設(片持架設) (押し架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。	3-2-13	架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工(固定) (移動) 架設桁架設(片持架設) (押し架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。	3-2-13	架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工(固定) (移動) 架設桁架設(片持架設) (押し架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。	3-2-13														
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。				桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。			桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。			桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。															
						そ り	—	主桁を全数測定。				そ り	—	主桁を全数測定。			そ り	—	主桁を全数測定。			そ り	—	主桁を全数測定。															
3	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	3-2-14-2	3-2-14-2	切土法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3-2-14-2	切土法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3-2-14-2	切土法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。													
							ℓ≥5m	法長の-4%					ℓ≥5m	法長の-4%				ℓ≥5m	法長の-4%				ℓ≥5m	法長の-4%				ℓ≥5m	法長の-4%		ℓ≥5m	法長の-4%		ℓ≥5m	法長の-4%				
						盛土法長ℓ	ℓ<5m	-100					盛土法長ℓ	ℓ<5m			-100		盛土法長ℓ			ℓ<5m	-100				盛土法長ℓ	ℓ<5m	-100		盛土法長ℓ	ℓ<5m	-100		盛土法長ℓ	ℓ<5m	-100		
							ℓ≥5m	法長の-2%					ℓ≥5m	法長の-2%				ℓ≥5m	法長の-2%				ℓ≥5m	法長の-2%				ℓ≥5m	法長の-2%		ℓ≥5m	法長の-2%		ℓ≥5m	法長の-2%		ℓ≥5m	法長の-2%	
						延長 L		-200				1施工箇所毎	延長 L				-200	1施工箇所毎	延長 L				-200	1施工箇所毎			延長 L		-200	1施工箇所毎	延長 L		-200	1施工箇所毎	延長 L		-200	1施工箇所毎	
3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 施工面積200㎡につき1箇所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 検査孔により測定。	3-2-14-2	3-2-14-2	法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。	3-2-14-2	法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。	3-2-14-2	法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。													
							ℓ≥5m	法長の-4%					ℓ≥5m	法長の-4%				ℓ≥5m	法長の-4%				ℓ≥5m	法長の-4%				ℓ≥5m	法長の-4%		ℓ≥5m	法長の-4%		ℓ≥5m	法長の-4%				
						厚さ t	t<5cm	-10					厚さ t	t<5cm			-10		厚さ t			t<5cm	-10				厚さ t	t<5cm	-10		厚さ t	t<5cm	-10		厚さ t	t<5cm	-10		
							t≥5cm	-20					t≥5cm	-20				t≥5cm	-20				t≥5cm	-20				t≥5cm	-20		t≥5cm	-20		t≥5cm	-20		t≥5cm	-20	
						延長 L		-200				1施工箇所毎	延長 L				-200	1施工箇所毎	延長 L				-200	1施工箇所毎			延長 L		-200	1施工箇所毎	延長 L		-200	1施工箇所毎	延長 L		-200	1施工箇所毎	
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長ℓ	ℓ<3m	-50	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。	3-2-14-3	3-2-14-3	法長ℓ	ℓ<3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。	3-2-14-3	法長ℓ	ℓ<3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。	3-2-14-3	法長ℓ	ℓ<3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。													
							ℓ≥3m	-100					ℓ≥3m	-100				ℓ≥3m	-100				ℓ≥3m	-100				ℓ≥3m	-100		ℓ≥3m	-100		ℓ≥3m	-100				
						厚さ t	t<5cm	-10					厚さ t	t<5cm			-10		厚さ t			t<5cm	-10				厚さ t	t<5cm	-10		厚さ t	t<5cm	-10		厚さ t	t<5cm	-10		
							t≥5cm	-20					t≥5cm	-20				t≥5cm	-20				t≥5cm	-20				t≥5cm	-20		t≥5cm	-20		t≥5cm	-20		t≥5cm	-20	
						延長 L		-200				1施工箇所毎	延長 L				-200	1施工箇所毎	延長 L				-200	1施工箇所毎			延長 L		-200	1施工箇所毎	延長 L		-200	1施工箇所毎	延長 L		-200	1施工箇所毎	

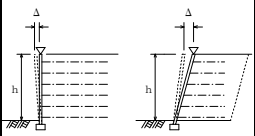
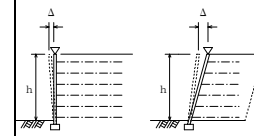
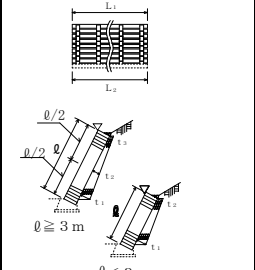
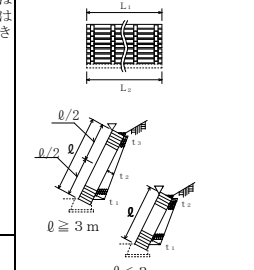
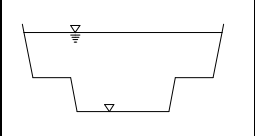
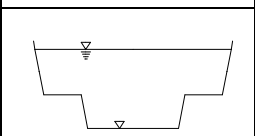
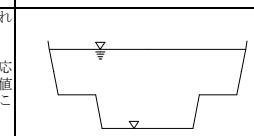
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度										平成27年度【改定案】														
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由		
3	2	14	4	1	法棒工 (現場打法棒工) (現場吹付法棒工)	法長 ϕ	$\phi < 10m$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による	3	2	14	4	1	法棒工 (現場打法棒工) (現場吹付法棒工)	法長 ϕ	$\phi < 10m$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。
							$\phi \geq 10m$	-200																
						幅	w	-30										枠延長100mにつき1箇所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2箇所。						
						高さ	h	-30																
						枠中心間隔	a	± 100																
3	2	14	4	2	法棒工 (プレキャスト法棒工)	法長 ϕ	$\phi < 10m$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-14-4	3	2	14	4	2	法棒工 (プレキャスト法棒工)	法長 ϕ	$\phi < 10m$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-14-4	
							$\phi \geq 10m$	-200																
						延長	L	-200																
3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ ϕ	設計値以上	全数		3-2-14-6	3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ ϕ	設計値以上	全数		3-2-14-6			
						配置誤差	d										100							
						せん孔方向	θ										± 2.5 度							
3	2	15	1	1	(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-15-1	3	2	15	1	1	(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-1	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。		
						厚さ	t										-20							
						裏込厚さ											-50							
						幅	w_1, w_2										-30							
						高さ	h										$h < 3m$	-50						
																	$h \geq 3m$	-100						
						延長	L										-200							
3	2	15	2		プレキャスト擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-15-2	3	2	15	2		プレキャスト擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-2	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。		
						延長	L										-200							

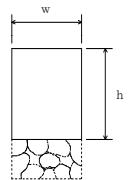
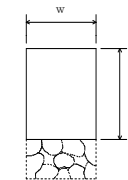
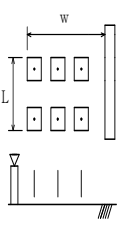
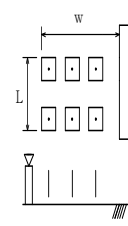
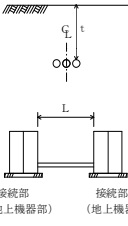
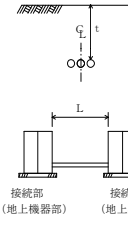
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

単位：mm

平成26年度										平成27年度【改定案】																													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																		
3	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-15-3		3	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-15-3	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所...)。 (4コマ-5, 6)																
						高さh	h < 3m											-50	h ≥ 3m					-100															
						鉛直度△	±0.03hかつ±300以内																																
						控え長さ	設計値以上																																
						延長L	-200											1施工箇所毎																					
3	2	15	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-15-4		3	2	15	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-15-4	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所...)。 工事種体系ツリーとの整合。「井桁ブロック工」(レベル3)の削除を検討したが、原部より現行通りとなった。																
						法長φ	φ < 3m											-50	φ ≥ 3m					-100															
						厚さt1, t2, t3	-50																																
						延長L1, L2	-200											1施工箇所毎																					
						3	2											16	3					1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	上限	下限	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3		3	2	16	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船
500ps	+200	-1000																																					
1000ps	+200	-1200																																					
デイゼル船	250ps	-800~+200																																					
420ps	+200	-1000																																					
600ps	+200	-1200																																					
幅	-200																																						
延長	-200																																						
3	2	16	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)			基準高▽	上限 +200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3		3	2	16	3			2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽	+200以下			延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。												3-2-16-3	「以上、以下、以内」の表現を統一し、「上限、下限」を削除した。
								幅	-200																														
						延長	-200																																

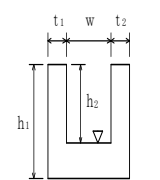
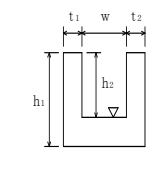
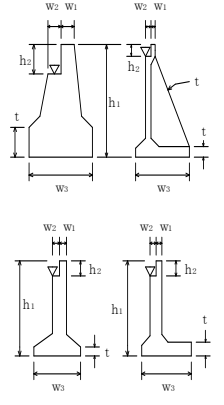
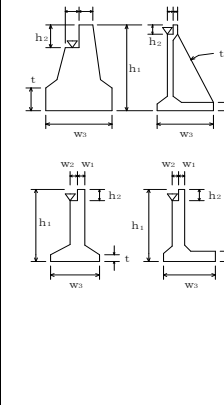
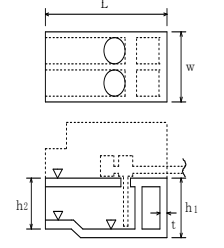
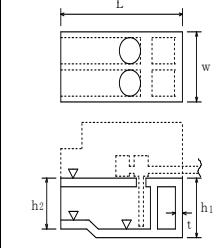
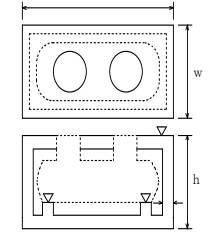
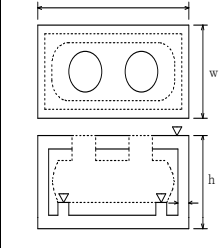
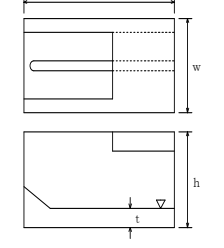
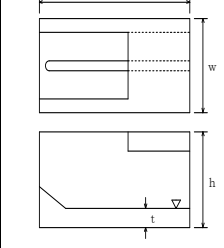
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度										平成27年度【改定案】														
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由		
3	土木	2	18	2	床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)	3-2-18-2			3	土木	2	18	2	床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)	3-2-18-2		表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。	
						幅 w	0～+30																	
						厚 さ t	-10～+20																	
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。																
						鉄筋の有効高さ	±10																	
鉄筋間隔	±20	1径間当たり3箇所（両端及び中央）測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。																						
					上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10																		
6	河川	1	7	4	護岸付属物工	幅 w	-30		6-1-7-4		6-1-7-4	6	河川	1	7	4	護岸付属物工	幅 w	-30		6-1-7-4		6-1-7-4	
						高 さ h	-30																	
6	河川	1	10	8	杭出し水制工	基準高▽	±50	1組毎	6-1-10-8		6-1-10-8	6	河川	1	10	8	杭出し水制工	基準高▽	±50	1組毎	6-1-10-8		6-1-10-8	
						幅 w	±300																	
						方 向	±7°																	
						延 長 L	-200																	
6	河川	1	13	3	配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1箇所。 接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】	6-1-13-3		6-1-13-3	6	河川	1	13	3	配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。 接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】	6-1-13-3		6-1-13-3	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
						延 長 L	-200																	

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度														平成27年度【改定案】														
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由						
6 河川 編	1 築堤・ 護岸	13 光ケ- ブル 配管工	4		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1箇所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4	6 河川 編	1 築堤・ 護岸	13 光ケ- ブル 配管工	4		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所...)。						
						※厚さ t ₁ ~t ₅	-20										※幅 w ₁ , w ₂	-30					※高さ h ₁ , h ₂	-30				
						※幅 w ₁ , w ₂	-30										※高さ h ₁ , h ₂	-30										
						※高さ h ₁ , h ₂	-30																					
6 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管 本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基 準 高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		6-3-5-6	6 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管 本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基 準 高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		6-3-5-6							
						厚 さ t ₁ ~t ₈	-20										幅 w ₁ , w ₂	-30					内空幅 w ₃	-30	内空高 h ₁	±30	延 長 L	-200
						幅 w ₁ , w ₂	-30										内空幅 w ₃	-30					内空高 h ₁	±30	延 長 L	-200		
						内空幅 w ₃	-30										内空高 h ₁	±30					延 長 L	-200				
						内空高 h ₁	±30										延 長 L	-200										
						延 長 L	-200																					
6 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管 本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎		6-3-5-6	6 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管 本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎		6-3-5-6							
						延 長 L	-200										延 長 L	-200										
6 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管 本体工	7	8	翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-3-5-7 6-3-5-8	6 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管 本体工	7	8	翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-3-5-7 6-3-5-8							
						厚 ざ t	-20										幅 w	-30					高 さ h	±30	延 長 L	-50		
						幅 w	-30										高 さ h	±30					延 長 L	-50				
						高 さ h	±30										延 長 L	-50										
						延 長 L	-50																					
6 河川 編	4 水門	6 水門 本体工	7	8 9 10 11	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11	6 河川 編	4 水門	6 水門 本体工	7	8 9 10 11	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11							
						厚 ざ t	-20										幅 w	-30					高 さ h	±30	延 長 L	-50		
						幅 w	-30										高 さ h	±30					延 長 L	-50				
						高 さ h	±30										延 長 L	-50										
						延 長 L	-50																					
6 河川 編	5 堰	6 可動堰 本体工	13	14	開門工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-4-6-13 6-4-6-14	6 河川 編	5 堰	6 可動堰 本体工	13	14	開門工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-4-6-13 6-4-6-14							
						厚 ざ t	-20										幅 w	-30					高 さ h	±30	延 長 L	-50		
						幅 w	-30										高 さ h	±30					延 長 L	-50				
						高 さ h	±30										延 長 L	-50										
						延 長 L	-50																					
6 河川 編	5 堰	7 固定堰 本体工	8	9 10	堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10	6 河川 編	5 堰	7 固定堰 本体工	8	9 10	堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10							
						厚 ざ t	-20										幅 w	-30					高 さ h	±30	堰長 L	L < 20m -50 L ≥ 20m -100		
						幅 w	-30										高 さ h	±30					堰長 L	L < 20m -50 L ≥ 20m -100				
						高 さ h	±30										堰長 L	L < 20m -50 L ≥ 20m -100										
						堰長 L	L < 20m -50 L ≥ 20m -100																					

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度										平成27年度【改定案】																																			
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由																							
6 河川 編	5 堰	8 魚道 工	3		魚道本体工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		6-5-8-3	6 河川 編	5 堰	8 魚道 工	3		魚道本体工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		6-5-8-3	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。																							
						厚さ t ₁ , t ₂	-20										高さ h ₁ , h ₂	-30					延長 L	-200																					
						幅 w	-30																																						
6 河川 編	5 堰	9 管理橋 下部工	2		管理橋橋台工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-9-2	6 河川 編	5 堰	9 管理橋 下部工	2	管理橋橋台工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-9-2																									
						厚さ t	-20									天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10					天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10	敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50	高さ h ₁	-50	胸壁の高さ h ₂	-30	天端長 l ₁	-50	敷長 l ₂	-50	胸壁間距離 l	±30	支点長及び中心線の変化	±50								
						6 河川 編	6 排水機 場									4 機場本 体工	6						本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-6	6 河川 編	6 排水機 場	4 機場本 体工	6	本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-6							
厚さ t	-20	幅 w	-30	高さ h ₁ , h ₂	±30			延長 L	-50																																				
6 河川 編	6 排水機 場	4 機場本 体工	7		燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-7	6 河川 編	6 排水機 場	4 機場本 体工	7	燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-7																									
						厚さ t	-20									幅 w	-30					高さ h	±30	延長 L	-50																				
6 河川 編	6 排水機 場	5 沈砂池 工	7		コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-5-7	6 河川 編	6 排水機 場	5 沈砂池 工	7	コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-5-7																									
						厚さ t	-20									幅 w	-30					高さ h	±30	延長 L	-50																				

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度										平成27年度【改定案】													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	変更理由	
6 河川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	6		本 体 工 (床 固 め 本 体 工)	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所にて測定。		6-7-4-6		6 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	6		本 体 工 (床 固 め 本 体 工)	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所にて測定。		6-7-4-6	
						天端幅 w ₁ , w ₃	-30																
						堤幅 w ₂	-30																
						堤長 L ₁ , L ₂	-100																
						水通し幅 theta ₁ , theta ₂	±50																
6 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	8		水 叩 工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		6-7-4-8		6 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	8		水 叩 工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		6-7-4-8	
						厚さ t	-30																
						幅 w	-100																
						延長 L	-100																
6 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	5 床 固 め 工	6		側 壁 工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6		6 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	5 床 固 め 工	6		側 壁 工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6	
						天端幅 w ₁	-30																
						堤幅 w ₂	-30																
						長さ L	-100																
7 河 川 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	5 護 岸 基 礎 工	5		場 所 打 コ ン ク リ ー ト 工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		7-1-5-5		7 河 川 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	5 護 岸 基 礎 工	5		場 所 打 コ ン ク リ ー ト 工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		7-1-5-5	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
						幅 w	-30																
						高さ h	-30																
						延長 L	-200																
7 河 川 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	5 護 岸 基 礎 工	6		海 岸 コ ン ク リ ー ト ブ ロ ック 工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1箇所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		7-1-5-6		7 河 川 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	5 護 岸 基 礎 工	6		海 岸 コ ン ク リ ー ト ブ ロ ック 工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1箇所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		7-1-5-6	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
						ブロック厚 t	-20																
						ブロック縦幅 w ₁	-20																
						ブロック横幅 w ₂	-20																
						延長 L	-200																
7 河 川 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	6 護 岸 工	4		海 岸 コ ン ク リ ー ト ブ ロ ック 工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		7-1-6-4		7 河 川 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	6 護 岸 工	4		海 岸 コ ン ク リ ー ト ブ ロ ック 工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		7-1-6-4	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
						法長 theta	theta < 5m: -100 theta ≥ 5m: theta × (-2%)																
						厚さ t	-50																
						延長 L	-200																

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度														平成27年度【改定案】													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由					
7	河川	1	堤防・護岸	5	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		7-1-6-5		7	河川	1	堤防・護岸	5	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		7-1-6-5	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。				
						法長ℓ	ℓ<3m											-50	ℓ≧3m					-100			
						厚さt	t<100											-20	t≧100					-30			
							裏込材厚t'											-50									
						延長L	-200																				
						7	河川											1	堤防・護岸					2	コンクリート被覆工	基準高▽	±50
幅w	-50																										
厚さt	-10																										
基礎厚t'	-45																										
延長L	-200																										
7	河川	1	堤防・護岸	3	波返工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		7-1-9-3		7	河川	1	堤防・護岸	3	波返工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		7-1-9-3	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。				
						幅w ₁ , w ₂	-30																				
						高さh<3m	h ₁ , h ₂ , h ₃											-50									
							高さh≧3m											h ₁ , h ₂ , h ₃	-100								
						延長L	-200																				
7	河川	2	突堤・人工岬	4	捨石工	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-4-4		7	河川	2	突堤・人工岬	4	捨石工	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-4-4	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。				
						表面均し	±100																				
						荒均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ											±500									
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ											±300									
						被覆均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ											±500									
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ											±300									
						法長ℓ	-100											幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。									
						天端幅w ₁	-100																				
天端延長L ₁	-200																										
7	河川	2	突堤・人工岬	5	吸出し防止工	幅w	-300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		7-2-4-5		7	河川	2	突堤・人工岬	5	吸出し防止工		幅w	-300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		7-2-4-5	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。			
						延長L	-500																				
						7	河川											2	突堤・人工岬	2					捨石工	基準	異形ブロック据付面(乱積)の高さ
高	異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300																									
法長ℓ	-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。																									
	天端幅w ₁		-100																								
天端延長L ₁	-200																										

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度														平成27年度【改定案】													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	変更理由					
7	2	5	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽ (層積)ブロック規格26t未満 (層積)ブロック規格26t以上 (乱積)	±300 ±500 ±ブロックの高さの1/2	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。延長は、センターラインで行う。		7-2-5-5	7	2	5	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽ (層積)ブロック規格26t未満 (層積)ブロック規格26t以上 (乱積)	±300 ±500 ±ブロックの高さの1/2	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。		7-2-5-5	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。					
7	2	5	9		石砕工	基準高▽ 厚さ t 高さ h 延長 L	±50 -50 -50 -100 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		7-2-5-9	7	2	5	9		石砕工	基準高▽ 厚さ t 高さ h 延長 L	±50 -50 -50 -100 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-9	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。					
7	2	5	10		場所打コンクリート工	基準高▽ 幅 w 高さ h 延長 L	±30 -30 -30 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		7-2-5-10	7	2	5	10		場所打コンクリート工	基準高▽ 幅 w 高さ h 延長 L	±30 -30 -30 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-10	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。					
7	2	5	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの基準高▽ 砕石、砂 コンクリート 壁厚 t ₁ 幅 w 高さ h ₁ 長さ L 底版厚さ t ₂ フーチング高さ h ₂	±100 ±50 ±10 +30, -10 +30, -10 +30, -10 +30, -10 +30, -10	各室中央部1箇所		7-2-5-11	7	2	5	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの基準高▽ 砕石、砂 コンクリート 壁厚 t ₁ 幅 w 高さ h ₁ 長さ L 底版厚さ t ₂ フーチング高さ h ₂	±100 ±50 ±10 +30, -10 +30, -10 +30, -10 +30, -10 +30, -10	各室中央部1ヶ所		7-2-5-11	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。					
7	2	5	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2 据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量2000t未満 ±100 ケーソン重量2000t以上 ±150 ケーソン重量2000t未満 100以下 ケーソン重量2000t以上 200以下	据付完了後、両端2箇所 据付完了後、天端2箇所		7-2-5-11	7	2	5	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2 据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量2000t未満 ±100 ケーソン重量2000t以上 ±150 ケーソン重量2000t未満 100以下 ケーソン重量2000t以上 200以下	据付完了後、両端2ヶ所 据付完了後、天端2ヶ所		7-2-5-11	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。					
7	2	5	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽ 陸上 水中 厚さ t 幅 w 長さ L	±30 ±50 ±30 ±30 ±30	1室につき1箇所(中心)		7-2-5-11	7	2	5	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽ 陸上 水中 厚さ t 幅 w 長さ L	±30 ±50 ±30 ±30 ±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-11	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。					

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度														平成27年度【改定案】													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由					
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体内工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12	7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体内工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12						
						幅 w	+20, -10										幅 w	+20, -10									
						高 さ h	+20, -10										高 さ h	+20, -10									
						長 さ L	+20, -10										長 さ L	+20, -10									
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体内工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2箇所(各段毎)		7-2-5-12	7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体内工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2箇所(各段毎)		7-2-5-12	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。					
						隣接ブロックとの 間隔1'、2'	50以下										隣接ブロックとの 間隔1'、2'	50以下									
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体内工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準高▽ 陸 上	±30	1室につき1箇所(中心)		7-2-5-12	7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体内工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準高▽ 陸 上	±30	1室につき1箇所(中心)		7-2-5-12	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。					
						水 中	±50										水 中	±50									
						厚 さ t	±30										厚 さ t	±30									
						幅 w	±30										幅 w	±30									
						長 さ L	±30										長 さ L	±30									
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	6 根固め 工	2		捨石工	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		7-2-6-2	7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	6 根固め 工	2		捨石工	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		7-2-6-2	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。					
						異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300										異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300									
						法 長 ℓ	-100										幅は施工延長40m(測点間隔25mの場 合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所 につき2箇所、延長はセンターライン 及び表裏法肩。	法 長 ℓ					-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場 合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所 につき2箇所、延長はセンターライン 及び表裏法肩。			
						天 端 幅 w	-100											天 端 幅 w					-100				
						天 端 延長 L	-200											天 端 延長 L					-200				
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	6 根固め 工	3		根固めブロック工	基準高▽ 層 積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1箇所、延長40m(又 は50m)以下のものは1施工箇所につ き2箇所。		7-2-6-3	7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	6 根固め 工	3		根固めブロック工	基準高▽ 層 積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1箇所、延長40m(又 は50m)以下のものは1施工箇所につ き2箇所。		7-2-6-3	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。					
						乱 積	±t/2										幅、厚さは40個につき1箇所測定。	乱 積					±t/2	幅、厚さは40個につき1箇所測定。			
						厚 さ t	-20											厚 さ t					-20				
						幅 w1 w2	-20											幅 w1 w2					-20				
						延長 L1 L2	-200										1施工箇所毎	延長 L1 L2					-200	1施工箇所毎			
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高▽ 層 積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1箇所、延長40m(又 は50m)以下のものは1施工箇所につ き2箇所。		7-2-7-3	7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高▽ 層 積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1箇所、延長40m(又 は50m)以下のものは1施工箇所につ き2箇所。		7-2-7-3	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。					
						乱 積	±t/2										幅、厚さは40個につき1箇所測定。	乱 積					±t/2	幅、厚さは40個につき1箇所測定。			
						厚 さ t	-20											厚 さ t					-20				
						幅 w1, w2	-20											幅 w1, w2					-20				
						延長 L1, L2	-200											延長 L1, L2					-200				
7 河川 海岸 編	3 海城堤 防(人工 リーフ、 離岸堤、 潜堤)	3 海城堤 基礎工	3		捨石工	本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		7-3-3-3	7 河川 海岸 編	3 海城堤 防(人工 リーフ、 離岸堤、 潜堤)	3 海城堤 基礎工	3		捨石工	本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		7-3-3-3	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。					
						荒均し 異形ブロック 据付面(乱積) の高さ	±500											荒均し 異形ブロック 据付面(乱積) の高さ					±500				
						異形ブロック 据付面(乱積) 以外の高さ	±300											異形ブロック 据付面(乱積) 以外の高さ					±300				
						被覆均し 異形ブロック 据付面(乱積) の高さ	±500											被覆均し 異形ブロック 据付面(乱積) の高さ					±500				
						異形ブロック 据付面(乱積) 以外の高さ	±300											異形ブロック 据付面(乱積) 以外の高さ					±300				
						法 長 ℓ	-100										幅は施工延長40m(測点間隔25mの場 合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所 につき2箇所、延長はセンターライン 及び表裏法肩。	法 長 ℓ					-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場 合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所 につき2箇所、延長はセンターライン 及び表裏法肩。			
						天 端 幅 w1	-100											天 端 幅 w1					-100				
						天 端 延長 L1	-200											天 端 延長 L1					-200				

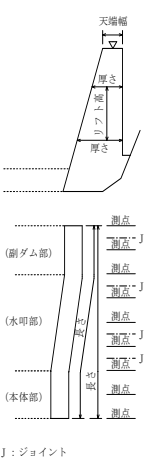
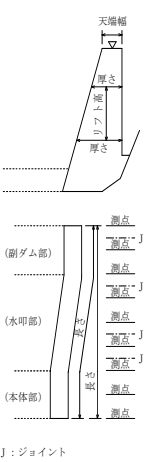
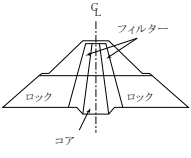
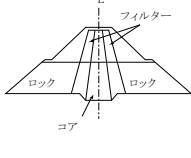
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度										平成27年度【改定案】												
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由
8	1	3	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材 部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		8-1-3-4	8	1	3	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材 部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		8-1-3-4	
8	1	8	4		コンクリート堰堤本体工	基準高▽ 天端部堤幅 w ₁ , w ₃ 水通しの幅 ℓ ₁ , ℓ ₂ 堤長 L ₁ , L ₂	±30 -30 ±50 -100	図面の表示箇所にて測定。		8-1-8-4	8	1	8	4		コンクリート堰堤本体工	基準高▽ 天端部堤幅 w ₁ , w ₃ 水通しの幅 ℓ ₁ , ℓ ₂ 堤長 L ₁ , L ₂	±30 -30 ±50 -100	図面の表示箇所にて測定。		8-1-8-4	
8	1	8	6		コンクリート側壁工	基準高▽ 幅 w ₁ , w ₂ 長さ L	±30 -30 -100	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直交な水平延長を測定。		8-1-8-6	8	1	8	6		コンクリート側壁工	基準高▽ 幅 w ₁ , w ₂ 長さ L	±30 -30 -100	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直交な水平延長を測定。		8-1-8-6	
8	1	8	8		水叩工	基準高▽ 幅 w 厚さ t 延長 L	±30 -100 -30 -100	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		8-1-8-8	8	1	8	8		水叩工	基準高▽ 幅 w 厚さ t 延長 L	±30 -100 -30 -100	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		8-1-8-8	
8	1	9	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水通し部 堤高▽ 長さ ℓ ₁ , ℓ ₂ 幅 w ₁ , w ₃ 下流側倒れ △ 袖高▽ 幅 w ₂ 下流側倒れ △	±50 ±100 ±50 ±0.02H ₁ ±50 ±50 ±0.02H ₂	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5	8	1	9	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水通し部 堤高▽ 長さ ℓ ₁ , ℓ ₂ 幅 w ₁ , w ₃ 下流側倒れ △ 袖高▽ 幅 w ₂ 下流側倒れ △	±50 ±100 ±50 ±0.02H ₁ ±50 ±50 ±0.02H ₂	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5	
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長L 格 堤長ℓ 格・B・L 堤幅W 格 堤幅w 格・A・B 高さH 格・A・B 高さH 格・A・B・L	±50 ±10 ±30 ±10 ±10	(備考) 格：格子型鋼製砂防ダム A：鋼製スリットダム A型 B：鋼製スリットダム B型 L：鋼製スリットダム L型		8-1-9-5	8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長L 格 堤長ℓ 格・B・L 堤幅W 格 堤幅w 格・A・B 高さH 格・A・B 高さH 格・A・B・L	±50 ±10 ±30 ±10 ±10	(備考) 格：格子型鋼製砂防ダム A：鋼製スリットダム A型 B：鋼製スリットダム B型 L：鋼製スリットダム L型		8-1-9-5	

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度										平成27年度【改定案】													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由	
8	砂防編	1	砂防堰堤	9	鉄製堰堤工	堤 高 ∇	± 50	1. 図面に表示してある箇所測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6		8	砂防編	1	砂防堰堤	9	鉄製堰堤工	堤 高 ∇	± 50	1. 図面に表示してある箇所測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6	
						長 さ L	± 100																
						幅 w_1, w_2	± 50																
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$																
						高 さ h	$h < 3m$											-50					
	$h \geq 3m$	-100																					
8	砂防編	2	流路	5	床固め工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		8-2-5-8		8	砂防編	2	流路	5	床固め工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		8-2-5-8	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
						幅 w	-30																
						高 さ h_1, h_2	-30																
						厚 さ t_1, t_2	-20																
						延 長 L	-200																
8	砂防編	3	斜面対策	6	山腹水路工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		8-3-6-4		8	砂防編	3	斜面対策	6	山腹水路工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		8-3-6-4	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
						厚 さ t_1, t_2	-20																
						幅 w	-30																
						幅 w_1, w_2	-50																
						高 さ h_1, h_2	-30																
						深 さ h_3	-30																
延 長 L	-200																						
8	砂防編	3	斜面対策	7	地下水排除工	削孔深さ ϕ	設計値以上	全数		8-3-7-4		8	砂防編	3	斜面対策	7	地下水排除工	削孔深さ ϕ	設計値以上	全数		8-3-7-4	
						配置誤差 d	100																
						せん孔方向 θ	± 2.5 度																
								$d = \sqrt{x^2 + y^2}$															
8	砂防編	3	斜面対策	7	地下水排除工	基 準 高 ∇	± 50	全数測定。 偏心量は、枕頭と底面の差を測定。		8-3-7-5		8	砂防編	3	斜面対策	7	地下水排除工	基 準 高 ∇	± 50	全数測定。 偏心量は、枕頭と底面の差を測定。		8-3-7-5	
						偏 心 量 d	150																
						長 さ L	-100																
						巻立て幅 w	-50																
						巻立て厚さ t	-30																
								$d = \sqrt{x^2 + y^2}$															
8	砂防編	3	斜面対策	9	抑止杭工	基 準 高 ∇	± 50	全数測定。		8-3-9-6		8	砂防編	3	斜面対策	9	抑止杭工	基 準 高 ∇	± 50	全数測定。		8-3-9-6	
						偏 心 量 d	D/4以内かつ 100以内																

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度										平成27年度【改定案】													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由	
9 ダ ム 編	1 コ ン ク リ ー ト ダ ム	4 ダ ム コ ン ク リ ー ト 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		9-1-4		9 ダ ム 編	1 コ ン ク リ ー ト ダ ム	4 ダ ム コ ン ク リ ー ト 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		9-1-4	
						ジョイント間隔	±20																
						リフト高	±50																
						長 さ	±100																
						厚 さ	±20																
9 ダ ム 編	2 フ イ ル ダ ム	3 盛 立 工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		9-2-3-5	9 ダ ム 編	2 フ イ ル ダ ム	4 盛 立 工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		9-2-4-5	「第2節 適用すべき諸基準」追記による条番号ずれ。	
						外 側 境 界 線	-0, +500																
9 ダ ム 編	2 フ イ ル ダ ム	3 盛 立 工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	-0	各測点について5層毎に測定。		9-2-3-6	9 ダ ム 編	2 フ イ ル ダ ム	4 盛 立 工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	-0	各測点について5層毎に測定。		9-2-4-6	「第2節 適用すべき諸基準」追記による条番号ずれ。	
						外 側 境 界 線	-0, +1000																
						盛 立 幅	-0, +1000																
9 ダ ム 編	2 フ イ ル ダ ム	3 盛 立 工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		9-2-3-7	9 ダ ム 編	2 フ イ ル ダ ム	4 盛 立 工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		9-2-4-7	「第2節 適用すべき諸基準」追記による条番号ずれ。	
						外 側 境 界 線	-0, +2000																

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度										平成27年度【改定案】													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由	
9 ダム 編	2 フィルダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		9-2		9 ダム 編	2 フィルダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		9-2	
						ジョイント間隔	±30																
						厚 さ t	±20																
						幅 w	±40																
						リフト高さ	±20																
						長 さ L	±100																
9 ダム 編	3 基礎 グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		9-3-3		9 ダム 編	3 基礎 グラウチング	3 ボーリング工		ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		9-3-3		
						配 置 誤 差	100																
10 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材 部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-3-2		10 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材 部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-3-2	
10 道路 編	1 道路 改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	基 準 高 ▽	±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-9-6		10 道路 編	1 道路 改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	基 準 高 ▽	±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-9-6	
						厚 さ t ₁ ~t ₄	-20																
						幅 (内法) w	-30																
						高 さ h	±30																
						延長 L	L<20m: -50 L≥20m: -100																
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害防止工	4		落石防止網工	幅 w	-200	1施工箇所毎		10-1-11-4		10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害防止工	4		落石防止網工	幅 w	-200	1施工箇所毎		10-1-11-4	
						延 長 L	-200																
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害防止工	5		落石防護柵工	高 さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		10-1-11-5		10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害防止工	5		落石防護柵工	高 さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		10-1-11-5	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例: 施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例: 1ヶ所、2ヶ所...)。
						延 長 L	-200											1施工箇所毎					

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度										平成27年度【改定案】												
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由
10	1	11	6		防雪柵工	高 さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		10-1-11-6	10	1	11	6		防雪柵工	高 さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		10-1-11-6	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。
						延 長 L	-200	1施工箇所毎														
						基 礎	幅 w ₁ , w ₂	-30									基礎1基毎					
						高 さ h	-30															
10	1	11	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		10-1-11-7	10	1	11	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		10-1-11-7	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。
						延 長 L	-200	1施工箇所毎														
						基 礎	幅 w ₁ , w ₂	-30									基礎1基毎					
						高 さ h	-30															
アンカー長ℓ	打 込 み ℓ	-10%	全数		10-1-12-4	10	1	12	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		10-1-12-4	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。					
	埋 込 み ℓ	-5%																				
10	1	12	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		10-1-12-4	10	1	12	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		10-1-12-4	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。
						高 さ h	-30															
						延 長 L	-200	1施工箇所毎														
10	1	12	5		遮音壁本体工	間隔 w ₁ , w ₂	±15	施工延長5スパンにつき1箇所		10-1-12-5	10	1	12	5		遮音壁本体工	間隔 w ₁ , w ₂	±15	施工延長5スパンにつき1箇所		10-1-12-5	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所...)。
						支 柱	ず れ a	10														
						ねじれ b-c	5															
						倒 れ d	h×0.5%															
						高 さ h	+30, -20															
						延 長 L	-200	1施工箇所毎														

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

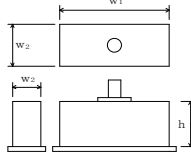
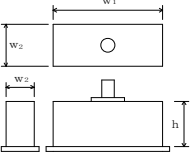
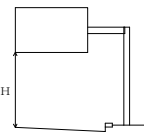
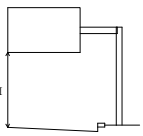
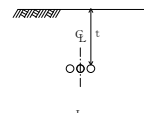
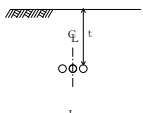
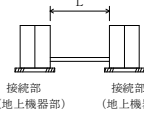
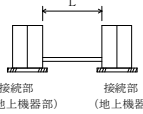
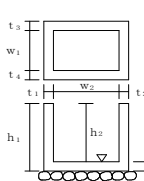
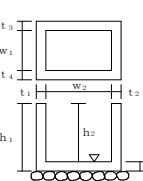
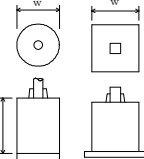
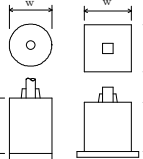
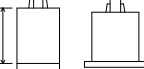

単位：mm

平成26年度										平成27年度【改定案】																					
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由					
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)											個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)									
							中規模以上	小規模以下	中規模以上											中規模以上	小規模以下	中規模以上									
10	2	4			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1箇所 で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所 掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1箇所 測定。 ※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2000㎡未 満。厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によること出来る。	10-2-4	10	2	4			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ 所 で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ 所掘り 起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ 所測定。 ※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2000㎡未 満。厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によること出来る。	10-2-4	10	2	4			変 更 理 由		
							t < 15cm	-30											-10	t < 15cm										-30	-10
							t ≥ 15cm	-45											-15	t ≥ 15cm										-45	-15
							幅	-100											—	幅										-100	—
10	2	4			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1箇所 の割 で測定。厚さは、片側延長200m毎に1箇 所 コアを採取して測定。	10-2-4	10	2	4			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ 所 の割 で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ 所 コアを採取して測定。	10-2-4	10	2	4			変 更 理 由				
							幅	-25										—	幅									-25	—		

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

単位：mm

平成26年度										平成27年度【改定案】												
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由
10	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		10-2-5-9	10	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		10-2-5-9	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
						延長L	-200	1箇所/1施工箇所										-200	1ヶ所/1施工箇所			
10	2	7	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1箇所/1踏掛版		10-2-7-4	10	2	7	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1ヶ所/1踏掛版		10-2-7-4	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
						各部の厚さ	±20	1箇所/1踏掛版										±20	1ヶ所/1踏掛版			
						各部の長さ	±30	1箇所/1踏掛版										±30	1ヶ所/1踏掛版			
					(ラバーシュー)	各部の長さ	±20	全数										±20	全数			
						厚さ	—											—				
					(アンカーボルト)	中心のずれ	±20	全数										±20	全数			
						アンカー長	±20	全数										±20	全数			
10	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w ₁ , w ₂	-30	基礎一基毎		10-2-9-4	10	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w ₁ , w ₂	-30	基礎一基毎		10-2-9-4	
						高さ h	-30											-30				
10	2	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基		10-2-9-4	10	2	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		10-2-9-4	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
10	2	12	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	00~+50	接続部間毎に1箇所		10-2-12-5	10	2	12	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0~+50	接続部間毎に1ヶ所		10-2-12-5	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
						延長 L	-200	接続部間毎で全数										-200	接続部間毎で全数			
10	2	12	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高▽	±30	1箇所毎 ※印は、現場打ちのある場合		10-2-12-5	10	2	12	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		10-2-12-5	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
						※厚さ t ₁ ~t ₅	-20											-20				
						※幅 w ₁ , w ₂	-30											-30				
						※高さ h ₁ , h ₂	-30											-30				
10	2	12	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1箇所/1施工箇所		10-2-12-6	10	2	12	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所		10-2-12-6	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
						高さ h	-30											-30				

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度														平成27年度【改定案】													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	変更理由					
10 道路 編	3 橋梁 下部	3 工場 製作 工	3		鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3		10 道路 編	3 橋梁 下部	3 工場 製作 工	3		鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3					
						部材	孔の位置	± 2	全数を測定。		10-3-3-3								部材	孔の位置	± 2	全数を測定。		10-3-3-3			
							孔の径 d	0~5	全数を測定。		孔の径 d							0~5		全数を測定。							
						仮 組 立 時	柱の中心間隔、 対角長 L (m)	$\pm 5 \dots L \leq 10m$ $\pm 10 \dots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \dots$ $20m < L$	両端部及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3								仮 組 立 時	柱の中心間隔、 対角長 L (m)	$\pm 5 \dots L \leq 10m$ $\pm 10 \dots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \dots$ $20m < L$	両端部及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3			
							はりのキャンパー 及び柱の曲がり δ (mm)	L/1,000	各主構の各格点を測定。		10-3-3-3									はりのキャンパー 及び柱の曲がり δ (mm)	L/1000	各主構の各格点を測定。		10-3-3-3	数式中の1,000以上の表記よりカンマを削除。		
柱の鉛直度 δ (mm)	10... H \leq 10 H... H>10	各柱及び片持ばり部を測定。 H:高さ(m)		10-3-3-3			柱の鉛直度 δ (mm)	10... H \leq 10 H... H>10	各柱及び片持ばり部を測定。 H:高さ(m)		10-3-3-3																
10 道路 編	3 橋梁 下部	6 橋台 工	8		橋台躯体工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		10-3-6-8		10 道路 編	3 橋梁 下部	6 橋台 工	8		橋台躯体工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		10-3-6-8					
						厚 さ t	-20				厚 さ t							-20									
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10				天 端 幅 w_1 (橋軸方向)							-10									
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10				天 端 幅 w_2 (橋軸方向)							-10									
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50				敷 幅 w_3 (橋軸方向)							-50									
						高 さ h_1	-50				高 さ h_1							-50									
						胸壁の高さ h_2	-30				胸壁の高さ h_2							-30									
						天 端 長 ℓ_1	-50				天 端 長 ℓ_1							-50									
						敷 長 ℓ_2	-50				敷 長 ℓ_2							-50									
						胸壁間距離 ℓ	± 30				胸壁間距離 ℓ							± 30									
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50				支 間 長 及 び 中心線の変位							± 50									
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高				+10~-20							計画高	+10~-20								
							平面位置				± 20							平面位置	± 20								
							アンカーボルトの 鉛直度				1/50以下							アンカーボルトの 鉛直度	1/50以下								

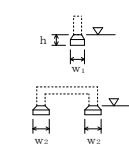
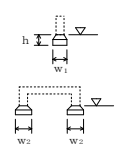
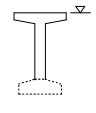
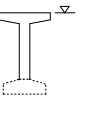
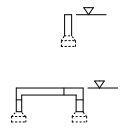
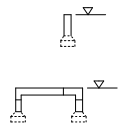
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

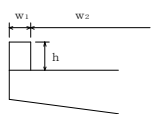
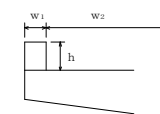
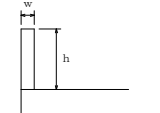
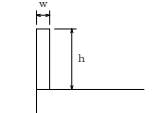
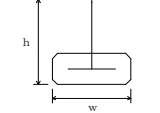
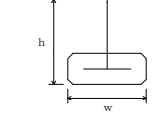
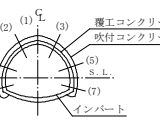
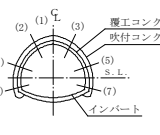
単位：mm

平成26年度											平成27年度【改定案】													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	変更理由		
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 R C 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		10-3-7-9		10 道路 編	3 橋梁 下部	7 R C 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		10-3-7-9		工種欄に対象を追記。
						厚さ t	-20											計画高	+10~-20					
						天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-20											平面位置	±20					
						敷幅 w ₂ (橋軸方向)	-50											アノカボト孔の鉛直度	1/50以下					
						高さ h	-50																	
						天端長 l ₁	-50																	
						敷長 l ₂	-50																	
						橋脚中心間距離 l	±30																	
						支間長及び中心線の変位	±50																	
						10 道路 編	3 橋梁 下部											7 R C 橋脚 工	9					
厚さ t	-20	計画高	+10~-20																					
天端幅 w ₁	-20	平面位置	±20																					
敷幅 w ₂	-20	アノカボト孔の鉛直度	1/50以下																					
高さ h	-50																							
長さ l	-20																							
橋脚中心間距離 l	±30																							
支間長及び中心線の変位	±50																							
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)			基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9		10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	9			1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。
						幅 (橋軸方向) w	-50																	
						高さ h	-50																	
						長さ l	-50																	

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度													平成27年度 (改定案)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由			
10	3	8	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高▽ 幅 w ₁ , w ₂ 高さ h	±20 -50 -50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9	10	3	8	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高▽ 幅 w ₁ , w ₂ 高さ h	±20 -50 -50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9				
10	3	8	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽ 橋脚中心間距離 ℓ 支間長及び中心線の変位	±20 ±30 ±50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10	10	3	8	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽ 橋脚中心間距離 ℓ 支間長及び中心線の変位	±20 ±30 ±50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10				
10	3	8	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽ 橋脚中心間距離 ℓ 支間長及び中心線の変位	±20 ±30 ±50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10	10	3	8	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽ 橋脚中心間距離 ℓ 支間長及び中心線の変位	±20 ±30 ±50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10				
10	3	8	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	5 ※±5	主桁、主橋の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合		10-3-8-11	10	3	8	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	5 ※±5	主桁、主橋の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合		10-3-8-11				
10	4	3	9		橋梁用高欄製作工	部材 部材長 ℓ (m)	±3……… ℓ ≤ 10 ±4……… ℓ > 10	図面の寸法表示箇所所で測定。		10-4-3-9	10	4	3	9		橋梁用高欄製作工	部材 部材長 ℓ (m)	±3……… ℓ ≤ 10 ±4……… ℓ > 10	図面の寸法表示箇所所で測定。		10-4-3-9				
10	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1) 可動支承の移動 可能量 注2) 支承中心間隔 (橋軸直角方向) 水下 平承 度の 橋軸方向 橋軸直角方向 可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差 可動支承の 移動量 注3)	±5 設計移動量 +10以上 ±5 4+0.5 ×(B-2) 1/100 5 温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上	支承全数を測定。 B:支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合 は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける 場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付け時のオフセット量 δ を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	10	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1) 可動支承の移動 可能量 注2) 支承中心間隔 (橋軸直角方向) 水下 平承 度の 橋軸方向 橋軸直角方向 可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差 可動支承の 移動量 注3)	±5 設計移動量 +10以上 ±5 4+0.5 ×(B-2) 1/100 5 温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上	支承全数を測定。 B:支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合 は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける 場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付け時のオフセット量 δ を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	支承中心間隔 (橋軸直角方向) の規 格値について、コンクリート橋と鋼 橋のそれぞれの規格値と判るように 明記すべき。			
10	4	5	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1) 可動支承の移動 可能量 注2) 支承中心間隔 (橋軸直角方向) 水下 平承 度の 橋軸方向 橋軸直角方向 可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差 可動支承の 移動量 注3)	±5 設計移動量 +10以上 ±5 4+0.5 ×(B-2) 1/300 5 温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌つきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合 は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける 場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付け時のオフセット量 δ を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	10	4	5	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1) 可動支承の移動 可能量 注2) 支承中心間隔 (橋軸直角方向) 水下 平承 度の 橋軸方向 橋軸直角方向 可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差 可動支承の 移動量 注3)	±5 設計移動量 +10以上 ±5 4+0.5 ×(B-2) 1/300 5 温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上	支承全数を測定。 B:支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌つきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合 は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける 場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付け時のオフセット量 δ を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	Bの説明書きが記載漏れとなってい るため修正 (追記)。JICE			

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度										平成27年度【改定案】																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由					
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		10-4-8-3		10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		10-4-8-3					
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)			アンカーボルト定着長							-20以内 かつ -1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)								
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10~+20	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		10-4-8-5		10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10~+20	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		10-4-8-5	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所...)。				
						地覆の高さ h	-10~+20																	地覆の高さ h	-10~+20		
						有効幅員 w_2	0~+30																	有効幅員 w_2	0~+30		
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6	7	橋梁用防護欄工 橋梁用高欄工	幅 w	-5~+10	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7		10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6	7	橋梁用防護欄工 橋梁用高欄工	幅 w	-5~+10	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所...)。				
						高 さ h	-20~+30																	高 さ h	-20~+30		
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8		10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8					
						高 さ	±4																	高 さ	±4		
10 道路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 プ レ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビューム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 θ ：スパン長		10-5-6-2		10 道路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 プ レ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビューム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 θ ：スパン長		10-5-6-2	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所...)。				
						高 さ h	10 -5																	高 さ h	10 -5		
						桁 長 θ スパン長	$\theta < 15 \dots \pm 10$ $\theta \geq 15 \dots$ $\pm (\theta - 5)$ かつ -30mm 以内																	桁 長 θ スパン長	$\theta < 15 \dots \pm 10$ $\theta \geq 15 \dots$ $\pm (\theta - 5)$ かつ -30mm 以内		
						横方向最大タワミ	0.80																	横方向最大タワミ	0.80		
10 道路 編	6 ト ン ネ ル (NATM)	4 支 保 工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。(1)~(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 (注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		10-6-4-3		10 道路 編	6 ト ン ネ ル (NATM)	4 支 保 工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。(1)~(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 (注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		10-6-4-3	基準書の変更があったが、内容的な問題で削除された訳ではないので、現場での必要性で判断されたい旨、土研から回答あり。 (4コマ-1)				
10 道路 編	6 ト ン ネ ル (NATM)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全数検測。		10-6-4-4		10 道路 編	6 ト ン ネ ル (NATM)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全数検測。		10-6-4-4					
						角 度	—																	角 度	—		
						削 孔 深 さ	—																	削 孔 深 さ	—		
						孔 径	—																	孔 径	—		
						突 出 量	プレート下面から10cm以内																	突 出 量	プレート下面から10cm以内		

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成26年度										平成27年度【改定案】																																																																																																																
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由																																																																																																				
10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚さ (4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (5) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (6) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1箇所、(2)~(3)は100mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		10-6-5-3	10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	5 覆 工	3	覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (5) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (6) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)~(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		10-6-5-3	10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	5 覆 工	3	覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (5) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (6) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)~(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		10-6-5-3	10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	5 覆 工	3	覆工コンクリート工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (5) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4	10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	6 イ ン パ ー ト 工	4	インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (5) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4	10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	6 イ ン パ ー ト 工	4	インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (5) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4	10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	4	坑門本体工	基準高▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。		10-6-8-4	10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	4	坑門本体工	基準高▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。		10-6-8-4	10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	4	坑門本体工	幅 w ₁ , w ₂	-30	図面の主要寸法表示箇所にて測定。		10-6-8-4	10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	4	坑門本体工	高さ h	h < 3m	-50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。		10-6-8-4	10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	4	坑門本体工	高さ h	h ≥ 3m	-100	図面の主要寸法表示箇所にて測定。		10-6-8-4	10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	4	坑門本体工	延長 L	-200	図面の主要寸法表示箇所にて測定。		10-6-8-4

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

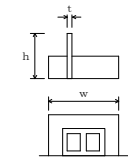
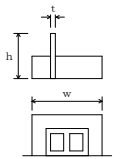
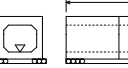

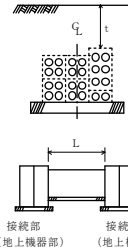
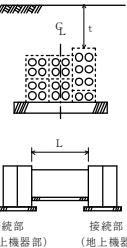
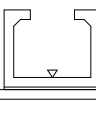
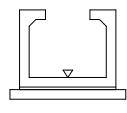
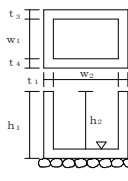
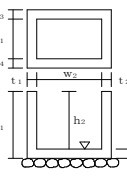
単位：mm

平成26年度										平成27年度【改定案】													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由	
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1箇所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①~④において、厚さの測定を行う。		10-6-8-5		10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①~④において、厚さの測定を行う。		10-6-8-5	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。
						幅 w (全幅)	-50																
						高さ h (内法)	-50																
						厚 さ t	-20																
						延 長 L	—																
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-2		10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-2	
						厚 さ t	-20																
						内 空 幅 w	-30																
						内 空 高 h	±30																
						ブロック長 L	-50																
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-4		10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-4	
						幅 w	-20																
						長 さ L	-20																
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		10-11-6-5		10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		10-11-6-5	
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		10-11-6-5		10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		10-11-6-5	

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

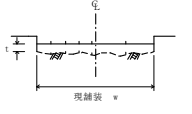
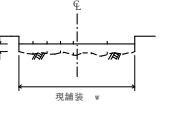
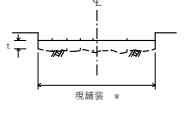

単位：mm

平成26年度										平成27年度【改定案】														
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由		
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-5	10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-5			
						幅 w	±50										幅 w	±50						
						厚 さ t	-20										厚 さ t	-20						
10 道 路 編	11 共 同 溝	7 プ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		10-11-7-2	10 道 路 編	11 共 同 溝	7 プ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		10-11-7-2	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。		
						延 長 L	-200										延長：1施工箇所毎	延 長 L					-200	延長：1施工箇所毎
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工（管路部）	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1箇所。		10-12-5-2	10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工（管路部）	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		10-12-5-2	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。		
						延 長 L	-200										接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】	延 長 L					-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基 準 高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1箇所。		10-12-5-3	10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基 準 高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		10-12-5-3	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。		
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1箇所毎 ※は現場打部分のある場合		10-12-6-2	10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		10-12-6-2	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。		
						※厚さ t ₁ ～t ₅	-20										※厚さ t ₁ ～t ₅	-20						
						※幅 w ₁ , w ₂	-30										※幅 w ₁ , w ₂	-30						
						※高さ h ₁ , h ₂	-30										※高さ h ₁ , h ₂	-30						

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

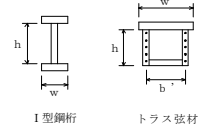
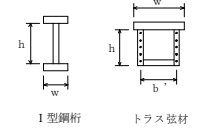
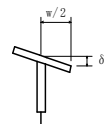
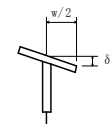
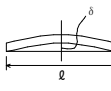
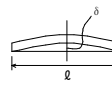
単位：mm

平成26年度										平成27年度【改定案】														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変更理由
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)											個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)				
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	5		切削オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1箇所/割とし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		10-14-4-5	10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	5		切削オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所/割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		10-14-4-5	幅の測定頻度について、延長40m未満とは80m未満の間違いでないか？ 切削オーバーレイ工とも相違している。
						幅 w	-25											表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所...)。						
						延長 L	-100																	
						平坦性	-	3m ² プロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下											維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。					
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	7		路上再生工	厚さ t	-30		幅は延長80m毎に1箇所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		10-14-4-7	10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	7		路上再生工	厚さ t	-30		幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		10-14-4-7	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所...)。
						路盤幅 w	-50																	
						延長 L	-100																	
						路盤工																		

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

単位：mm

平成26年度										平成27年度【改定案】														
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	変 更 理 由
								鋼桁等	トラス・アーチ等											鋼桁等	トラス・アーチ等			
10	16	3	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2… w ≤ 0.5 ±3… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)… 2.0 < w	鋼桁等	トラス・アーチ等	 I型鋼桁 トラス弦材	10-16-3-4	10	16	3	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2… w ≤ 0.5 ±3… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)… 2.0 < w	鋼桁等	トラス・アーチ等	 I型鋼桁 トラス弦材	10-16-3-4	
						床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。															
						フランジの直角度 δ (mm)	w/200	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4							フランジの直角度 δ (mm)	w/200	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4	
圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測定。ℓ：部材長 (mm)		10-16-3-4	圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測定。ℓ：部材長 (mm)				10-16-3-4											

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)							工 程	改定案(平成27年版)							改定理由				
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準 (改定後)		
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196~197	材料	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193~P194				
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194			
	(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194		
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197 [2007年制定]舗装標準示方書 舗装編P192		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194 [2007年制定]舗装標準示方書 舗装編P192	適用基準の改定に伴う変更		
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	適用基準の改定に伴う変更		
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のすりへり圧縮強度による試験方法」による。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のすりへり圧縮強度による試験方法」による。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P193	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	
ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192			
練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308 附属書 C	上水道水及び上水道水以外の水の場合： 懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。			○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195		練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308 附属書 C	上水道水及び上水道水以外の水の場合： 懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192			

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認
			回収水の場合； JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格集) P602			回収水の場合； JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上			その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格集) P725		
製造 (プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200		製造 (プラント)	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196		
		レディミキストコンクリートの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合； JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合； コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合； コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭型(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200		レディミキストコンクリートの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合； JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合； コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭型(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196	適用基準の改定に伴う変更		
		連続ミキサの場合； 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。				[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (土木学会規準) P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200			連続ミキサの場合； 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。				[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (土木学会規準) P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196		
		細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。					細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。				
		粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125		1回/日以上						粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125		1回/日以上					記号・数式のスラッシュ(/)を全角に統一。ただし単位は半角(例：m/s)。
施工 必須		塩化物総量規制 [「コンクリートの耐久性向上」]	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭型(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭型(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201		施工 必須	塩化物総量規制 [「コンクリートの耐久性向上」]	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭型(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭型(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198	小規模工種での適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。		

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由			
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	適用基準(改定後)	
			単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	平成15年10月2日 通達「レディミクストコンクリートの品質確保について」				単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	平成15年10月2日 通達「レディミクストコンクリートの品質確保について」			重要構造物以外の適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P504 道路橋示方書・同解説Ⅲコンクリート橋編 平成24年3月 P328			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P504 道路橋示方書・同解説Ⅲコンクリート橋編 平成24年3月 P328			重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ³ ごとに1回 なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回 なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198			重要構造物以外の適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P423、426、434				空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P506、509、518			重要構造物以外での適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
			コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。		[2007年制定]舗装標準示方書 P265				コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。			[2007年制定]舗装標準示方書 P265			
その他			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				その他		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。						
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112						その他		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112								

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)							工 程	改定案(平成27年版)							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		試験成績等による確認	適用基準(改定後)
施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P216		施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P211		表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所…)
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCC-G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P283～286	「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」				テストハンマーによる強度推定調査	JSCC-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P335	「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」	
その他	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編(JIS規格集) P472～474	「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法」	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(JIS規格集) P560	「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法」	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所…)	
			配筋状態及びひび割れ	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひび割れ測定要領」による	同左	同左	同左	「非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について」(H24.3.28.国官技第357号)			配筋状態及びひび割れ	「非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について」による	同左	同左	同左	「非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について」(H24.3.28.国官技第357号)		
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	「非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について」(H24.3.28.国官技第357号)			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	「非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について」(H24.3.28.国官技第357号)		
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。 ・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(2009年) P5, 8, 9, 10	2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。 ・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(2009年) P5, 8, 9, 10	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(2009年) P5, 8, 9, 10		
				熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(2009年) P14	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(2009年) P14											
施工後試験	必須	外観検査	目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(2009年) P5, 8, 9, 10	施工後試験	必須	外観検査	目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(2009年) P5, 8, 9, 10			

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由																					
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)																			
3 既製杭	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。	熱間押接法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (2009年) P14	3 既製杭	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。	熱間押接法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (2009年) P14	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所・・・)。																			
																					施工	必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下	・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×α以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×α以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×α以下とする。	JISハンドブック	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下	・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×α以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×α以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×α以下とする。	JISハンドブック	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下	・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×α以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×α以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×α以下とする。	JISハンドブック	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下	・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×α以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×α以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×α以下とする。	JISハンドブック
鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	道路標示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P553 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103 (試験項目) , 126	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	道路標示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P553 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103 (試験項目) , 126																														
										鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	道路標示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P553 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103 (試験項目) , 126	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	道路標示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P553 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103 (試験項目) , 126																				
鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比	比重量の測定による水セメント比の推定	設計図書による。また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレキャストコンクリート杭工法)とする。	試料の採取回数には一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	道路標示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P560, 561, 564 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P176, 177	鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比	比重量の測定による水セメント比の推定	設計図書による。また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレキャストコンクリート杭工法)とする。	試料の採取回数には一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	道路標示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P560, 561, 564 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P176, 177																														
										鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	JIS A 1108	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周囲定液の圧縮強度試験	設計図書による。	供試体の採取回数には一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	道路標示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P560, 562, 564	鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	JIS A 1108	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周囲定液の圧縮強度試験	設計図書による。	供試体の採取回数には一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	道路標示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P560, 562, 564																		

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 種	改定案(平成27年版)								改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合計が100t以上のもの	舗装施工便覧 P78, 250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37, 38	4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合計が100t以上のもの	舗装施工便覧 平成18年2月 P78, 250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 平成4年12月 P37, 38	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P78, 250～251	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		舗装施工便覧 P53, 250～251	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P53, 250～251											
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合計が100t以上のもの	舗装施工便覧 P78, 250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P78, 250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 平成4年12月 P37											
			鉄鋼スラグの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合計が100t以上のもの	舗装施工便覧 P54, 84, 250～251	○			舗装施工便覧 平成18年2月 P54, 84, 250～251								
道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合計が100t以上のもの	舗装施工便覧 P54, 250～251	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P54, 250～251														

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 種	現 行(平成26年)								工 種	改定案(平成27年版)								改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認
	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュヤランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュヤランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P38	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュヤランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュヤランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 平成4年12月 P38			
施工	必須		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の93%以上X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	(規格値) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 (試験基準) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251	施工	必須		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	(規格値) 舗装施工便覧 平成18年2月 P262 舗装設計施工指針 平成18年2月 P304 (試験基準) 舗装設計施工指針 平成18年2月 P302 舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251				
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	舗装施工便覧 P262			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	舗装施工便覧 平成18年2月 P262			
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		その他		平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。				
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 P53				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 平成18年2月 P53		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下			アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下			アスファルト舗装工事共通仕様書解説 平成4年12月 P37		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 P250～251, 262				含水比試験	JIS A 1203	設計図書による		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251, 262		

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)							工 種	改定案(平成27年版)							改定理由				
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準(改定後)
5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84, 250～251 舗装再生便覧 P18	5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P84, 250～251 舗装再生便覧 平成22年11月 P18	
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS；水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84, 250～251				鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS；水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P84, 250～251			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P53, 250～251				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P53, 250～251			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84, 250～251				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P84, 250～251	

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法 便覧 [4]-10	呈色なし	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS: 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 250~251			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法 便覧 [4]-10	呈色なし			・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS: 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 250~251		
			鉄鋼スラグの水浸膨張試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前		○	舗装施工便覧 P54, 84, 250~251			鉄鋼スラグの水浸膨張試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前			舗装施工便覧 P54, 84, 250~251		
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)	・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 84, 250~251			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)	・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 84, 250~251				
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS: 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 84, 250~251			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS: 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 84, 250~251		
	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28, 250~251		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28, 250~251		

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P29, 250～251				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P29, 250～251			
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	(規格値) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 (試験基準)(摘要) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251		施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	(規格値) 舗装施工便覧 平成18年2月 P262 舗装設計施工指針 平成18年2月 P304 (試験基準)(摘要) 舗装設計施工指針 平成18年2月 P302 舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251					
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時(1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 P262, 250～251				粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時(1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 平成18年2月 P262, 250～251			
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±6%以内			舗装施工便覧 P262, 250～251				粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±6%以内			舗装施工便覧 平成18年2月 P262, 250～251			
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。					平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		舗装施工便覧 P84, 262				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		舗装施工便覧 平成18年2月 P84, 262			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			舗装施工便覧 P262				含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			舗装施工便覧 平成18年2月 P262			
6	アスファルト安定処理路盤		アスファルト舗装に準じる						6	アスファルト安定処理路盤		アスファルト舗装に準じる								

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)							工 程	改定案(平成27年版)							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘 要
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、 2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の配合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P78, 84, 250～251	7 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、 2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の配合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 平成18年2月 P78, 84, 250～251	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の配合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P78, 85, 250～251				骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の配合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 平成18年2月 P78, 85, 250～251			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の配合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P78, 85, 250～251				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の配合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 平成18年2月 P78, 85, 250～251			
	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時 (1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 P262, 250～251		施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時 (1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 平成18年2月 P262, 250～251	
			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		舗装施工便覧 P262, 250～251				粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		舗装施工便覧 平成18年2月 P262, 250～251	

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 種	現 行(平成26年)								工 種	改定案(平成27年版)								改定理由				
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		(規格値) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 (試験基準) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		(規格値) 舗装施工便覧 平成18年2月 P262 舗装設計施工指針 平成18年2月 P304 (試験基準) 舗装設計施工指針 平成18年2月 P302 舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251						
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。			舗装施工便覧 P262		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。			舗装施工便覧 P262				
				セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218	±1.2%以内	・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき (1～2回/日)	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。	舗装施工便覧 P262, 250～251				セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218	±1.2%以内	・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき (1～2回/日)	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。	舗装施工便覧 P262, 250～251				
8	アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合計が100t以上のもの	舗装施工便覧 P28, 250～251	○		アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合計が100t以上のもの	舗装施工便覧 P28, 250～251	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率：3.0%以下			舗装施工便覧 P28, 250～251				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率：3.0%以下			舗装施工便覧 P28, 250～251					
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			舗装施工便覧 P29, 250～251				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			舗装施工便覧 P29, 250～251					
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			舗装施工便覧 P29, 250～251				粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			舗装施工便覧 P29, 250～251					
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			舗装施工便覧 P35, 250～251				フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			舗装施工便覧 P35, 250～251					
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			舗装施工便覧 P35, 250～251				フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			舗装施工便覧 P35, 250～251					

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準(改定後)	
その他	ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P36, 250～251	その他	ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P36, 250～251			
	ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下		○	舗装施工便覧 P36, 250～251	ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下			○	舗装施工便覧 P36, 250～251					
	ファイラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下		○	舗装施工便覧 P36, 250～251	ファイラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下			○	舗装施工便覧 P36, 250～251					
	ファイラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下		○	舗装施工便覧 P36, 250～251	ファイラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下			○	舗装施工便覧 P36, 250～251					
その他	製鋼スラグの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P31, 250～251	製鋼スラグの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P31, 250～251				
	製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下		○	舗装施工便覧 P31, 250～251	製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○	舗装施工便覧 P31, 250～251					
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下		○	舗装施工便覧 P28, 31, 250～251	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下			○	舗装施工便覧 P28, 31, 250～251					
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下		○	舗装施工便覧 P29, 250～251	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○	舗装施工便覧 P29, 250～251					
	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下		○	舗装施工便覧 P29, 250～251	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			○	舗装施工便覧 P29, 250～251					
	針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4		○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251	針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251					
	軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3		○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251	軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251					

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準(改定後)	
		伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251		伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P19, 21, 250～251		
		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P19, 21, 250～251		
		引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前			○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251		引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P19, 21, 250～251	
		薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4				○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251		薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P19, 21, 250～251	
		蒸発後の針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1				○	舗装施工便覧 P19, 250～251		蒸発後の針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P19, 250～251	
		密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251		密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P19, 21, 250～251		
		高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 P21, 250～251		高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P21, 250～251		
		60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192				○	舗装施工便覧 P21, 250～251		60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192				○	舗装施工便覧 平成18年2月 P21, 250～251		
		タフネス・テナンティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○	舗装施工便覧 P21, 250～251		タフネス・テナンティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P21, 250～251		
フ ラ ン ト	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263, 250～251		必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250～251	
		粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○	舗装施工便覧 P263, 250～251		粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250～251		
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○	舗装施工便覧 P263, 250～251		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250～251		
		温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○	舗装施工便覧 P263		温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263		
そ の 他		水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	舗装施工便覧 P255		水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P255		
		ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	舗装施工便覧 P255		ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P255		

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由			
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)	
舗設現場	必須	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	舗装施工便覧 P255	舗設現場	必須	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	舗装施工便覧 P255	平成18年2月 P255			
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	(規格値) 舗装施工便覧 P263 舗装設計施工指針 P304 (試験基準) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250~251				現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	(規格値) 舗装施工便覧 P263 舗装設計施工指針 P304 (試験基準) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250~251		平成18年2月 P263 平成18年2月 P304 平成18年2月 P302 平成18年2月 P250~251		
その他	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	○	舗装施工便覧 P110,263	舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	○	舗装施工便覧 P110,263	平成18年2月 P110,263			
		外観検査(混合物)	目視					○			舗装施工便覧 P263	外観検査(混合物)	目視						○	舗装施工便覧 P263	平成18年2月 P263
		すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による		舗設車線毎200m毎に1回					○		すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による		舗設車線毎200m毎に1回				○
9 転圧コンクリート	必須	コンシステンシーVC試験	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 修正VC値：50秒		当初		○	舗装施工便覧 P144	9 転圧コンクリート	必須	コンシステンシーVC試験	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 修正VC値：50秒		当初		○	舗装施工便覧 P144	平成18年2月 P144			
		マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 突き固め1方法					○			舗装施工便覧 P144	マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 突き固め1方法						○	舗装施工便覧 P144	平成18年2月 P144
		ランマー突き固め試験	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 締固め率：97%					○			舗装施工便覧 P144	ランマー突き固め試験	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 締固め率：97%						○	舗装施工便覧 P144	平成18年2月 P144
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが望ましい。	○			転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P50	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが望ましい。		○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P50	平成2年10月 P50
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。		2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。		○			転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P50	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。			2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。		○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P50	平成2年10月 P50
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22		細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。		○			舗装施工便覧 P40,42	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22			細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。		○	舗装施工便覧 P40,42	平成18年2月 P40,42
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。				○			転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。					○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54	平成2年10月 P54
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。		工事開始前、材料の変更時		○			転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P48	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。			工事開始前、材料の変更時		○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P48	平成2年10月 P48
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下			ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○			転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P17	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下			ホワイトベースに使用する場合：40%以下		○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P17	平成2年10月 P17
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下(ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)		工事開始前、材料の変更時		○			[2007年制定]舗装標準示方書 P186,191	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下(ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)			工事開始前、材料の変更時		○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186,191	平成2年10月 P186,191

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由	
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準(改定後)		
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	舗装施工便覧 P43, 251		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P43, 251			
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 舗装施工便覧 P40, 251		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193 舗装施工便覧 平成18年2月 P40, 251			
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。			○		[2007年制定]舗装標準示方書 P186	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。			○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。		○		[2007年制定]舗装標準示方書 P186, 191 舗装施工便覧P41, P43, P251	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186, 191 舗装施工便覧 平成18年2月 P41, P43, P251		
		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	0.5%以下				○		[2007年制定]舗装標準示方書 P186, 191 舗装施工便覧P41, P43, P251	骨材中に含まれる密度1.95g/cm3の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	0.5%以下			○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186, 191 舗装施工便覧 平成18年2月 P41, P43, P251	JISの改正に伴い試験項目の名称を変更。	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193～194		
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191～192			
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191～192			
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	「及び」の重複を解消。		
		回収水の場合 JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P602	回収水の場合 JIS A 5308附属書C		塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P725						
製造(プラント)その他		計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200		計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196			
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合 JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合 JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランブ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, P196	適用基準の改定に伴う変更		

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由				
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)		
舗装	必須	連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-I 502	連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下				○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200	舗装	必須	連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-I 502-2013	連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下				○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196			
			細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。		○													
			粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125		1回/日以上			○													
舗装	必須	コンシステンシーVC試験	コンシステンシーVC試験	修正VC値の±10秒		1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54	舗装	必須	コンシステンシーVC試験	コンシステンシーVC試験	修正VC値の±10秒		1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54			
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%				○				転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54									
			ランマー突き固め試験						○				転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54									
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)。			○				転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54, 60									
舗装	必須	温度測定(コンクリート)	温度測定(コンクリート)	温度計による。		2回/日(午前・午後)以上		○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54	舗装	必須	温度測定(コンクリート)	温度測定(コンクリート)	温度計による。		2回/日(午前・午後)以上		○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54			
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回(横断方向に3ヶ所)			○				転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P55, 59									
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-300		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定			○													
10 グラスアスファルト舗装	必須	骨材のふるい分け試験	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		○	舗装施工便覧 P28, 250~251	10 グラスアスファルト舗装	必須	骨材のふるい分け試験	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P28, 250~251	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P28, 250~251												
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下				○	舗装施工便覧 平成18年2月 P29, 250~251												
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下				○	舗装施工便覧 平成18年2月 P29, 250~251												
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。				○	舗装施工便覧 平成18年2月 P35, 250~251												

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由			
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準 (改定後)	
			ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○	舗装施工便覧 P35, 250～251			ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○	舗装施工便覧 P35, 250～251	平成18年2月		
	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28, 250～251		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28, 250～251	平成18年2月		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○	舗装施工便覧 P29, 250～251			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○	舗装施工便覧 P29, 250～251	平成18年2月		
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			○	舗装施工便覧 P29, 250～251			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			○	舗装施工便覧 P29, 250～251	平成18年2月		
			針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P22, 250～251			針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P22, 250～251	平成18年2月		
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃			○	舗装施工便覧 P22, 250～251			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃			○	舗装施工便覧 P22, 250～251	平成18年2月		
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)			○	舗装施工便覧 P22, 250～251			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)			○	舗装施工便覧 P22, 250～251	平成18年2月		
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%			○	舗装施工便覧 P22, 250～251			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%			○	舗装施工便覧 P22, 250～251	平成18年2月		
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上			○	舗装施工便覧 P22, 250～251			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上			○	舗装施工便覧 P22, 250～251	平成18年2月		
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○	舗装施工便覧 P22, 250～251			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○	舗装施工便覧 P22, 250～251	平成18年2月		
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○	舗装施工便覧 P22, 250～251			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前			○	舗装施工便覧 P22, 250～251	平成18年2月	
	必須		貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量 (40℃) 目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	舗装施工便覧 P206		必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量 (40℃) 目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	舗装施工便覧 P206	平成18年2月		
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3～20秒 (目標値)			○	舗装施工便覧 P206			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3～20秒 (目標値)			○	舗装施工便覧 P206	平成18年2月		

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上			○	土木工事共通仕様書 P198			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上			○	土木工事共通仕様書 P3-96	
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上			○	土木工事共通仕様書 P198			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上			○	土木工事共通仕様書 P3-96	
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の材料が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263, 250～251			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の材料が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250～251	
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○	舗装施工便覧 P263, 250～251			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	同上	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250～251	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○	舗装施工便覧 P263, 250～251			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250～251	
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石 粉：常温～150℃	随時		○	舗装施工便覧 P207, 263			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石 粉：常温～150℃	随時		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P207, 263	
		舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。		測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)		○			温度測定 (初転圧前)	温度計による。		測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)		○		
11 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。				舗装設計施工指針 P160 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	11 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。			舗装設計施工指針 平成18年2月 P160 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155, [4]-158	設計図書による。			舗装設計施工指針 P160 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	舗装設計施工指針 平成18年2月 P160 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217										
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218～221		施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218～221	

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	
			または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)					または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	平成8年8月	
			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とす2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とす2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領 平成24年3月」による						
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	舗装施工便覧 P265 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220					ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	舗装施工便覧 平成18年2月 P265 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220			
12 表層安定処理工(表層混合処理)	材料	その他	平板載荷試験	JIS A 1215	延長40mにつき1箇所で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220			材料	その他	平板載荷試験	JIS A 1215	延長40mにつき1ヶ所で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所…)	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220					現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220		
			含水比試験	JIS A 1203		500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220					含水比試験	JIS A 1203		500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220		
			たわみ量	舗装調査・試験法 便覧 [1]-227 (パツク・メツビ-ム)	ブルーフローリングでの不良箇所について実施							たわみ量	舗装調査・試験法 便覧 [1]-227 (パツク・メツビ-ム)	ブルーフローリングでの不良箇所について実施				表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所…)
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。					土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		
		施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218~221				現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218~221		
				または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)				または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	平成8年8月	

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認
				「ITS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		「ITS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による									「ITS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領 平成24年3月」による	表現の統一	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220								道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220		
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220									道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。				道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220									道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	
			含水比試験	JIS A 1203		500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220									道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	
		たわみ量	舗装調査・試験法 便覧 [1]-227 (ベンダメータ)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。												ブルーフローリングでの不良箇所について実施。	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所…)。	
13 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			13 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。						ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		
14 アンカー工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。				14 アンカー工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	ボーリング等により供試体を採取する。	試験をボーリングで採取するための費用について、別途協議と認識されることを防止する。	
			モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後) / 日							14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後) / 日
モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。				グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P96										グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P96		
適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P109, 110													グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P109, 110	
		確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)		・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。			グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P111									グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P111		

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由			
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。		グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P112, 113		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。		グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P112, 113			
15 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	15 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217		
			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左			補強土(テールアルメ)壁工設計・施工マニュアル P32			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左			補強土(テールアルメ)壁工設計・施工マニュアル 平成26年8月 P452, 454			
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。					補強土(テールアルメ)壁工設計・施工マニュアル P35			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。					補強土(テールアルメ)壁工設計・施工マニュアル 平成26年8月 P453			
		その他	土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。			補強土(テールアルメ)壁工設計・施工マニュアル P37		その他	土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。				補強土(テールアルメ)壁工設計・施工マニュアル 平成26年8月 P35		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) である。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		補強土(テールアルメ)壁工設計・施工マニュアル P170 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218~222 道路土工擁壁工指針 平成24年7月 P280		施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) である。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	補強土(テールアルメ)壁工設計・施工マニュアル 平成26年8月 P250 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218~222 道路土工擁壁工指針 平成24年7月 P280	適用基準の改定に伴う変更			
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) である。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上1000m2未満: 10点 ・1000m2以上2000m2未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) である。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上1000m2未満: 10点 ・1000m2以上2000m2未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成26年8月 補強土(テールアルメ)壁工設計・施工マニュアル 平成26年8月 P250	適用基準の改定に伴う変更					
			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	平成24年3月	表現の統一			
16 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左				[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196~197	16 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左				骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193~194 のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(社)全国特定法面保護協会 P57, P71	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。				工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194 のり砕工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(社)全国特定法面保護協会		

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)
工 程	(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	試験区分	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材II)	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材II)	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71				
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 1110 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 1110 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71	適用基準の改定に伴う変更			
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P193	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P193		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	○		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	
工 程	(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	試験区分	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195	○		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195	○		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71		
			練混ぜ水の品質試験	JIS A 5308(附属書C)	上水道水及び上水道水以外の水の場下: 懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	○		練混ぜ水の品質試験	JIS A 5308(附属書C)	上水道水及び上水道水以外の水の場下: 懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192				
			回収水の場合	JIS A 5308(附属書C)	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P602	○		回収水の場合	JIS A 5308(附属書C)	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P725	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P725				
製 造 (プラント)	必須	試験区分	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71				
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71			

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 種	現 行(平成26年)							工 種	改定案(平成27年版)							改定理由														
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)												
その他	計量設備の計量精度	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高伊スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高伊スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200	その他	計量設備の計量精度	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高伊スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196																
																ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位の容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位の容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P92, P196	適用基準の改定に伴う変更					
	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位の容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下				○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200							○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196															
施工	塩化物総量規制 (耐久性向上)	原則0.3kg/m3以下	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	その他	塩化物総量規制 (耐久性向上)	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198	小規模工種での適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。																
															スランブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P297	重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。							
															コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2015	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P316 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成18年11月(社)全国特定法面保護協会 P55, P68	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2015	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P301 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P69	小規模工種での適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
															空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198	重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。		
	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。																										
17 現場吹付法砕工	材料	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付付国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196~197	材料	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付付国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193~194 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71																
															骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71								

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)
製造 (JISマーク)	必須	レディーミクストコンクリートを使用する場合は除く	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71				
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71	適用基準の改定に伴う変更			
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45, P193	○			
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P47	○		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。			〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45	○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利、 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○			
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195	○		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	○	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195	○		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)				〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	○	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71	
			練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	〔2010年制定〕コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P195	○		練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	〔2013年制定〕コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P192	○			
			回収水の水質試験	JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P195 〔2010年制定〕コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P602	○		回収水の水質試験	JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P192 〔2013年制定〕コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P725	○			
製造 (JISマーク)	必須	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上			〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71	○				
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上				〔2012年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P57, P71	○			

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)							工 程	改定案(平成27年版)							改定理由		
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)
その他	計量設備の計量精度			水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高伊スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200	その他	計量設備の計量精度			水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高伊スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196	
その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差： 7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196	適用基準の改定に伴う変更
その他	連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下					○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200	その他	連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-I 502-2013						○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196	
施工	スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	施工	スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合、50m3ごとに1回の試験を行う。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P297	重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程 JSCE F561-2005	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間開放後、φ5cmのコアを切り取りキャップングを行う。1日に6本(α7～3本、α28～3本、)とする。	・参考値：18N/mm2以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P316	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程 JSCE F561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間開放後、φ5cmのコアを切り取りキャップングを行う。1日に6本(α7～3本、α28～3本、)とする。	・参考値：18N/mm2以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合、50m3ごとに1回の試験を行う。	※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P301 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71	小規模工種での適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 長音符「一」を削除。	
その他	塩化物総量規制(耐久性向上)	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	その他	塩化物総量規制(耐久性向上)	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71	小規模工種での適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。		
その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(JIS規格集) P423, 426, 434	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合、50m3ごとに1回の試験を行う。	※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(JIS規格集) P506, 509, 518	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。	
18 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。	河川土工マニュアル P267	18 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。	河川土工マニュアル P267	当初及び土質の変化した時。
その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			河川土工マニュアル P267	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			河川土工マニュアル P267			
その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202					河川土工マニュアル P267	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202					河川土工マニュアル P267			

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	適用基準(改定後)
18 河川土 工	施工	必須	土の含水比試験	JIS A 1203					河川土工マニュアル P267	18 河川土 工	施工	必須	土の含水比試験	JIS A 1203					河川土工マニュアル P267	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					河川土工マニュアル P267				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					河川土工マニュアル P267	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。			河川土工マニュアル P267				土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。			河川土工マニュアル P267	
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説					河川土工マニュアル P267				土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説					河川土工マニュアル P267	
			土の圧密試験	JIS A 1217					河川土工マニュアル P267				土の圧密試験	JIS A 1217					河川土工マニュアル P267	
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					河川土工マニュアル P267				土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					河川土工マニュアル P267	
			土の透水試験	JIS A 1218					河川土工マニュアル P267				土の透水試験	JIS A 1218					河川土工マニュアル P267	
			現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。		河川土工マニュアルP73~76, 267				最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	河川土工マニュアルP73~76, 267	平均値で判定するため、規格値を著しく下回った場合の記載が必要である。		
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満: 10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P267 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)				1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満: 10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P267 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成8年8月						
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による				施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領 平成24年3月」による						
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		河川土工マニュアル P267			その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		河川土工マニュアル P267			
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216		トラフィカビリティが悪いとき。		河川土工マニュアル P267				コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216		トラフィカビリティが悪いとき。		河川土工マニュアル P267			
19 海岸土 工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		河川土工マニュアル P267	19 海岸土 工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		河川土工マニュアル P267			
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		河川土工マニュアル P267				土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		河川土工マニュアル P267			
			土粒子の密度試験	JIS A 1202								河川土工マニュアル P267	土粒子の密度試験	JIS A 1202						河川土工マニュアル P267
			土の含水比試験	JIS A 1203								河川土工マニュアル P267	土の含水比試験	JIS A 1203						河川土工マニュアル P267
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205								河川土工マニュアル P267	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205						河川土工マニュアル P267
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。						河川土工マニュアル P267	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。				河川土工マニュアル P267
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説								河川土工マニュアル P267	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説						河川土工マニュアル P267
			土の圧密試験	JIS A 1217				河川土工マニュアル P267	土の圧密試験	JIS A 1217					河川土工マニュアル P267					

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				河川土工マニュアル P267				土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					河川土工マニュアル P267	
			土の透水試験	JIS A 1218				河川土工マニュアル P267				土の透水試験	JIS A 1218					河川土工マニュアル P267	
施工	必須		現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアルP73～76, 267	施工	必須		現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアルP73～76, 267		試験1回当たりの測定箇所数を明確にする。
			または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。		1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P267 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)				または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。		1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P267 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成8年8月		
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領 平成24年3月」による		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		河川土工マニュアル P267		その他		土の含水比試験	最大粒径>53mm：設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。				河川土工マニュアル P267	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216		トラフィックバリエティが悪いとき。		河川土工マニュアル P267				コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-185					河川土工マニュアル P267	
20 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		河川土工マニュアル P267	20 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	突砂法	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			河川土工マニュアル P267	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアルP73～76, 267	施工	必須		現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000m ³ に1回の割合、または設計図書による。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアルP73～76, 267		①砂防工事において、延長方向で管理が必要がある縦断工作物は、工事用道路、堤防との取り付け部、側壁部等であるため。 ②試験1回当たりの測定箇所数を明確にする。

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認
			または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は、500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしている点も、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		河川土工マニュアル P267 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)			または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は、500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしている点も、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		河川土工マニュアル P267 R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成26年8月			
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領 平成24年3月」による				
21 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。ただし、法面、路肩部の土量は除く。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	21 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。ただし、法面、路肩部の土量は除く。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217		
			CBR試験(路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217				CBR試験(路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217			その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217				土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217		
			土の含水比試験	JIS A 1203		当初及び土質の変化した時。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217				土の含水比試験	JIS A 1203		当初及び土質の変化した時。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		当初及び土質の変化した時。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		当初及び土質の変化した時。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216								土の一軸圧縮試験	JIS A 1216						
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説								土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説						
			土の圧密試験	JIS A 1217								土の圧密試験	JIS A 1217						
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説								土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説						
			土の透水試験	JIS A 1218								土の透水試験	JIS A 1218						
施工	必須		現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィックビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィックビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218~222	施工	必須		現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィックビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィックビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218~222		

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認
その他			または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)				または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	平成8年8月	
			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領 平成24年3月」による	表現の統一	
	ブルーフローリング		舗装調査・試験法 便覧 [4]-210		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。		・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220		ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	
	平板載荷試験	JIS A 1215			各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。		・セメントコンクリートの路盤に適用する。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220		その他	平板載荷試験 JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所…)
	現場CBR試験	JIS A 1222		設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。				道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。				道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	
	含水比試験	JIS A 1203			路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。				道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220		含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。				道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	
	コーン指数の測定	舗装調査・試験法 便覧 [1]-216		必要に応じて実施。(例)トラフィカビリティが悪い時					道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220		コーン指数の測定	舗装調査・試験法 便覧 [1]-216	必要に応じて実施。(例)トラフィカビリティが悪い時					道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	
たわみ量	舗装調査・試験法 便覧 [1]-227 (ベンダのビーム)			ブルーフローリングでの不良箇所について実施						たわみ量	舗装調査・試験法 便覧 [1]-227 (ベンダのビーム)	ブルーフローリングでの不良箇所について実施						表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所…)	
22 捨石工	施工 必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7g/cm ³ ~2.5g/cm ³ ・準硬石：約2.5g/cm ³ ~2g/cm ³ ・軟石：約2g/cm ³ 未満	○		22 捨石工	施工 必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7g/cm ³ ~2.5g/cm ³ ・準硬石：約2.5g/cm ³ ~2g/cm ³ ・軟石：約2g/cm ³ 未満	○			
		岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○				岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○			
		岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm ² 以上 ・準硬石：980.66N/cm ² 以上 ・軟石：980.66N/cm ² 未満	○				岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm ² 以上 ・準硬石：980.66N/cm ² 以上 ・軟石：980.66N/cm ² 未満	○			
	その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぱらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。	500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○	JISハンドブック		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぱらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。	500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○	JISハンドブック		

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準(改定後)	
23 コンクリートダム	材料(「JISマーク表示されたレディミクストコンクリート」を使用する場合は除く)	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196~197	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193~194		
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	飽乾密度：2.5以上 吸水率：[2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197 ダムコンクリート編 P52, 53	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	飽乾密度：2.5以上 吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 193~194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P47, 48	適用基準の改定年度を変更
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197 ダムコンクリート編 P49, 54		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P44~45, 50	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P193	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下(ただし、砕石で失われるものが砕石粉の場合は1.5%以下) 細骨材：5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)			[2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P51, 54		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときは9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P47, 50	適用基準の改定に伴う変更
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P54		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P50	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下				[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197 ダムコンクリート編 P51, 54		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P47, 50	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197 ダムコンクリート編 P50, 52		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 193~194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P45, 48~49	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下				[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197 ダムコンクリート編 P53		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P49	

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 種	現 行(平成26年)								工 種	改定案(平成27年版)								改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195				練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192			
				回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編(JIS規格集) P602		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。				[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(JIS規格集) P725							
	製造(ブランド)	その他	計量設備の計量精度	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200			製造(ブランド)	その他	計量設備の計量精度	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196				
				ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単 位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材 量の差: 5%以下 圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 空気量平均値からの差: 10%以 下 スランブ平均値からの差: 15% 以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単 位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材 量の差: 5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200						バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量 の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の 偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差 率: 10%以下 コンシステンシー(スラン プ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196			
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単 位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材 量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランブ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200					連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単 位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材 量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランブ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196			
				細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。						JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。			
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上						粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上					
				施工 必須	塩化物総量規制 「コンクリートの 耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後または午前と午前 に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物 総量の規制値の1/2以下の場合 は、午後の試験を省略するこ とができる。(1)試験の測定 回数は3回とする)試験の判定 は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使 用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以 上の試験、またはレディーミクスト コンクリート工場の品質証明書等 のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、 「海砂の塩化物イオン含有率試験方 法」(JSCE-C502, 503)または設計 図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く 工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上 部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、街燈工、樋門、樋 管、水門、水路(内幅2.0m以上)、 護岸、ダム及び堰、トンネル、舗 装、その他これらに類する工種及び 特記仕様書で指定された工種)					[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201		施工 必須	塩化物総量規制 「コンクリートの 耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後または午前と午前 に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物 総量の規制値の1/2以下の場合 は、午後の試験を省略するこ とができる。(1)試験の測定 回数は3回とする)試験の判定 は3回の測定値の平均値。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く 工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上 部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、街燈工、樋門、樋 管、水門、水路(内幅2.0m以上)、 護岸、ダム及び堰、トンネル、舗 装、その他これらに類する工種及び 特記仕様書で指定された工種)		

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由			
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)	
			単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合は、2回/日(午前1回、午後1回) 重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	「レディミクストコンクリートの品質確保について」(平成15年10月2日)				単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合は、2回/日(午前1回、午後1回) 以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	「レディミクストコンクリートの品質確保について」(平成15年10月2日)	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。			
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197	重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。				
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)		※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規格編 (JIS規格集) P423, 426, 434 [2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P37			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)				[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規格編 (JIS規格集) P506, 509, 518 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P33	重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロックリフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロックリフト当たり1回の割合で行う。なお、1ブロックリフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロックリフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロックリフト当たり2回の割合で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割合で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P38～40			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロックリフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロックリフト当たり1回の割合で行う。なお、1ブロックリフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロックリフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロックリフト当たり2回の割合で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割合で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。		[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P34～35	小規模工種での適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。				
			温度測定(気温・コンクリート)	温度計による。							温度測定(気温・コンクリート)	温度計による。									
			コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m ³ 以上				コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による								
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。					コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112									
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。					コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123									
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。					コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113									
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。					コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106									
24 覆工コンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 37, 196～197		○	24 覆工コンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193～194		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197			○	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193～194		○	

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由				
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)		
JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕石・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材II)		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197		JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕石・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材II)		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194			
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197			JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194		適用基準の改定に伴う変更	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197			JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194		適用基準の改定に伴う変更	
製造(フランク)			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197		JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P193			
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準液の色より濃い場合。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47			JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準液の色より濃い場合。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197			JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194			
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197			JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194			
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195			JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195			JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195			JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192			
			回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P602			JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く		回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P725			
			計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200			JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く		計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196		

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由			
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)	
ミキサの練混ぜ性能試験	「1」マーク表示されたコンクリートを使用する場合は除く	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単 位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材 量の差: 5%以下 圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 空気量平均値からの差: 10%以 下 スランブ平均値からの差: 15% 以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単 位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材 量の差: 5%以下	工事開始前及び工事中1回/年 以上。			○	[2007年制定]コンクリート標 準示方書 施工編 P96, 200	「1」マーク表示されたコンクリートを使用する場合は除く	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量 の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の 偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差 率: 10%以下 コンシステンシー(スラン ブ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/ 年以上。			○	[2012年制定]コンクリート標 準示方書 施工編 P93, P196	適用基準の改定に伴う変更		
			連続ミキサの場合: 土木学会規程 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位 容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量 の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランブ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年 以上。			○	[2010年制定]コンクリート標 準示方書 規程編(土木学会 規程) P355 [2007年制定]コンクリート標 準示方書 施工編 P200			連続ミキサの場合: 土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位 容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量 の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランブ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/ 年以上。			○	[2013年制定]コンクリート標 準示方書 規程編(土木学会 規程) P411 [2012年制定]コンクリート標 準示方書 施工編 P196			
			細骨材の表面水準 試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外 の場合に適用する。	○					細骨材の表面水準 試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外 の場合に適用する。	○			
			粗骨材の表面水準 試験	JIS A 1125		1回/日以上		○					粗骨材の表面水準 試験	JIS A 1125		1回/日以上		○			
施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満:許容 差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下:許容 差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度 と工事の規模に応じて20~ 150m3ごとに1回、及び荷卸し 時に品質変化が認められた 時。			○	[2007年制定]コンクリート標 準示方書 施工編 P201	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満:許容 差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下:許容 差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度 と工事の規模に応じて20m3~ 150m3ごとに1回、及び荷卸し 時に品質変化が認められた 時。			○	[2012年制定]コンクリート標 準示方書 施工編 P197~198	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m3ご とに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。	
単位水量測定		「レディーミクスト コンクリートの品 質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設 計±15kg/m3の範囲にある場合は そのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設 計±15kg/m3を超え±20kg/m3の 範囲にある場合は、水量変動の 原因を調査し、生コン製造者に 改善を指示し、その運搬車の生 コンは打設する。その後、配合 設計±15kg/m3以内で安定するま で、運搬車の3台毎に1回、単位 水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値 を超える場合は、生コンを打込 ます前に、持ち帰らせ、水量変動 の原因を調査し、生コン製造業 者に改善を指示しなければなら ない。その後の全運搬車の測定 を行い、配合設計±20kg/m3以内 になることを確認する。更に、 配合設計±15kg/m3以内で安定す るまで、運搬車の3台毎に1回、 単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超 える場合は1回に限り試験を実施 することができる。再試験を実 施したい場合は2回の測定結果の うち、配合設計との差の絶対値 の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1 回)、重要構造物の場合は重要 度に応じて100~150m3ごと に1回、及び荷卸し時に品質 変化が認められたときとし、 測定回数は多い方を採用す る。	示方配合の単位水量の上限値は、粗 骨材の最大寸法が20mm~25mmの場 合は175kg/m3、40mmの場合は 165kg/m3を基本とする。			○	[レディーミクストコンク リートの品質確保について] (平成15年10月2日)	単位水量測定	「レディーミクスト コンクリートの品 質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設 計±15kg/m3の範囲にある場合は そのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設 計±15kg/m3を超え±20kg/m3の 範囲にある場合は、水量変動の 原因を調査し、生コン製造者に 改善を指示し、その運搬車の生 コンは打設する。その後、配合 設計±15kg/m3以内で安定するま で、運搬車の3台毎に1回、単位 水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値 を超える場合は、生コンを打込 ます前に、持ち帰らせ、水量変動 の原因を調査し、生コン製造業 者に改善を指示しなければなら ない。その後の全運搬車の測定 を行い、配合設計±20kg/m3以内 になることを確認する。更に、 配合設計±15kg/m3以内で安定す るまで、運搬車の3台毎に1回、 単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超 える場合は1回に限り試験を実施 することができる。再試験を実 施したい場合は2回の測定結果の うち、配合設計との差の絶対値 の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1 回)以上、重要構造物の場合 は重要度に応じて100m3~ 150m3ごとに1回、及び荷卸し 時に品質変化が認められたと きとし、測定回数は多い方を 採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗 骨材の最大寸法が20mm~25mmの場 合は175kg/m3、40mmの場合は 165kg/m3を基本とする。			○	[レディーミクストコンク リートの品質確保について] (平成15年10月2日)	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m3ご とに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。		
コンクリートの圧 縮強度試験		JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強 度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定 した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試 体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度 と工事の規模に応じて20m3か ら150m3ごとに1回、及び荷卸 し時に品質変化が認められた 時。なお、テストピースは打 設場所から採取し、1回につき6 個(σ7...3個、σ28...3個) とする。				○	[2007年制定]コンクリート標 準示方書 施工編 P202	コンクリートの圧 縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強 度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定 した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試 体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度 と工事の規模に応じて20m3~ 150m3ごとに1回、及び荷卸し 時に品質変化が認められた 時。なお、テストピースは打 設場所から採取し、1回につき6 個(σ7...3個、σ28...3個)と する。			○	[2012制定]コンクリート標準 示方書 施工編 P197~198	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m3ご とに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。 三点リーダ「…」を統一。			
塩化物総量規制		「コンクリートの 耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と 午後またがる場合は、午前 に1回コンクリート打設前 に行い、その試験結果が塩化物 総量の規制値の1/2以下の場合 は、午後の試験を省略するこ とができる。(1試験の測定 回数は3回とする)試験の判定 は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、 「海砂の塩化物イオン含有率試験方 法」(JSCE-C502, 503)または設計 図書の規定により行う。			○	[2007年制定]コンクリート標 準示方書 施工編 P201	塩化物総量規制	「コンクリートの 耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と 午後またがる場合は、午前 に1回コンクリート打設前 に行い、その試験結果が塩化物 総量の規制値の1/2以下の場合 は、午後の試験を省略するこ とができる。(1試験の測定 回数は3回とする)試験の判 定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、 「海砂の塩化物イオン含有率試験方 法」(JSCE-C502, 503)または設計 図書の規定により行う。			○	[2012年制定]コンクリート標 準示方書 施工編 P197~198			
空気量測定		JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度 と工事の規模に応じて20~ 150m3ごとに1回、及び荷卸し 時に品質変化が認められた 時。				○	[2007年制定]コンクリート標 準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標 準示方書 規程編(JIS規格 集) P423, 426, 434	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度 と工事の規模に応じて20m3~ 150m3ごとに1回、及び荷卸し 時に品質変化が認められた 時。			○	[2012年制定]コンクリート標 準示方書 施工編 P197~198 [2013年制定]コンクリート標 準示方書 規程編(JIS規格 集) P506, 509, 518	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m3ご とに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。			

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準(改定後)	
その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。		品質に異常が認められた場合に行う。				その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。		品質に異常が認められた場合に行う。				
	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112			1回 品質に異常が認められた場合に行う。				その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112			1回 品質に異常が認められた場合に行う。				
	施工後試験	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P216	施工後試験	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm		本数 総延長 最大ひび割れ幅等			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P211	
	テストハンマーによる強度推定調査	JISCE-G 504	設計基準強度		強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。		[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P283～286 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」		テストハンマーによる強度推定調査	JISCE-G 504-2013	設計基準強度		強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。		[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P335 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所…)
その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度		所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。		[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(JIS規格集) P472～474 「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法」	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度		所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。		[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(JIS規格集) P560 「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法」	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所…)
25 吹付けコンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36,37,196～197	25 吹付けコンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193～194	
その他(「JISマーク表示されたレディミキスト	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。		細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	その他(「JISマーク表示されたレディミキスト	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。		細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193～194 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237		
トンクリートを使用する場合は除く)	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104					トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104						トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237		
	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110		絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110		絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下				[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193～194 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237		
	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308		粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308		粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)				[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193～194 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	適用基準の改定に伴う変更	

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由																	
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準(改定後)																		
工 程	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準	工 程	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準(改定後)	改定理由																	
																			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P193 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237			
																			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47			
																			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下		細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下		細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193～194 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237			
																			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193～194 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237			
																			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上		粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	○	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上		粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	○	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237			
																			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		工事開始前、工事中1回/月以上		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		工事開始前、工事中1回/月以上		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191～192			
																			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191～192			
																			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	
																			回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P602	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P725			
製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200	製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196	適用基準の改定に伴う変更																			
																	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランブ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196	適用基準の改定に伴う変更						
																														連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200	連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由			
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)	
施工	必須		細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		必須		細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○				
			粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125		1回/日以上。		○													
	施工	必須		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	施工	必須		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P198~199	
				コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会標準JSCE F561-2005	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(φ7×3本、φ28×3本、)とする。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 トンネル標準示方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	コンクリートの圧縮強度試験				JIS A 1108 土木学会標準JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(φ7×3本、φ28×3本、)とする。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P298 トンネル標準示方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237			
				スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	スランプ試験				JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。		
施工	必須	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規格編 (JIS規格集) P506, 509, 518	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。						
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。															
26 ロックボルト(NATM)	材料	その他	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。	○	トンネル標準示方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P239	26 ロックボルト(NATM)	材料	その他	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。	○	トンネル標準示方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P239				
施工	必須	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		トンネル標準示方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	施工	必須	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		トンネル標準示方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241				
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		トンネル標準示方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	モルタルのフロー値試験			JIS R 5201	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		トンネル標準示方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241					
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等にを行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。		トンネル標準示方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による			掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等にを行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。		トンネル標準示方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P241	条文の変更はないが、試験方法として、「参考資料『ロックボルトの引抜き試験』による」とあるため、品質管理基準に掲載する必要がある。						
27 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	舗装施工便覧 P250, 251 舗装再生便覧 P72	27 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	舗装施工便覧 平成18年2月 P250, 251 舗装再生便覧 平成22年11月 P72						
27 路上再生路盤工	材料	必須				・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m3以上、1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの				27 路上再生路盤工	必須										
																					土の粒度試験

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217				土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:9以下				舗装再生便覧 P72 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217				舗装再生便覧 平成22年11月 P72 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217							
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○				[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, P194~195	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192					
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					○				[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, P194~195	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192					
施工	必須		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214)	基準密度の93%以上。 X10 95.5%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡:10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		舗装施工便覧 P262 舗装再生便覧 P91, 135, 136				現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214)	基準密度の93%以上。 X10 95.5%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡:10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		舗装施工便覧 平成18年2月 P262 舗装再生便覧 平成22年11月 P91, 135, 136			
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時						舗装再生便覧 P77, 91	土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時				舗装再生便覧 平成22年11月 P77, 91
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69		CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。						舗装再生便覧 P73, 91	CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69		CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。				舗装再生便覧 平成22年11月 P73, 91
			含水比試験	JIS A 1203		1~2回/日						舗装再生便覧 P91	含水比試験	JIS A 1203		1~2回/日				舗装再生便覧 平成22年11月 P91
28 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 P95	28 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 P95	舗装再生便覧 平成22年11月 P95		
			旧アスファルトの軟化点					舗装再生便覧 P95				旧アスファルトの軟化点					舗装再生便覧 平成22年11月 P95			
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91				舗装再生便覧 P95				既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91				舗装再生便覧 平成22年11月 P95			
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229				舗装再生便覧 P95				既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229				舗装再生便覧 P95	舗装再生便覧 平成22年11月 P95		
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 P95				既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 平成22年11月 P95			
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14				舗装再生便覧 P95				既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14				舗装再生便覧 平成22年11月 P95			
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左			○				アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P179, 97 舗装再生便覧 P100	新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左				○	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 平成4年12月 P179, 97 舗装再生便覧 平成22年11月 P100

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由						
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)				
舗装	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡:10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	○	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P201 舗装再生便覧 P111, 135, 136	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡:10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	○	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 平成14年12月 P201 舗装再生便覧 平成22年11月 P111, 135, 136						
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P183 舗装再生便覧 P108, 111	温度測定			温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 平成14年12月 P183 舗装再生便覧 平成22年11月 P108, 111								
			かさほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	0.7cm以内	1,000m2毎		舗装再生便覧 P111				かさほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	0.7cm以内	1,000m2毎		舗装再生便覧 P111							
			その他	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。				舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P111	その他	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		舗装施工便覧 平成18年2月 P263 舗装再生便覧 平成22年11月 P111				
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内		舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P111				粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内		舗装施工便覧 平成18年2月 P263 舗装再生便覧 平成22年11月 P111									
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内		舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P111				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内		舗装施工便覧 平成18年2月 P263 舗装再生便覧 平成22年11月 P111									
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	○	舗装施工便覧 P28, 119, 188～191, 250～251	29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P28, 119, 188～191, 250～251							
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重: 2.45以上 吸水率: 3.0%以下		○	舗装施工便覧 P250～251, 28				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重: 2.45以上 吸水率: 3.0%以下		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251, 28							
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下		○	舗装施工便覧 P250～251, 29				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251, 29							
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下		○	舗装施工便覧 P250～251, 29				粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251, 29							
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。		○	舗装施工便覧 P250～251, 34				フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251, 34							
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下		○	舗装施工便覧 P250～251, 35				フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P250～251, 35							

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認	適用基準(改定後)	
その他	ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P250～251, 36	その他	ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P250～251, 36	平成18年2月		
	ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下			○	舗装施工便覧 P250～251, 36		ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下			○	舗装施工便覧 P250～251, 36	平成18年2月		
	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下			○	舗装施工便覧 P250～251, 31		製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下			○	舗装施工便覧 P250～251, 31	平成18年2月		
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下			○	舗装施工便覧 P250～251, 28, 31		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下			○	舗装施工便覧 P250～251, 28, 31	平成18年2月		
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○	舗装施工便覧 P250～251, 29		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○	舗装施工便覧 P250～251, 29	平成18年2月		
	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			○	舗装施工便覧 P250～251, 29		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			○	舗装施工便覧 P250～251, 29	平成18年2月		
	針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上			○	舗装施工便覧 P250～251, 21		針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上			○	舗装施工便覧 P250～251, 21	平成18年2月		
	軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上			○	舗装施工便覧 P250～251, 21		軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上			○	舗装施工便覧 P250～251, 21	平成18年2月		
	伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)			○	舗装施工便覧 P250～251, 21		伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)			○	舗装施工便覧 P250～251, 21	平成18年2月		
	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上			○	舗装施工便覧 P250～251, 21		引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上			○	舗装施工便覧 P250～251, 21	平成18年2月		
	薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			○	舗装施工便覧 P250～251, 21		薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			○	舗装施工便覧 P250～251, 21	平成18年2月		
	薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○	舗装施工便覧 P250～251, 21		薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○	舗装施工便覧 P250～251, 21	平成18年2月		
	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス：20N・m			○	舗装施工便覧 P250～251, 21		タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス：20N・m			○	舗装施工便覧 P250～251, 21	平成18年2月		
	密度試験	JIS K 2207	同上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○	舗装施工便覧 P250～251, 21		密度試験	JIS K 2207	同上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○	舗装施工便覧 P250～251, 21	平成18年2月		
	必須 ブランド	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263, 250～251	必須 ブランド	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263, 250～251	平成18年2月	

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日		○	舗装施工便覧 P263, 250~251			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日		○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250~251	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内			○	舗装施工便覧 P263, 250~251			舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250~251							
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○											
			水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	舗装施工便覧 P255			舗装施工便覧 平成18年2月 P255							
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	舗装施工便覧 P255			舗装施工便覧 平成18年2月 P255							
			ラベリング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	舗装施工便覧 P255			舗装施工便覧 平成18年2月 P255							
			カンタプロ試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-111			アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○	舗装施工便覧 P124			舗装施工便覧 平成18年2月 P124							
			必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。		随時												
			現場透水試験	舗装調査・試験法 便覧 [1]-122	X ₁₀ 1,000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上(歩道箇所)	1,000m ² ごと。			・「車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令」(H13.6.26 省令第103号) 第6条 ・舗装設計施工指針 H18 P137			舗装設計施工指針 平成18年2月 H18 P137							
			現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所: 設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² : 10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合: 6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		舗装施工便覧P263、P250~251 舗装設計施工指針 P312	舗装施工便覧 平成18年2月 P263、P250~251 舗装設計施工指針 平成18年2月 P312										
外観検査(混合物)	目視		随時			舗装施工便覧 P263	舗装施工便覧 平成18年2月 P263												
30 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14		再生骨材使用量500tごとに1回。	○	舗装再生便覧 P60	30 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14		再生骨材使用量500tごとに1回。	○	舗装再生便覧 平成22年11月 P60		
			再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	3.8%以上			○				舗装再生便覧 P11, 60	舗装再生便覧 平成22年11月 P11, 60						
			再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上(25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○				舗装再生便覧 P11, 60	舗装再生便覧 平成22年11月 P11, 60						
			再生骨材洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいとどまるものと、水洗後の75μmふるいとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○				舗装再生便覧 P11, 60	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいとどまるものと、水洗後の75μmふるいとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。						

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由						
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認	適用基準(改定後)				
舗設現場	必須	再生アスファルト混合物	再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○	舗装再生便覧 P24	必須	再生アスファルト混合物	再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○	舗装再生便覧 P24	平成22年11月					
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○	舗装再生便覧 P59, 60, 61			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○	舗装再生便覧 P59, 60, 61	平成22年11月					
			粒度(75μmフルイ)		75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	舗装再生便覧 P59, 60, 61			粒度(75μmフルイ)		75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	舗装再生便覧 P59, 60, 61	平成22年11月					
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	舗装再生便覧 P59, 60, 61			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	舗装再生便覧 P59, 60, 61	平成22年11月					
	その他	水浸ホイールラッキング試験	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	同左	耐水性の確認		○	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28	その他	水浸ホイールラッキング試験	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	同左	耐水性の確認		○	舗装施工便覧 P255 舗装再生便覧 P28	平成18年2月			
			ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			耐流動性の確認		○	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28			ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			耐流動性の確認		○	舗装施工便覧 P255 舗装再生便覧 P28	平成18年2月			
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			耐磨耗性の確認		○	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			耐磨耗性の確認		○	舗装施工便覧 P255 舗装再生便覧 P28	平成18年2月			
	舗設現場	必須	外観検査(混合物)	外観検査(混合物)	目視					舗装再生便覧P60, 61	舗設現場	必須	外観検査(混合物)	外観検査(混合物)	目視					舗装再生便覧 P60, 61	平成22年11月			
				温度測定(初転圧前)	温度計による。			測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)						舗装再生便覧P60, 61	温度測定(初転圧前)	温度計による。			測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)			舗装再生便覧 P60, 61	平成22年11月	
				現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アスしよりの場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。			舗装再生便覧P60, 61, 135, 136				現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。			舗装再生便覧 P60, 61, 135, 136	漢字変換ミスの修正。			
31 工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格(主部材)	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。		○		31 工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格(主部材)	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。		○						
			機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。						機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。							
32 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100μm以下(ただし、切削による場合は50μm以下)	最大表面粗さとは、JIS B 0601(2001)に規定する最大高さ粗さRzとする。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440	32 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100μm以下(ただし、切削による場合は50μm以下)	最大表面粗さとは、JIS B 0601(2001)に規定する最大高さ粗さRzとする。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440					

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	適用基準(改定後)
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440				ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440					道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440						
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440					道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440						
			平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440					道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440						
			ベベル精度	計測器による計測					道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440					道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440						
			真直度						道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440					道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440						
33 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 Ⅰ 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460	33 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 Ⅰ 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460	
			型曲げ試験(19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460					道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460							
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状：JIS Z 2242 Ⅴ ノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2衝撃試験片試験片の個数：各部位につき3		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460					道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460							
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460					道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460							
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編18.4.6外部さす検査 18.4.7内部さす検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 473, 478					道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 473, 478						
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状」試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状」による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460					道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460						
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は235N/mm ² 以上、引張強さは400~550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459				引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は235N/mm ² 以上、引張強さは400~550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459	
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459					道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459							
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459					道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459							

平成27年度 品質管理基準 新旧対照表

工 程	現 行(平成26年)								工 程	改定案(平成27年版)								改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認		適用基準	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績等による確認
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたいさず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.5に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。 なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考とできる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P477			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたいさず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解18.4.5に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考とできる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P477	
			外観検査(割れ)	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472			外観検査(割れ)	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472			
			外観形状検査(ビード表面のビット)	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手にあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472			外観形状検査(ビード表面のビット)	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手にあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472			
			外観形状検査(ビード表面の凹凸)		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472			外観形状検査(ビード表面の凹凸)		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472		
			外観形状検査(アンダーカット)		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.4に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考とできる。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472			外観形状検査(アンダーカット)		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解18.4.4に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考とできる。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472			
			外観検査(オーバーラップ)	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472			外観検査(オーバーラップ)	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472			
			外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472			外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472			
			外観形状検査(余盛高さ)		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≦3 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦(4/25)・B			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473			外観形状検査(余盛高さ)		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≦3 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦(4/25)・B			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473			
			外観形状検査(アークスタッド)		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラック及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げで合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)を超えてはならない。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473			外観形状検査(アークスタッド)		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラック及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げで合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)を超えてはならない。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473			
その他			ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数、外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行うものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたまましておくものとする。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473, 474		その他		ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数、外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行うものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたまましておくものとする。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473, 474		

【現行(平成26年)】 写真管理基準(案)	【改定最終案(平成27年版)】 写真管理基準(案)	改定理由
<p>写真管理基準(案)</p> <p>1.総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真 (既済部分写真等を含む) — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他 (公害、環境、補償等) <p>2.撮影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。</p> <p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p> <p>2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。</p> <p>2-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。 (100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)</p> <p>2-7 撮影の留意事項 撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。 (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</p> <p>3.整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 (デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表の「整理条件」に基づく写真をいう) なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>4. その他 撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義 (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。 (2) 適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3) 不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。</p>	<p>写真管理基準(案)</p> <p>1.総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真 (既済部分写真等を含む) — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他 (公害、環境、補償等) <p>2.撮影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。</p> <p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p> <p>2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。</p> <p>2-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。 (100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)</p> <p>2-7 撮影の留意事項 撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。 (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</p> <p>3.整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>4. その他 撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義 (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。 (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3) 不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。</p>	<p>「デジタル写真管理情報基準(H22.9)」の記載内容と表現の統一を図り、「整理条件」を「提出頻度」に変更する。本項目ではカッコ書きの内容が不要となるため削除。</p>

現行(平成26年)

改定最終案(平成27年版)

【別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」】 国土交通省 平成25年	【別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」】	改定理由
<p>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」</p> <p>1. 総 則 1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(フィルムカメラを使用した撮影～提出)に適用する。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">工事写真</div> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真 (既済部分写真等を含む) — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他 (公害、環境、補償等) </div> <p>2. 撮影 2-1 撮影頻度 工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 <p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。</p> <p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1)品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2)出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3)監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p> <p>2-5 撮影の仕様 写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。 (1)写真はカラーとする。 (2)写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。</p> <p>2-6 留意事項 写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。 (1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2)施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を工事写真帳に添付する。 (5)写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</p> <p>3. 整理提出 工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。 (1)撮影写真の原本 撮影写真の原本とは、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。 (2)工事写真帳 工事写真帳は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「整理条件」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。</p> <p>4. その他 写真管理基準(案)撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3)不要とは工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。</p>	<p>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」</p> <p>1. 総 則 1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(フィルムカメラを使用した撮影～提出)に適用する。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">工事写真</div> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真 (既済部分写真等を含む) — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他 (公害、環境、補償等) </div> <p>2. 撮影 2-1 撮影頻度 工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 <p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。</p> <p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1)品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2)出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3)監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p> <p>2-5 撮影の仕様 写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。 (1)写真はカラーとする。 (2)写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。</p> <p>2-6 留意事項 写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。 (1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2)施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を工事写真帳に添付する。 (5)写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</p> <p>3. 整理提出 工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。 (1)撮影写真の原本 撮影写真の原本とは、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。 (2)工事写真帳 工事写真帳は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。</p> <p>4. その他 写真管理基準(案)撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3)不要とは工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。</p>	<p>「デジタル写真管理情報基準(H22.9)」の記載内容と表現の統一を図り、「整理条件」を「提出頻度」に変更する。</p>

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表（全体）

区分	写真管理項目			摘要
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真 着手前1回 〔着手前〕	着手前1枚	
	完成	全景又は代表部分写真 施工完了後1回 〔完成後〕	施工完了後1枚	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況 月1回 〔月末〕	不要	
		施工中の写真 工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように 〔施工中〕	適宜	
		創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	不要	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法 1 施工箇所1回 〔施工前後〕	代表箇所1枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真 必要に応じて 〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況 各種類毎に1回 〔設置後〕	不要	
		各種保安施設の設置状況 各種類毎に1回 〔設置後〕		
		監視員交通整理状況 各1回 〔作業中〕		
		安全訓練等の実施状況 実施毎に1回 〔実施中〕	不要	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況 品質証明（JISマーク表示） 各品目毎に1回 〔使用前〕	不要	品質証明に添付す
		検査実施状況 各品目毎に1回 〔検査時〕		
品質管理	別添 撮影箇所一覧表（品質管理）に準じて撮影 不可視部分の施工 適宜 適宜	適宜	適宜	
出来形管理	別添 撮影箇所一覧表（出来形管理）に準じて撮影 不可視部分の施工 適宜 出来形管理基準が定められていない 監督職員と協議事項	適宜	適宜	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等 その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適宜	
事故	事故報告	事故の状況 その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等 その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	
	環境対策 イメージアップ	各施設設置状況 各種毎1回 〔設置後〕	適宜	

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表（全体）

区分	写真管理項目			摘要
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真 着手前1回 〔着手前〕	着手前1枚	
	完成	全景又は代表部分写真 施工完了後1回 〔完成後〕	施工完了後1枚	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況 月1回 〔月末〕	不要	
		施工中の写真 工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように 〔施工中〕	適宜	
		創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	不要	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法 1 施工箇所1回 〔施工前後〕	代表箇所1枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真 必要に応じて 〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況 各種類毎に1回 〔設置後〕	不要	
		各種保安施設の設置状況 各種類毎に1回 〔設置後〕		
		監視員交通整理状況 各1回 〔作業中〕		
		安全訓練等の実施状況 実施毎に1回 〔実施中〕	不要	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況 品質証明（JISマーク表示） 各品目毎に1回 〔使用前〕	不要	品質証明に添付す
		検査実施状況 各品目毎に1回 〔検査時〕		
品質管理	別添 撮影箇所一覧表（品質管理）に準じて撮影 不可視部分の施工 適宜 適宜	適宜	適宜	
出来形管理	別添 撮影箇所一覧表（出来形管理）に準じて撮影 不可視部分の施工 適宜 出来形管理基準が定められていない 監督職員と協議事項	適宜	適宜	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等 その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適宜	
事故	事故報告	事故の状況 その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等 その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	
	環境対策 イメージアップ	各施設設置状況 各種毎1回 〔設置後〕	適宜	

改定理由

「デジタル写真管理情報基準（H22.9）」の記載内容と表現の統一を図り、「整理条件」を「提出頻度」に変更する。

現行

改定案

撮影箇所一覧表(品質管理)

【現行(平成26年)】

番号	工種	写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件	
16	吹付工(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回	不要	モルタルを除く
		コンクリートの圧縮強度試験	[試験実施中]		
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合		
		空気量測定	[試験実施中]		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合		
17	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回	不要	モルタルを除く
		塩化物総量規制	[試験実施中]		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合		
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合		
		空気量測定	[試験実施中]		
	ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回	[試験実施中]		
18	河川・海岸土工(施工)	現場密度の測定	土質毎に1回	不要	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合		
19	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回	不要	
20	道路土工(施工)	現場密度の測定	土質毎に1回	不要	
		ブルーフローリング	工種毎に1回		
		平板載荷試験	土質毎に1回		
		現場CBR試験	[試験実施中]		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合		
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施		
	[試験実施中]				
21	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回	不要	
		岩石の吸水率	[試験実施中]		
		岩石の圧縮強さ			
		岩石の形状			

撮影箇所一覧表(品質管理)

【改定最終案(平成27年版)】

番号	工種	写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
16	吹付工(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回	不要	モルタルを除く
		コンクリートの圧縮強度試験	[試験実施中]		
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合		
		空気量測定	[試験実施中]		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合		
17	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回	不要	モルタルを除く
		塩化物総量規制	[試験実施中]		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合		
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合		
		空気量測定	[試験実施中]		
	ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回	[試験実施中]		
18 19	河川・海岸土工(施工)	現場密度の測定	土質毎に1回	不要	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合		
20	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回	不要	
21	道路土工(施工)	現場密度の測定	土質毎に1回	不要	
		ブルーフローリング	工種毎に1回		
		平板載荷試験	土質毎に1回		
		現場CBR試験	[試験実施中]		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合		
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施		
	[試験実施中]				
22	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回	不要	
		岩石の吸水率	[試験実施中]		
		岩石の圧縮強さ			
		岩石の形状			

改定理由
「デジタル写真管 ...」
品質管理基準の項目番号と整合。
品質管理基準の項目番号と整合。
品質管理基準の項目番号と整合。

現行

改定案

撮影箇所一覧表(品質管理)

【現行(平成26年)】

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件	
22	コンクリートダム(材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回	不要	
		骨材の密度及び吸水率試験	[試験実施中]		
		骨材のふるい分け試験			
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	[試験実施中]		
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回		
		粗骨材中の軟石量試験	[試験実施中]		
		骨材中の粘土塊量の試験			
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験			
		粗骨材のすりへり試験			
骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験					
		練り混ぜ水の水質試験			
	コンクリートダム(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回	不要	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		スランブ試験	品質に変化が認められた場合		
		空気量測定	[試験実施中]		
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回		
			[試験実施中]		
		温度測定			
		コンクリートの単位容積質量試験			
		コンクリートの洗い分析試験			
		コンクリートのフリージング試験			
		コンクリートの引張強度試験			
コンクリートの曲げ強度試験					
23	覆工コンクリート(NATM)	スランブ試験	品質に変化が認められた場合	不要	
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回		
		塩化物総量規制	[試験実施中]		
		空気量測定	品質に変化が認められた場合		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合		
		コンクリートの洗い分析試験	[試験実施中]		

撮影箇所一覧表(品質管理)

【改定最終案(平成27年版)】

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
23	コンクリートダム(材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回	不要	
		骨材の密度及び吸水率試験	[試験実施中]		
		骨材のふるい分け試験			
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	[試験実施中]		
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回		
		粗骨材中の軟石量試験	[試験実施中]		
		骨材中の粘土塊量の試験			
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験			
		粗骨材のすりへり試験			
骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験					
		練り混ぜ水の水質試験			
	コンクリートダム(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回	不要	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		スランブ試験	品質に変化が認められた場合		
		空気量測定	[試験実施中]		
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回		
			[試験実施中]		
		温度測定			
		コンクリートの単位容積質量試験			
		コンクリートの洗い分析試験			
		コンクリートのフリージング試験			
		コンクリートの引張強度試験			
コンクリートの曲げ強度試験					
24	覆工コンクリート(NATM)	スランブ試験	品質に変化が認められた場合	不要	
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回		
		塩化物総量規制	[試験実施中]		
		空気量測定	品質に変化が認められた場合		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合		
		コンクリートの洗い分析試験	[試験実施中]		

改定理由
「デジタル写真管 品質管理基準の項目番号と整合。
品質管理基準の項目番号と整合。
品質管理基準の項目番号と整合。

現 行

改定案

撮影箇所一覧表(品質管理)

【現行(平成26年)】

番号	工種	写真管理項目			摘要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件		
31	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]	不要		
		ノッチ深さ				
		スラグ				
		上縁の溶け				
		平面度				
		ベベル精度				
		真直度				
32	溶接工	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]	不要		
		型曲げ試験				
		衝撃試験				
		マクロ試験				
		非破壊試験				
		突合せ継手の内部欠陥 に対する検査				
		外観検査				
		曲げ試験				
		ハンマー打撃試験				外観検査が不合格となつた スタッドジベルについて [試験実施中]

撮影箇所一覧表(品質管理)

【改定最終案(平成27年版)】

番号	工種	写真管理項目			摘要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度		
32	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]	不要		
		ノッチ深さ				
		スラグ				
		上縁の溶け				
		平面度				
		ベベル精度				
		真直度				
33	溶接工	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]	不要		
		型曲げ試験				
		衝撃試験				
		マクロ試験				
		非破壊試験				
		突合せ継手の内部欠陥 に対する検査				
		外観検査				
		曲げ試験				
		ハンマー打撃試験				外観検査が不合格となつた スタッドジベルについて [試験実施中]

改定理由
「デジタル写真管 品質管理基準の項 目番号と整合。
品質管理基準の項 目番号と整合。

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 【掘削中】	代表箇所 各1枚	1-2-3-2
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 【掘削後】		
							「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」による 1工事1回 【掘削後】		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 【巻出し時】	代表箇所 各1枚	1-2-3-3
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 【締固め時】		
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 【施工後】		
						「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」による 1工事1回 【施工後】	・出来映えの撮影 ・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所に1回 【施工後】	代表箇所 各1枚	1-2-3-4
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所に1回 【仕上げ時】	代表箇所 各1枚	1-2-3-5

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 【掘削中】	代表箇所 各1枚	1-2-3-2
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 【掘削後】		
							「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」による 1工事1回 【掘削後】		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 【巻出し時】	代表箇所 各1枚	1-2-3-3
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 【締固め時】		
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 【施工後】		
						「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」による 1工事1回 【施工後】	・出来映えの撮影 ・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所に1回 【施工後】	代表箇所 各1枚	1-2-3-4
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所に1回 【仕上げ時】	代表箇所 各1枚	1-2-3-5

改定理由
「デジタル写真管理情報基準(H22.9)」の記載内容と表現の統一を図り、「整理条件」を「提出頻度」に変更する。

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ幅	200mに1回 【施工後】	代表箇所 各1枚	1-2-3-6
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別 法長 ※右のいずれかで撮影する。	地質が変わる毎に1回 【掘削中】 200m又は1施工箇所に1回 【掘削後】 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」による 1工事1回 【掘削後】	代表箇所 各1枚	1-2-4-2 ・出来映えの撮影 ・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮影
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚 締固め状況 法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200mに1回 【巻出し時】 転圧機械又は地質が変わる毎に1回 【締固め時】 200m又は1施工箇所に1回 【施工後】 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」による 1工事1回 【施工後】	代表箇所 各1枚	1-2-4-3 ・出来映えの撮影 ・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 【仕上げ時】	代表箇所 各1枚	1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔 かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用) コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	代表箇所 各1枚 代表箇所 各1枚	1-3-7-4

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ幅	200mに1回 【施工後】	代表箇所 各1枚	1-2-3-6
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別 法長 ※右のいずれかで撮影する。	地質が変わる毎に1回 【掘削中】 200m又は1施工箇所に1回 【掘削後】 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」による 1工事1回 【掘削後】	代表箇所 各1枚	1-2-4-2 ・出来映えの撮影 ・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚 締固め状況 法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200mに1回 【巻出し時】 転圧機械又は地質が変わる毎に1回 【締固め時】 200m又は1施工箇所に1回 【施工後】 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」による 1工事1回 【施工後】	代表箇所 各1枚	1-2-4-3 ・出来映えの撮影 ・TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況がわかるように撮
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 【仕上げ時】	代表箇所 各1枚	1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔 かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用) コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	代表箇所 各1枚 代表箇所 各1枚	1-3-7-4

改定理由

「デジタル写真管

現 行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のコンクリート構造物の内、橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、電磁波レーダ法)	試験毎に1回 [試験実施中]	代表箇所各1枚[試験種別毎]	1-3-7-4

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のコンクリート構造物の内、橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、電磁波レーダ法)	試験毎に1回 [試験実施中]	代表箇所各1枚[試験種別毎]	1-3-7-4

改定理由
「デジタル写真管

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	3	4	3	矢板工(指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は1施工箇所につき1回 〔打込前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-4
						変位	40m又は1施工箇所につき1回 〔打込後〕		
						数量	全数量 〔打込後〕		
3	2	3	5	3	緑石工(緑石・アスカーブ)	出来ばえ	種別毎につき1回 〔施工後〕	不要	3-2-3-5
3	2	3	6	3	小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所につき1回 〔施工後〕	不要	3-2-3-6
3	2	3	7	3	防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	1施工箇所につき1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	不要	3-2-3-7
						パイプ取付高	1施工箇所につき1回 〔施工後〕		
3	2	3	8	1	路側防護柵工(ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所につき1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	不要	3-2-3-8
						ビーム取付高	1施工箇所につき1回 〔施工後〕		
3	2	3	8	2	路側防護柵工(ガードケープル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所につき1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	不要	3-2-3-8
						ケーブル取付高	1施工箇所につき1回 〔施工後〕		
3	2	3	9	3	区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	不要	3-2-3-9
						出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕		

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	3	4	3	矢板工(指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は1施工箇所につき1回 〔打込前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-4
						変位	40m又は1施工箇所につき1回 〔打込後〕		
						数量	全数量 〔打込後〕		
3	2	3	5	3	緑石工(緑石・アスカーブ)	出来ばえ	種別毎につき1回 〔施工後〕	不要	3-2-3-5
3	2	3	6	3	小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所につき1回 〔施工後〕	不要	3-2-3-6
3	2	3	7	3	防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	1施工箇所につき1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	不要	3-2-3-7
						パイプ取付高	1施工箇所につき1回 〔施工後〕		
3	2	3	8	1	路側防護柵工(ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所につき1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	不要	3-2-3-8
						ビーム取付高	1施工箇所につき1回 〔施工後〕		
3	2	3	8	2	路側防護柵工(ガードケープル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所につき1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	不要	3-2-3-8
						ケーブル取付高	1施工箇所につき1回 〔施工後〕		
3	2	3	9	3	区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	不要	3-2-3-9
						出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕		

改定理由
「デジタル写真管理情報基準(H22.9)」の記載内容と表現の統一を図り、「整理条件」を「提出頻度」に変更する。

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	3-2-3-10
3	2	3	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-11
						素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕		
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-12
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-12
3	2	3	13		ポストテンション桁製作工	シーズ、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-13
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 (型枠取外後)		
						中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
3	2	3	14	1	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	断面の外形寸法	1スパンに1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-14

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	3-2-3-10
3	2	3	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-11
						素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕		
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工(購入工) (けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-12
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工(購入工) (スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-12
3	2	3	13		ポストテンション桁製作工	シーズ、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-13
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 (型枠取外後)		
						中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
3	2	3	14	1	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	断面の外形寸法	1スパンに1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-14

改定理由

デジタル
写真管理

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	3	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	組立状況	1スパンに1回 〔組立時〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-14
3	2	3	15		PCホロースラブ製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-15
						幅 厚さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
3	2	3	16	1	PC箱桁製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-16
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						内空幅 円空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕		
						中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
3	2	3	16	2	PC押し箱桁製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-16
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						内空幅 円空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕		
						中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
3	2	3	17		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-17
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕		

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	3	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	組立状況	1スパンに1回 〔組立時〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-14
3	2	3	15		PCホロースラブ製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-15
						幅 厚さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
3	2	3	16	1	PC箱桁製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-16
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						内空幅 円空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕		
						中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
3	2	3	16	2	PC押し箱桁製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-16
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						内空幅 円空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕		
						中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
3	2	3	17		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-17
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕		

改定理由
デジタル 写真管理

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	3	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-2-18
3	2	3	19		捨石工	幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-19
3	2	3	22		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-22
3	2	3	24	1	伸縮装置工(ゴムジョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-24
3	2	3	24	2	伸縮装置工(鋼製フィン ジョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-24
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	120m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-26
						法長	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	3	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-2-18
3	2	3	19		捨石工	幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-19
3	2	3	22		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-22
3	2	3	24	1	伸縮装置工(ゴムジョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-24
3	2	3	24	2	伸縮装置工(鋼製フィン ジョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-24
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	120m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-26
						法長	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		

改定理由
デジタル 写真管理

現 行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-2-3-26
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-2-3-27
3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-2-3-27
3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	3-2-3-28
						※幅 ※高さ			
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 [埋戻し前]	不要	3-2-3-29

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-2-3-26
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-2-3-27
3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-2-3-27
3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	3-2-3-28
						※幅 ※高さ			
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 [埋戻し前]	不要	3-2-3-29

改定理由

「デジタル 写真管理

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	4	3	1	基礎工護岸(現場打)	幅 高さ	200m又は1施工箇所へ1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-3
3	2	4	3	2	基礎工護岸(プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所へ1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-3
3	2	4	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所へ1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-4
						根入長	1施工箇所へ1回 〔打込前〕		
						数量	全数量 〔打込後〕		
						杭頭処理状況	1施工箇所へ1回 〔処理前、中、後〕		
3	2	4	5		場所打杭工	根入長	1施工箇所へ1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-5
						偏心量	1施工箇所へ1回 〔打込後〕		
						数量、杭径	全数量 杭頭余盛部の撤去 前、杭頭処理後		
						杭頭処理状況	1施工箇所へ1回 〔処理前、中、後〕		
						鉄筋組立状況	1施工箇所へ1回 〔組立後〕		
3	2	4	6		深礎工	根入長	全数量 〔掘削後〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-7
						偏心量	全数量 〔施工後〕		
						数量			
						ライナープレート 設置状況	1施工箇所へ1回 〔掘削後〕		
						土質	土質の変わる毎に1回 〔掘削中〕		
						鉄筋組立状況	全数量 〔組立後〕		
3	2	4	7		オープンケーソン基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	全枚数	3-2-4-7
						ケーソンの長さ	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕		
						ケーソンの幅			
						ケーソンの高さ			
						ケーソンの壁厚			
						偏心量			
						鉄筋組立状況			
載荷状況	1基に1回〔載荷時〕								
封鎖コンクリート 打設状況	1基に1回〔施工時〕								
					中埋状況				

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	4	3	1	基礎工護岸(現場打)	幅 高さ	200m又は1施工箇所へ1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-3
3	2	4	3	2	基礎工護岸(プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所へ1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-3
3	2	4	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所へ1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-4
						根入長	1施工箇所へ1回 〔打込前〕		
						数量	全数量 〔打込後〕		
						杭頭処理状況	1施工箇所へ1回 〔処理前、中、後〕		
3	2	4	5		場所打杭工	根入長	1施工箇所へ1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-5
						偏心量	1施工箇所へ1回 〔打込後〕		
						数量、杭径	全数量 杭頭余盛部の撤去 前、杭頭処理後		
						杭頭処理状況	1施工箇所へ1回 〔処理前、中、後〕		
						鉄筋組立状況	1施工箇所へ1回 〔組立後〕		
3	2	4	6		深礎工	根入長	全数量 〔掘削後〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-7
						偏心量	全数量 〔施工後〕		
						数量			
						ライナープレート 設置状況	1施工箇所へ1回 〔掘削後〕		
						土質	土質の変わる毎に1回 〔掘削中〕		
						鉄筋組立状況	全数量 〔組立後〕		
3	2	4	7		オープンケーソン基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	全枚数	3-2-4-7
						ケーソンの長さ	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕		
						ケーソンの幅			
						ケーソンの高さ			
						ケーソンの壁厚			
						偏心量			
						鉄筋組立状況			
載荷状況	1基に1回〔載荷時〕								
封鎖コンクリート 打設状況	1基に1回〔施工時〕								
					中埋状況				

改定理由

デジタル 写真管理

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	4	8		ニューマチックケーソン基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	全枚数	3-2-4-8
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕		
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕		
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	全枚数	3-2-4-9
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基に1回 〔設置後〕		
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕		
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-5-3
						法長 厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕		
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工(連節ブ ロック張り)	法長	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	代表箇所 各1枚	3-2-5-3
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工(天端保 護ブロック)	幅	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-5-3

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	4	8		ニューマチックケーソン基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	全枚数	3-2-4-8
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕		
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕		
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	全枚数	3-2-4-9
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基に1回 〔設置後〕		
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕		
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-5-3
						法長 厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕		
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工(連節ブ ロック張り)	法長	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	代表箇所 各1枚	3-2-5-3
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工(天端保 護ブロック)	幅	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-5-3

改定理由

デジタル 写真管理

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	5	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-5-4
						法長 厚さ(ブロック)	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回		
3	2	5	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-5-5
						法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回		
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	2	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	3	3	アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	5	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-5-4
						法長 厚さ(ブロック)	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回		
3	2	5	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-5-5
						法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回		
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	2	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	3	3	アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		

改定理由

デジタル
写真管理

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕		
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕		
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		

改定理由
デジタル 写真管理

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						タックコート、フ ライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						タックコート、フ ライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						浸透性ミルク注入 状況	400mに1回 〔注入時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
3	2	6	9	1	排水性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	9	2	排水性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	9	3	排水性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						タックコート、フ ライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						タックコート、フ ライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						浸透性ミルク注入 状況	400mに1回 〔注入時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
3	2	6	9	1	排水性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	9	2	排水性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	9	3	排水性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		

改定理由
デジタル 写真管理

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-11
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-11
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-11
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-11
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		

改定理由
デジタル写真管理

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕		
						鉄網寸法 位 置	80mに1回 〔据付後〕		
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕		
						目地段差	1工事に1回		
						敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 下層路盤工	転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	1,000mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ	400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況	400mに1回 〔施工中〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕		
						鉄網寸法 位 置	80mに1回 〔据付後〕		
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕		
						目地段差	1工事に1回		
						敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 下層路盤工	転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	1,000mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ	400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況	400mに1回 〔施工中〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		

改定理由
デジタル写真管理

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕			
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工(加熱アス ファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕			
3	2	6	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕			

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕			
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工(加熱アス ファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3	2	6	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕			
3	2	6	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕			

改定理由

デジタル
写真管理

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	6	14	3	ブロック舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3	2	6	14	5	ブロック舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
3	2	6	15		路面切削工	幅 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-15
3	2	6	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-16
3	2	6	17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-17
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						修正状況	400mに1回 〔施工後〕		

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	14	3	ブロック舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3	2	6	14	5	ブロック舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
3	2	6	15		路面切削工	幅 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-15
3	2	6	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-16
3	2	6	17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-17
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						修正状況	400mに1回 〔施工後〕		

改定理由

デジタル
写真管理

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	7	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-2
3	2	7	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-3
3	2	7	5		バイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-5
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-6
3	2	7	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションバイル 工)	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込み前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-7
						杭径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込後〕		
						砂の投入量	全数量〔打込前後〕		
3	2	7	9		固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰バイル工)	位置・間隔 杭径 深度	1施工箇所に1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-9

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	7	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-2
3	2	7	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-3
3	2	7	5		バイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-5
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-6
3	2	7	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションバイル 工)	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込み前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-7
						杭径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込後〕		
						砂の投入量	全数量〔打込前後〕		
3	2	7	9		固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰バイル工)	位置・間隔 杭径 深度	1施工箇所に1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-9

改定理由

「デジタル
写真管理

出来形管理
基準改定に伴う
修正。

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼枕) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1施工箇所 に1回 〔打込前〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-5
						数量	全数量 〔打込後〕		
3	2	10	5	2	土留・仮締切工(アンカー工)	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-5
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3	2	10	5	3	土留・仮締切工(連節ブロック 張り工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	代表箇所 各1枚	3-2-10-5
3	2	10	5	4	土留・仮締切工(締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-5
3	2	10	5	5	土留・仮締切工(中詰盛土)	出来ばえ	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-5
3	2	10	9		地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-9

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼枕) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1施工箇所に1回 〔打込前〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-5
						数量	全数量 〔打込後〕		
3	2	10	5	2	土留・仮締切工(アンカー工)	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-5
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3	2	10	5	3	土留・仮締切工(連節ブロック 張り工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	代表箇所 各1枚	3-2-10-5
3	2	10	5	4	土留・仮締切工(締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-5
3	2	10	5	5	土留・仮締切工(中詰盛土)	出来ばえ	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-5
3	2	10	9		地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-9

改定理由

デジタル 写真管理

現 行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	10	10		地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-2-10-10
3	2	10	22		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工に 準 ずる		3-2-10-22
3	2	12	1	1	casting fee (metal support work)	製作状況	適宜 [製作中]	代表箇所 各1枚	3-2-12-1
3	2	12	1	2	casting fee (large rubber support work)	製作状況	適宜 [製作中]	代表箇所 各1枚	3-2-12-1
3	2	12	1	3	仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚	3-2-12-1
						製作状況	適宜 [製作中]		
3	2	12	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所 に1回 [仮組立時]	代表箇所 各1枚	3-2-12-1

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	10	10		地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-2-10-10
3	2	10	22		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工に 準 ずる		3-2-10-22
3	2	12	1	1	casting fee (metal support work)	製作状況	適宜 [製作中]	代表箇所 各1枚	3-2-12-1
3	2	12	1	2	casting fee (large rubber support work)	製作状況	適宜 [製作中]	代表箇所 各1枚	3-2-12-1
3	2	12	1	3	仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚	3-2-12-1
						製作状況	適宜 [製作中]		
3	2	12	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所 に1回 [仮組立時]	代表箇所 各1枚	3-2-12-1

改定理由

デジタル 写真管理

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	12	3	1	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚	3-2-12-3 ※シミュレーション 仮組立検査 の場合は仮組 立寸法を省略
						製作状況	適宜 [製作中]		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 [仮組立時]		
3	2	12	3	2	桁製作工(仮組立検査を実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚	3-2-12-3
						製作状況	適宜 [製作中]		
3	2	12	3	3	桁製作工(鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1基に1回又は1工事に1回 [仮組立時]	代表箇所 各1枚	3-2-12-3
3	2	12	4		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚	3-2-12-4
						製作状況	適宜 [製作中]		
3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚	3-2-12-5
						製作状況	適宜 [製作中]		
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 [仮組立時]		
3	2	12	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚	3-2-12-6
						製作状況	適宜 [製作中]		

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	12	3	1	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚	3-2-12-3 ※シミュレーション 仮組立検査 の場合は仮組 立寸法を省略
						製作状況	適宜 [製作中]		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 [仮組立時]		
3	2	12	3	2	桁製作工(仮組立検査を実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚	3-2-12-3
						製作状況	適宜 [製作中]		
3	2	12	3	3	桁製作工(鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1基に1回又は1工事に1回 [仮組立時]	代表箇所 各1枚	3-2-12-3
3	2	12	4		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚	3-2-12-4
						製作状況	適宜 [製作中]		
3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚	3-2-12-5
						製作状況	適宜 [製作中]		
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 [仮組立時]		
3	2	12	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚	3-2-12-6
						製作状況	適宜 [製作中]		

改定理由
デジタル 写真管理

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	12	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-7
					製作状況	適宜 〔製作中〕			
3	2	12	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-8
					製作状況	適宜 〔製作中〕			
3	2	12	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-9
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
3	2	12	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-10
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
3	2	12	11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-11
						素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕		
3	2	13	1		架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚	3-2-13-1
						製作状況	適宜 〔製作中〕		

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	12	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-7
					製作状況	適宜 〔製作中〕			
3	2	12	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-8
					製作状況	適宜 〔製作中〕			
3	2	12	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-9
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
3	2	12	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-10
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
3	2	12	11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-11
						素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕		
3	2	13	1		架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚	3-2-13-1
						製作状況	適宜 〔製作中〕		

改定理由
デジタル
写真管理

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 (混合前)	代表箇所 各1枚	3-2-14-2
						土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工中]		
						法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]		
3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 [清掃後]	代表箇所 各1枚	3-2-14-2
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 [吹付前]		
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 [吹付後]		
						法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]		
						材料使用量	1工事に1回 (混合前)		
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 [清掃後]	代表箇所 各1枚	3-2-14-3
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 [吹付前]		
						法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]		
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 [吹付後]		
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-2-14-4
3	2	14	4	2	法枠工(プレキャスト法枠工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-2-14-4
3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ	1施工箇所に1回 [削孔後]	代表箇所 各1枚	3-2-14-6
						配置誤差	1施工箇所に1回 [施工後]		

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 (混合前)	代表箇所 各1枚	3-2-14-2
						土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工中]		
						法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]		
3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 [清掃後]	代表箇所 各1枚	3-2-14-2
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 [吹付前]		
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 [吹付後]		
						法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]		
						材料使用量	1工事に1回 (混合前)		
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 [清掃後]	代表箇所 各1枚	3-2-14-3
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 [吹付前]		
						法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]		
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 [吹付後]		
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-2-14-4
3	2	14	4	2	法枠工(プレキャスト法枠工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-2-14-4
3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ	1施工箇所に1回 [削孔後]	代表箇所 各1枚	3-2-14-6
						配置誤差	1施工箇所に1回 [施工後]		

改定理由

デジタル
写真管理

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	15	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-15-1
						厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕		
3	2	15	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	3-2-15-2
3	2	15	3		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工 法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補 強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-15-3
3	2	15	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-15-4
							法長 厚さ		
3	2	16	1		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-16-1

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	15	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-15-1
						厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕		
3	2	15	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	3-2-15-2
3	2	15	3		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工 法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補 強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-15-3
3	2	15	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-15-4
							法長 厚さ		
3	2	16	1		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-16-1

改定理由
「デジタル写真管理」

現 行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	18	1		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効高 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 〔打設前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-18-1

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	2	18	1		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効高 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 〔打設前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-18-1	デジタル 写真管理

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
6	河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4	護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-1-7-4	
6	河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8	杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所に1回 〔打込み前〕	代表箇所 各1枚	6-1-10-8	
				幅 方向		1施工箇所に1回 〔施工後〕				
6	河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3	配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	6-1-13-3	
6	河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4	ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	6-1-13-4	
6	河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	両渠工(本体工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	6-3-5-6
6	河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	両渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	120m又は1施工箇所に1回 〔巻立前〕	不要	6-3-5-6
6	河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7	翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	6-3-5-7	

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
6	河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4	護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-1-7-4	
6	河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8	杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所に1回 〔打込み前〕	代表箇所 各1枚	6-1-10-8	
				幅 方向		1施工箇所に1回 〔施工後〕				
6	河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3	配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	6-1-13-3	
6	河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4	ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	6-1-13-4	
6	河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	両渠工(本体工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	6-3-5-6
6	河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	両渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	120m又は1施工箇所に1回 〔巻立前〕	不要	6-3-5-6
6	河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7	翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	6-3-5-7	

改定理由
「デジタル写真管理情報基準(H22.9)」の記載内容と表現の統一を図り、「整理条件」を「提出頻度」に変更する。

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
6	河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	8	水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	6-3-5-8
6	河川編	4 水門	6 水門 本体工	7 8 9 10 11	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	6-4-6-7
6	河川編	4 水門	9 鋼管 管理橋上 部工	10	1 支承工(鋼製支承)	支承取付 状況	1スパンに 1回 〔取付後〕	代表箇所 各1枚	6-4-9-10
6	河川編	4 水門	9 鋼管 管理橋上 部工	10	2 支承工(ゴム支承)	支承取付 状況	1スパンに 1回 〔取付後〕	代表箇所 各1枚	6-4-9-10
6	河川編	4 水門	12 橋梁付 属物工 〇鋼管 管理橋 U	4	地覆工	地覆の幅 地覆の高 さ有効幅 員	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-4-12-4
6	河川編	4 水門	12 橋梁付 属物工 〇鋼管 管理橋 U	5 6	橋梁用防 護柵工 橋梁用高 欄工	幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-4-12-5

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
6	河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	8	水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	6-3-5-8
6	河川編	4 水門	6 水門 本体工	7 8 9 10 11	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	6-4-6-7
6	河川編	4 水門	9 鋼管 管理橋上 部工	10	1 支承工(鋼製支承)	支承取付 状況	1スパンに 1回 〔取付後〕	代表箇所 各1枚	6-4-9-10
6	河川編	4 水門	9 鋼管 管理橋上 部工	10	2 支承工(ゴム支承)	支承取付 状況	1スパンに 1回 〔取付後〕	代表箇所 各1枚	6-4-9-10
6	河川編	4 水門	12 橋梁付 属物工 〇鋼管 管理橋 U	4	地覆工	地覆の幅 地覆の高 さ有効幅 員	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-4-12-4
6	河川編	4 水門	12 橋梁付 属物工 〇鋼管 管理橋 U	5 6	橋梁用防 護柵工 橋梁用高 欄工	幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-4-12-5

改定理由
デジタル 写真管理

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
6	4	12	7		検査路工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-4-12-7
6	5	6	13 14		開門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-5-6-13 6-5-6-14
6	5	7	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
6	5	8	3		魚道本体工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-5-9-2
6	5	9	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-5-9-2
6	6	4	6		本体工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-6-4-6
6	6	4	7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	適宜	6-6-4-7
6	6	5	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-6-5-7

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
6	4	12	7		検査路工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-4-12-7
6	5	6	13 14		開門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-5-6-13 6-5-6-14
6	5	7	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
6	5	8	3		魚道本体工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-5-8-3
6	5	9	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-5-9-2
6	6	4	6		本体工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-6-4-6
6	6	4	7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	適宜	6-6-4-7
6	6	5	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-6-5-7

改定理由
「デジタル写真管理」
条番号の記載ミス を修正。

現 行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6	1	本体工(床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-7-4-6
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8	1	水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-7-4-8
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-7-5-6

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由 「デジタル 写真管理」
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6	1	本体工(床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-7-4-6	
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8	1	水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-7-4-8	
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-7-5-6	

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第7編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5	場所打コンクリート工	幅高さ	200m又は1施工箇所につき1回 〔型枠取外後〕	代表箇所各1枚	7-1-5-5
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6	海岸コンクリートブロック工	数量	全数量〔製作後〕	代表箇所各1枚	7-1-5-6
					ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕			
					据付状況	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕			
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4	海岸コンクリートブロック工	数量	全数量〔製作後〕	代表箇所各1枚	7-1-6-4
					ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔施工後〕			
					法長厚さ	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕			
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5	コンクリート被覆工	法長厚さ	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	7-1-6-5
					裏込材厚	40m又は1施工箇所につき1回 〔施工中〕			
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2	コンクリート被覆工	幅厚さ	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	7-1-8-2
					基礎厚	40m又は1施工箇所につき1回 〔施工中〕			
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3	波返工	幅高さ	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	7-1-9-3
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4	捨石工	法長天端幅	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	7-2-4-4
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5	吸出し防止工	幅	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	7-2-4-5
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2	捨石工	法長天端幅	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	7-2-5-2

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第7編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5	場所打コンクリート工	幅高さ	200m又は1施工箇所につき1回 〔型枠取外後〕	代表箇所各1枚	7-1-5-5
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6	海岸コンクリートブロック工	数量	全数量〔製作後〕	代表箇所各1枚	7-1-5-6
					ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕			
					据付状況	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕			
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4	海岸コンクリートブロック工	数量	全数量〔製作後〕	代表箇所各1枚	7-1-6-4
					ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔施工後〕			
					法長厚さ	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕			
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5	コンクリート被覆工	法長厚さ	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	7-1-6-5
					裏込材厚	40m又は1施工箇所につき1回 〔施工中〕			
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2	コンクリート被覆工	幅厚さ	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	7-1-8-2
					基礎厚	40m又は1施工箇所につき1回 〔施工中〕			
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3	波返工	幅高さ	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	7-1-9-3
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4	捨石工	法長天端幅	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	7-2-4-4
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5	吸出し防止工	幅	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	7-2-4-5
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2	捨石工	法長天端幅	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	7-2-5-2

改定理由
「デジタル写真管理情報基準(H22.9)」の記載内容と表現の統一を図り、「整理条件」を「提出頻度」に変更する。

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第8編 砂防編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	8-1-3-4
					製作状況	適宜 〔製作中〕			
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に1回 〔施工中〕	各月1枚	8-1-8-4
					打継目処理 打込・養生	4リフトに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
					天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-1-8-6
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-1-8-8
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工(不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-1-9-5
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工(透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-1-9-5
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-1-9-6
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	幅 高さ 厚さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-2-5-8

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第8編 砂防編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	8-1-3-4
					製作状況	適宜 〔製作中〕			
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に1回 〔施工中〕	各月1枚	8-1-8-4
					打継目処理 打込・養生	4リフトに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
					天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-1-8-6
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-1-8-8
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工(不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-1-9-5
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工(透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-1-9-5
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-1-9-6
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	幅 高さ 厚さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-2-5-8

改定理由
「デジタル写真管理情報基準(H22.9)」の記載内容と表現の統一を図り、「整理条件」を「提出頻度」に変更する。

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第8編 砂防編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
8	3	6	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	不要	8-3-6-4
8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	不要	8-3-7-4
8	3	7	5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	不要	8-3-7-5
8	3	9	6		合成杭工	偏心量	1施行箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-3-9-6
						数量			

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第8編 砂防編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由 「デジタル 写真管理」	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度			
8	3	6	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	不要	8-3-6-4		
8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	不要	8-3-7-4		
8	3	7	5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	不要	8-3-7-5		
8	3	9	6		合成杭工	偏心量	1施行箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-3-9-6		
						数量				全数量 〔打込後〕	

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第9編 ダム編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(本体)	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	9-1-4
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(水叩)	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	9-1-4
						打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部中間 リフトに1回		
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(副ダム)	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	9-1-4
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(導流壁)	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	9-1-4
9 ダム 編	2 フィ ルダ ム	3 盛立 工	5		コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	9-2-3-5
9 ダム 編	2 フィ ルダ ム	3 盛立 工	6		フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	9-2-3-6
9 ダム 編	2 フィ ルダ ム	3 盛立 工	7		ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	9-2-3-7

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第9編 ダム編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(本体)	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	9-1-4
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(水叩)	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	9-1-4
						打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部中間 リフトに1回		
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(副ダム)	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	9-1-4
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工(導流壁)	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	9-1-4
9 ダム 編	2 フィ ルダ ム	4 盛立 工	5		コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	9-2-4-5
9 ダム 編	2 フィ ルダ ム	4 盛立 工	6		フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	9-2-4-6
9 ダム 編	2 フィ ルダ ム	4 盛立 工	7		ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	9-2-4-7

改定理由
「デジタル写真管理情報基準(H22.9)」の記載内容と表現の統一を図り、「整理条件」を「提出頻度」に変更する。
「第2節適用すべき諸基準」追記による条番号ずれ。
「第2節適用すべき諸基準」追記による条番号ずれ。
「第2節適用すべき諸基準」追記による条番号ずれ。

現 行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第9編 ダム編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
9 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム(洪水吐)	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	9-2
9 ダム 編	3 基礎 グラウチ ング	3 ボー リング 工			ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 〔施工中〕	適宜	9-3-3	
					コアー	地質変化毎全数量 〔抜取後〕			

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第9編 ダム編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由 「デジタル 写真管理」
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
9 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム(洪水吐)	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	適宜	9-2	
9 ダム 編	3 基礎 グラウチ ング	3 ボー リング 工			ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 〔施工中〕	適宜	9-3-3		
					コアー	地質変化毎全数量 〔抜取後〕				

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
10	道路編	1	3	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所に1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	10-1-3-2
10	道路編	1	9	6		場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-1-9-6
10	道路編	1	11	4		落石防止網工	幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-11-4
10	道路編	1	11	5		落石防護柵工	高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-11-5
10	道路編	1	11	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-11-6
10	道路編	1	11	7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-11-7
10	道路編	1	12	4		遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回(施 工前は必要に応じて)〔施工 前後〕	適宜	10-1-12-5
10	道路編	1	12	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-12-5

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
10	道路編	1	3	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所に1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	10-1-3-2
10	道路編	1	9	6		場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-1-9-6
10	道路編	1	11	4		落石防止網工	幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-11-4
10	道路編	1	11	5		落石防護柵工	高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-11-5
10	道路編	1	11	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-11-6
10	道路編	1	11	7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-11-7
10	道路編	1	12	4		遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回(施 工前は必要に応じて)〔施工 前後〕	適宜	10-1-12-5
10	道路編	1	12	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-12-5

改定理由

「デジタル
写真管理
情報基準
(H22.9)」
の記載内
容と表現
の統一を
図り、「整
理条件」
を「提出
頻度」に
変更す
る。

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
10 道路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	10-2-4	
						転圧状況				
						修正状況				各層毎400mに1回 〔修正後〕
						厚さ				各層毎200mに1回 〔修正後〕
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕				
10 道路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	10-2-4	
						タックコート、プ ライムコート				各層毎に1回 〔散布時〕
						平坦性				1工事に1回 〔実施中〕
10 道路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工 (路 面 排 水 工)	9		排水性舗装用路肩排水工	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕	不要	10-2-5-9	
10 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コ ン ク リ ー ト 工) (ラ バ ー シ ュ ー) (ア ン カ ー ボ ル ト)	〈コンクリート工〉 各部の厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-2-7-4	
						各部の長さ				
						〈ラバーシュー〉 各部の長さ				
						厚さ				
					〈アンカーボルト〉 中心のずれ アンカー長					
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工(標識基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	適宜	10-2-9-4	
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工(標識柱工)	設置高さ	1施工箇所に1回	適宜	10-2-9-4	
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	配管状況	100m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	不要	10-2-12-5	

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度			
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	10-2-4	デジタル 写真管理	
						転圧状況					
						修正状況					各層毎400mに1回 〔修正後〕
						厚さ					各層毎200mに1回 〔修正後〕
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕					
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	10-2-4		
						タックコート、プ ライムコート					各層毎に1回 〔散布時〕
						平坦性					1工事に1回 〔実施中〕
10 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工 (路 面 排 水 工)	9		排水性舗装用路肩排水工	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕	不要	10-2-5-9		
10 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コ ン ク リ ー ト 工) (ラ バ ー シ ュ ー) (ア ン カ ー ボ ル ト)	〈コンクリート工〉 各部の厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-2-7-4		
						各部の長さ					
						〈ラバーシュー〉 各部の長さ					
						厚さ					
					〈アンカーボルト〉 中心のずれ アンカー長						
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工(標識基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	適宜	10-2-9-4		
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工(標識柱工)	設置高さ	1施工箇所に1回	適宜	10-2-9-4		
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	配管状況	100m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	不要	10-2-12-5		

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
10	2	12	5	2	ケーブル配管工(ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	不要	10-2-12-5-2	
10	2	12	6		照明工(照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 [施工前は必要に応じて] [施工前後]	適宜	10-2-6	
10	3	橋梁下部	3	工場製作工	鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚	10-3-3-3	
						製作状況	適宜 [製作中]			
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回 [仮組立時]			
10	3	橋台工	6	8	橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	10-3-6-8	
10	3	RC橋脚工	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	10-3-7-9
10	3	RC橋脚工	7	9	2	橋脚躯体工(ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	10-3-7-9
10	3	鋼製橋脚工	8	9	1	橋脚フーチング工(I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	10-3-8-9

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度			
10	2	12	5	2	ケーブル配管工(ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	不要	10-2-12-5-2	デジタル 写真管理	
10	2	12	6		照明工(照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 [施工前は必要に応じて] [施工前後]	適宜	10-2-6		
10	3	橋梁下部	3	工場製作工	鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 [原寸時]	代表箇所 各1枚	10-3-3-3		
						製作状況	適宜 [製作中]				
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回 [仮組立時]				
10	3	橋台工	6	8	橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	10-3-6-8		
10	3	RC橋脚工	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	10-3-7-9	
10	3	RC橋脚工	7	9	2	橋脚躯体工(ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	10-3-7-9	
10	3	鋼製橋脚工	8	9	1	橋脚フーチング工(I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	10-3-8-9	

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
10	3	8	9	2	橋脚フーチング工(門型)	幅高さ	全数量 (型枠取外後)	代表箇所 各1枚	10-3-8-9
10	3	8	10	1	橋脚架設工(I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 (架設中)	代表箇所 各1枚	10-3-8-10
10	3	8	10	2	橋脚架設工(門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 (架設中)	代表箇所 各1枚	10-3-8-10
10	3	8	11		現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所1回 (施工後)	代表箇所 各1枚	10-3-8-11
10	4	3	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 (原寸時)	代表箇所 各1枚	10-4-3-9
						製作状況	適宜 (製作中)		
10	4	8	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の 削孔長	1施工箇所1回(削孔後)	代表箇所 各1枚	10-4-8-3
10	5	6	2		プレビーム桁製作工(現場)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 (原寸時)	代表箇所 各1枚	10-5-6-2
						製作状況	適宜 (製作中)		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 (仮組立時)		
						幅高さ	桁毎に1回 (型枠取外し後)		

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
10	3	8	9	2	橋脚フーチング工(門型)	幅高さ	全数量 (型枠取外後)	代表箇所 各1枚	10-3-8-9	
10	3	8	10	1	橋脚架設工(I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 (架設中)	代表箇所 各1枚	10-3-8-10	
10	3	8	10	2	橋脚架設工(門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 (架設中)	代表箇所 各1枚	10-3-8-10	
10	3	8	11		現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所1回 (施工後)	代表箇所 各1枚	10-3-8-11	
10	4	3	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 (原寸時)	代表箇所 各1枚	10-4-3-9	
						製作状況	適宜 (製作中)			
10	4	8	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の 削孔長	1施工箇所1回(削孔後)	代表箇所 各1枚	10-4-8-3	
10	5	6	2		プレビーム桁製作工(現場)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 (原寸時)	代表箇所 各1枚	10-5-6-2	
						製作状況	適宜 (製作中)			
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 (仮組立時)			
						幅高さ	桁毎に1回 (型枠取外し後)			

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	6 イン バ ー ト 工	4		インバート本体工	インバート (厚さ)	40m又は1施工箇所 に1回 [埋戻し前]	代表箇所 各1枚	10-6-6-4
						幅(全幅)	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]		
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	4		坑門本体工	幅 高さ	1施工箇所 に1回 [埋戻し前]	代表箇所 各1枚	10-6-8-4
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	40m又は1施工箇所 に1回 [型枠組立後]	代表箇所 各1枚	10-6-8-5
						覆工 (厚さ)	40m又は1施工箇所 に1回 [型枠取外し後]		
						幅(全幅) 高さ(内法)	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]		
10 道路 編	11 共同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	厚さ 内空幅 内空高	200m又は1施工箇所 に1回 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	10-11-6-2
10 道路 編	11 共同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	1施工箇所 に1回 [設置後]	代表箇所 各1枚	10-11-6-4
10 道路 編	11 共同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工(防水)	幅	100m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	10-11-6-5

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	6 イン バ ー ト 工	4		インバート本体工	インバート (厚さ)	40m又は1施工箇所 に1回 [埋戻し前]	代表箇所 各1枚	10-6-6-4	デジタル 写真管理
						幅(全幅)	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]			
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	4		坑門本体工	幅 高さ	1施工箇所 に1回 [埋戻し前]	代表箇所 各1枚	10-6-8-4	
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	40m又は1施工箇所 に1回 [型枠組立後]	代表箇所 各1枚	10-6-8-5	
						覆工 (厚さ)	40m又は1施工箇所 に1回 [型枠取外し後]			
						幅(全幅) 高さ(内法)	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]			
10 道路 編	11 共同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	厚さ 内空幅 内空高	200m又は1施工箇所 に1回 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	10-11-6-2	
10 道路 編	11 共同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	1施工箇所 に1回 [設置後]	代表箇所 各1枚	10-11-6-4	
10 道路 編	11 共同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工(防水)	幅	100m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	10-11-6-5	

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
10	11	6	5	2	防水工(防水保護工)	厚さ	100m又は1施工箇所1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	10-11-6-5
10	11	6	5	3	防水工(防水壁)	高さ 幅 厚さ	1施工箇所1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	10-11-6-5
10	11	7	2		プレキャスト躯体工	据付状況	200m又は1施工箇所1回 [埋戻し前]	代表箇所 各1枚	10-11-7-2
10	12	5	2		管路工(管路部)	敷設状況	100m又は1施工箇所1回 [敷設後]	代表箇所 各1枚	10-12-5-2
10	12	5	3		プレキャストボックス工(特殊部)	据付状況	100m又は1施工箇所1回 [据付後]	代表箇所 各1枚	10-12-5-3
10	12	5	4		現場打ちボックス工(特殊部)	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所1回 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	10-12-5-4
10	12	6	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所1回 [型枠取外し後]	不要	10-12-6-2

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(出来形管理)【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
10	11	6	5	2	防水工(防水保護工)	厚さ	100m又は1施工箇所1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	10-11-6-5	デジタル 写真管理
10	11	6	5	3	防水工(防水壁)	高さ 幅 厚さ	1施工箇所1回 [施工後]	代表箇所 各1枚	10-11-6-5	
10	11	7	2		プレキャスト躯体工	据付状況	200m又は1施工箇所1回 [埋戻し前]	代表箇所 各1枚	10-11-7-2	
10	12	5	2		管路工(管路部)	敷設状況	100m又は1施工箇所1回 [敷設後]	代表箇所 各1枚	10-12-5-2	
10	12	5	3		プレキャストボックス工(特殊部)	据付状況	100m又は1施工箇所1回 [据付後]	代表箇所 各1枚	10-12-5-3	
10	12	5	4		現場打ちボックス工(特殊部)	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所1回 [型枠取外し後]	代表箇所 各1枚	10-12-5-4	
10	12	6	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所1回 [型枠取外し後]	不要	10-12-6-2	

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(その他)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
その他					舗装工関係 橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	その他	
					ダム工関係 仮排水路	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	適宜	その他	
					仮締切(土石)	巻出し厚	100m又は1施工箇所に1回 〔巻出し時〕	適宜	その他	
						転圧状況	転圧機械が変わる毎に1回 〔締固時〕		その他	
					仮締切(コンクリート)	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	適宜	その他	
					基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械変わる毎に1回 〔施工中〕	適宜	その他	
						土質、岩質	土質、岩質変わる毎に1回 〔掘削中〕		その他	
						岩盤清掃状況	1施工箇所に1回 〔清掃前後〕		その他	
					堤体コンクリート打設	骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	月に1回〔施工中〕	適宜	その他	
						打継目処理、打込養生	8リフトに1回 〔施工中〕		その他	
					堤体止水	止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフトに1回 〔据付後〕	適宜	その他	
					堤体排水工	排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフトに1回 〔据付後〕	適宜	その他	
					堤体冷却工	配管間隔、通水状況	5リフトに1回 〔据付後〕	適宜	その他	
					堤体埋設計器	器種、位置、間隔	1施工箇所に1回 〔据付後〕	適宜	その他	
					トンネル関係	トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	その他
						トンネル(矢板工法)	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	その他
							湧水状況	適宜 〔掘削中〕		その他
							埋設支保工(建込間隔、寸法、基数)	100m又は1施工箇所に1回 〔建込後〕		その他
						湧水処理工設置状況	全数量 〔設置後〕		その他	
						集水渠(幅、高さ、位置)	100m又は1施工箇所に1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	その他	
地下排水工(管接合据付状況)										
地下排水工(フィルター厚さ)	100m又は1施工箇所に1回 〔投入前後〕	代表箇所 各1枚	その他							
矢板設置状況	岩質の変わる毎に1回 〔設置後〕		その他							
グラウト材料使用量	全数量 〔使用前後〕		その他							

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(その他)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
その他					舗装工関係 橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	その他	
					ダム工関係 仮排水路	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	適宜	その他	
					仮締切(土石)	巻出し厚	100m又は1施工箇所に1回 〔巻出し時〕	適宜	その他	
						転圧状況	転圧機械が変わる毎に1回 〔締固時〕		その他	
					仮締切(コンクリート)	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	適宜	その他	
					基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械変わる毎に1回 〔施工中〕	適宜	その他	
						土質、岩質	土質、岩質変わる毎に1回 〔掘削中〕		その他	
						岩盤清掃状況	1施工箇所に1回 〔清掃前後〕		その他	
					堤体コンクリート打設	骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	月に1回〔施工中〕	適宜	その他	
						打継目処理、打込養生	8リフトに1回 〔施工中〕		その他	
					堤体止水	止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフトに1回 〔据付後〕	適宜	その他	
					堤体排水工	排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフトに1回 〔据付後〕	適宜	その他	
					堤体冷却工	配管間隔、通水状況	5リフトに1回 〔据付後〕	適宜	その他	
					堤体埋設計器	器種、位置、間隔	1施工箇所に1回 〔据付後〕	適宜	その他	
					トンネル関係	トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	その他
						トンネル(矢板工法)	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	その他
							湧水状況	適宜 〔掘削中〕		その他
							埋設支保工(建込間隔、寸法、基数)	100m又は1施工箇所に1回 〔建込後〕		その他
						湧水処理工設置状況	全数量 〔設置後〕		その他	
						集水渠(幅、高さ、位置)	100m又は1施工箇所に1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	その他	
地下排水工(管接合据付状況)										
地下排水工(フィルター厚さ)	100m又は1施工箇所に1回 〔投入前後〕	代表箇所 各1枚	その他							
矢板設置状況	岩質の変わる毎に1回 〔設置後〕		その他							
グラウト材料使用量	全数量 〔使用前後〕		その他							

改定理由
「デジタル写真管理情報基準(H22.9)」の記載内容と表現の統一を図り、「整理条件」を「提出頻度」に変更する。

現行

【現行（平成26年）】

撮影箇所一覧表(その他)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
その他					配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所 に1回 〔組立後〕	適宜	その他
					コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況	工種種別毎に1回 〔施工時〕	1施工ブロック 各1枚	その他
					養生	養生状況	工種種別毎に1回、養生方法 毎に1回 〔養生時〕		その他

改定案

【改定最終案（平成27年版）】

撮影箇所一覧表(その他)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要	改定理由	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度			
その他					配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所 に1回 〔組立後〕	適宜	その他		デジタル 写真管理
					コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況	工種種別毎に1回 〔施工時〕	1施工ブロック 各1枚	その他		
					養生	養生状況	工種種別毎に1回、養生方法 毎に1回 〔養生時〕		その他		